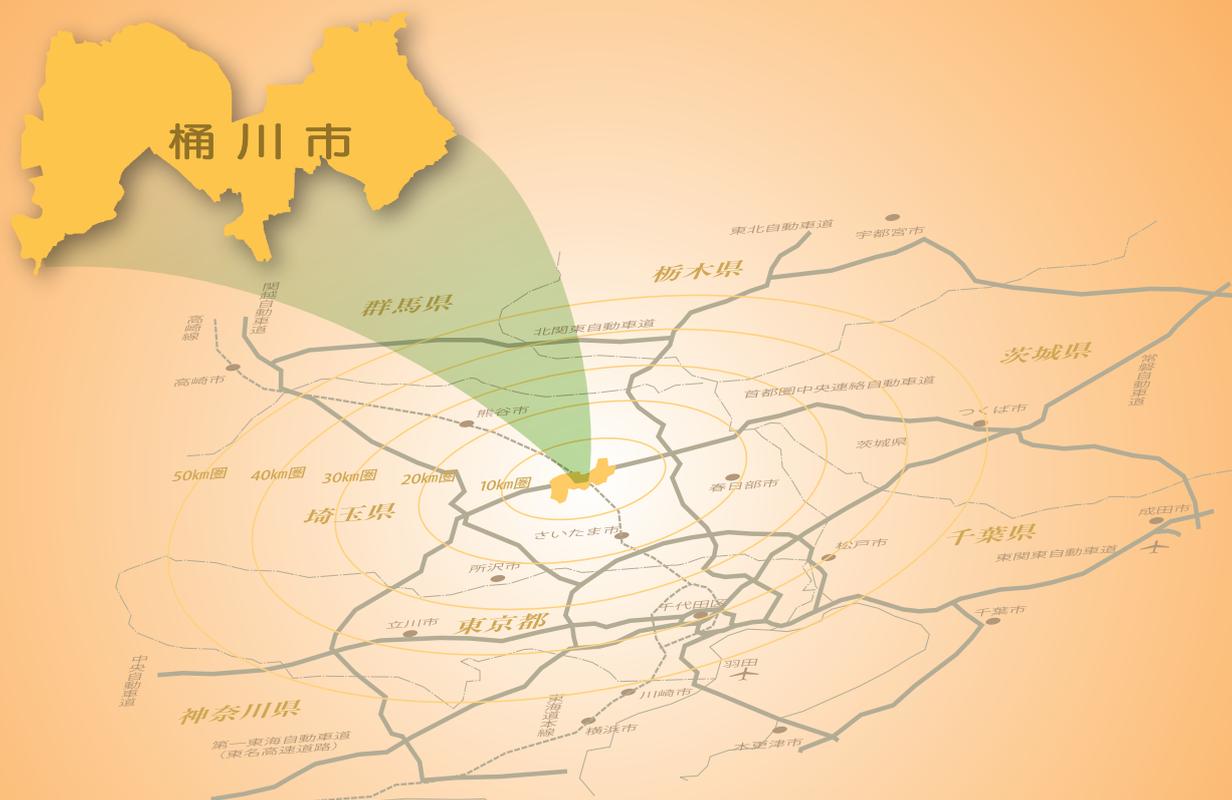


# 桶川市第五次総合振興計画

みんなで つくり 育む  
活気あふれる交流拠点都市 おけがわ



平成23年4月  
桶川市

OKAWA



『みんなで つくり <sup>はぐく</sup> 育む

活気あふれる交流拠点都市 おけがわ』

の実現をめざして



本市は、平成 22 年 11 月に市制施行 40 周年を迎え、人口約 7 万 6 千人を数える首都圏近郊の住宅都市として発展してきました。

また、古くは中山道の宿場町として発展してきましたが、特に、江戸時代末期から明治の初め頃にかけては、紅花や小麦などの集散地として栄えてきた歴史があります。

そして、明治の中頃に高崎線の桶川駅が開設されると、鉄道による大量輸送時代の幕開けとともに人々が移り住み、近年は、高度経済成長とも相まって首都圏のベッドタウンとして、大きく発展してきました。

一方、道路網に関しては、中山道や国道 17 号線の整備により南北方向を中心に発展してきましたが、平成 22 年 3 月に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の桶川北本インターチェンジが開通し、さらに、今後予定されている（仮称）桶川インターチェンジの開通と合わせて、圏央道の全線開通により、これまでの関越自動車道や中央自動車道に加えて、東北自動車道や常磐自動車道などのその他の高速道路とも結ばれることになるため、交通結節点としての利便性をいかしたまちづくりに大きな期待が高まっております。

こうした新時代の幕開けとともに、新しい時代に相応しいまちづくりを実現するため、本市を取り巻く社会経済情勢の変化を的確にとらえて、子育て支援や高齢化対策など柔軟に対応しながら、更なる、市民サービスの向上やまちの活性化を目指して、各施策を遂行していかねばなりません。

そこで、今般、新たに次の 10 か年を期間とした「みんなで つくり <sup>はぐく</sup> 育む 活気あふれる交流拠点都市 おけがわ」を将来像とする「桶川市第五次総合振興計画」を策定いたしました。

これらの実現に向けましては、人口減少社会や少子高齢化の進展の中で、市民の皆様の積極的な参画と協働が不可欠ですので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、今回の桶川市第五次総合振興計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様や市内の各種団体に対しましては、心から感謝申し上げます。

平成 23 年 3 月

桶川市長

若崎正男

# 目次

## 序論

第1章 計画策定の主旨	3
1 策定の目的	3
2 計画の性格、構成、期間	4
3 計画策定の基本方針	5
第2章 計画策定の背景	6
1 桶川市の概況	6
2 時代の潮流	15
3 総合振興計画における上位計画などの動向	18
4 桶川市第四次総合振興計画に係る取組状況	20
5 市民意向 ～市民アンケート結果より～	22
第3章 まちづくりの課題	27

## 基本構想

第1章 目的と期間	33
第2章 基本理念	33
第3章 将来像	34
第4章 まちづくりの枠組み	35
1 人口フレーム	35
2 土地利用	36
第5章 施策の大綱	45

## 前期基本計画

施策体系	51
施策ページの読み方	52

### 施策の大綱 1 だれもが主役の桶川をつくる

【参画・協働】

施策 101 協働の推進	54
施策 102 自主的活動の推進と交流促進	58
施策 103 男女共同参画社会の推進	62

## 施策の大綱 2 <sup>はぐく</sup> 生きる力を育み 次代に繋げる桶川をつくる【教育・文化】

施策 201	就学前教育の支援・充実	66
施策 202	学校教育の充実	68
施策 203	青少年の健全な育成	72
施策 204	生涯学習・生涯スポーツの充実	74
施策 205	人権教育・啓発と平和の推進	78
施策 206	文化・芸術の振興・保存・継承	80

## 施策の大綱 3 共に支え合いいきいきと暮らせる 桶川をつくる【健康・福祉】

施策 301	健康づくりの推進・医療の充実	84
施策 302	子育て支援の充実	88
施策 303	高齢者施策の充実	92
施策 304	障がい者（児）支援の充実	96
施策 305	地域福祉の推進	100
施策 306	自立した生活への支援体制の充実	102
施策 307	ノーマライゼーションの推進	104

## 施策の大綱 4 環境にやさしく安心・安全に 住み続けられる桶川をつくる【市民生活】

施策 401	地球温暖化対策の推進	108
施策 402	資源循環型社会の構築	112
施策 403	快適で衛生的な地域環境の創出	116
施策 404	防災対策の推進	118
施策 405	防犯まちづくりの推進	122
施策 406	交通安全対策の推進	126
施策 407	安全な消費生活の確保	128

## 施策の大綱 5 みどりと調和した暮らしやすい 桶川をつくる【みどり・都市基盤】

施策 501	良好な住環境の創出と保全	132
施策 502	歩いて暮らせるまちの実現	136
施策 503	魅力あるまちづくりへの新たな取り組み	140
施策 504	都市計画道路の整備	144
施策 505	生活道路の整備・改善	146
施策 506	憩いの自然空間の保全と活用	148
施策 507	みどり空間の創出	150
施策 508	治水対策の推進	152

## 施策の大綱6 にぎわいと活力ある桶川をつくる【産業】

施策 601	農業の振興	156
施策 602	工業の振興	160
施策 603	商業の振興	162
施策 604	観光の振興	164
施策 605	就労支援と勤労者福利厚生 <sup>みす</sup> の充実	166

## 施策の大綱7 計画的で将来を見据えた 桶川をつくる【行財政運営】

施策 701	計画行政の推進	170
施策 702	経営的な視点からの財政運営	174
施策 703	情報共有の推進	176
施策 704	広域行政の推進	178

## 資料

1	策定体制	182
2	桶川市振興計画審議会	183
3	桶川市第五次総合振興計画（基本構想・前期基本計画）策定要綱	186
4	桶川市総合振興計画策定経過	190
5	指標一覧	192
6	第五次総合振興計画 前期基本計画 基本事業における主な取組 担当課一覧	199

### 桶川市マスコットキャラクター “オケちゃん”

本計画書に登場する、“オケちゃん”は、平成22年11月3日に誕生し、市民登録されました。江戸末期、桶川<sup>えんじ</sup>臙脂の名で有名だった「べに花」を頭に、「中山道桶川宿」をイメージした着物をまとい、草履を履いています。散歩や旅、イベントが大好きで、桶川のPRに奮闘しています。



桶川市マスコットキャラクター  
「オケちゃん」

# 序論



## 1 策定の目的

本市は、昭和47年度策定の「桶川市総合振興計画基本構想」以来、平成13年度には、「はつらつとした 緑豊かな 市民文化都市 おけがわ」を将来都市像に掲げた「桶川市第四次総合振興計画」を策定し、各種の施策を展開してきました。JR高崎線の利便性の向上に加えて、今後、首都圏中央連絡自動車道や上尾道路の整備により、2つのインターチェンジを有するまちとなります。さらに、市内での土地区画整理事業も進み、新たな住宅地が供給されるなど、都市基盤の整備も格段に進んでいます。

一方、わが国は、少子高齢社会を迎え、平成19年をピークに人口減少へ転じています。また、高度情報化社会の進展や、地球規模の環境問題の深刻化など、大きく変化しています。

近年の社会経済情勢の変化に対応し、本市の将来の発展を展望するため、協働のまちづくりに取り組み、これからの10年間の市政の目標と方向性を示す「桶川市第五次総合振興計画」を策定しました。

## 2 計画の性格、構成、期間

### (1) 性格

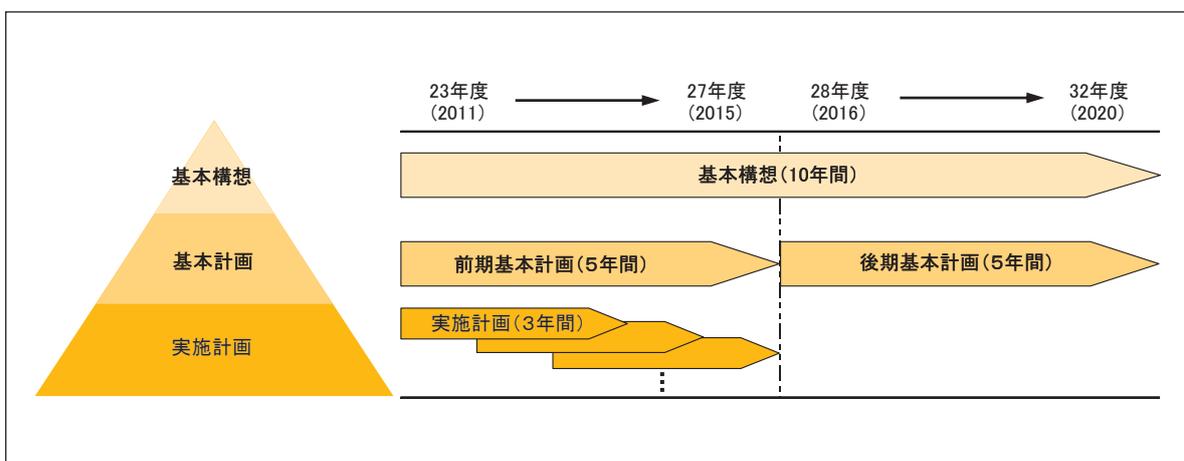
本計画は、本市の行政運営に関し基本となる計画であり、その計画を実現するための具体的な諸施策の策定及び実施にあたって指針となるものです。

また、効率的な行政運営を計画的に進めるために定めた指標に基づき、\*進行管理や評価を行います。

### (2) 構成と期間

桶川市第五次総合振興計画は、長期計画としての「基本構想」、中期計画としての「基本計画」、短期計画としての「実施計画」の3段階により構成します。

基本構想	<p>基本構想は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定するもので、長期的な視点から、本市の基本理念と将来像及び施策の取り組みの方向を示したものです。</p> <p>計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。</p>
基本計画	<p>基本計画は、基本構想に基づき行政の分野ごとに現状と課題を明らかにし、必要な施策を総合的、体系的に定めたものです。基本的に5年間で単位とした計画で、前期基本計画は平成23年度から平成27年度まで、後期基本計画は平成28年度から平成32年度までを計画期間とします。</p>
実施計画	<p>実施計画は、基本計画で示された施策について、財政状況や社会経済情勢を考慮し、より具体的な事業を定めたものです。計画期間は3年間とし、原則として毎年度見直しを行います。</p>



\* **進行管理**: プロジェクト計画の中で策定されたスケジュールと、実際の進行状況との間のずれを常に把握し、スケジュール変更や、作業手順の見直しなどを必要に応じて行うこと。

### 3 計画策定の基本方針

#### (1) 本市の将来像を見据え、実効性の高い計画策定

桶川市第五次総合振興計画は、基本理念のもと社会経済情勢を踏まえ、本市の将来像を明確に示し、それを見据えた計画づくりを行っています。

また、中長期的視点に立った実効性のある計画づくりを進めました。

なお、諸施策の展開に際しては、有効性の高い施策を選択した上で、集中して行います。

#### (2) 市民との協働による計画策定

計画策定の段階に応じ、市民アンケート、団体ヒアリング、地区別懇談会、小中学生からのキャッチフレーズ募集などを行い、公募メンバーで構成される市民会議を実施し、市民の視点に立った計画づくりに努めました。また、市民などで構成する審議会により策定を進め、市民の方からの意見を募集するなど、市民と行政が一体となった計画づくりに努めました。

#### (3) 職員参画による計画策定

計画的に市政を運営していくためには、職員一人ひとりが計画の内容を把握し、計画の進行管理を行っていくことが必要であることから、計画策定の各段階で、できるだけ多くの職員が関わり、活発な議論を交わしながら計画づくりに取り組みました。

#### (4) 進行管理と評価システムの構築

進行管理と評価システムの構築については、現行の行財政制度を踏まえ、的確な財政見通しの中で、実現可能な計画となるよう、可能な限り目標値を掲げ、個々の施策の進捗状況の把握ができる計画づくりに努めました。

#### 『市民会議』では

**まちづくりを進めるうえで最も大事にしたいことである「基本理念」と将来実現したいまちの姿である「将来像」について検討を行いました。**

総合振興計画の策定にあたっては、スタートの段階から市民と情報を共有し、策定作業に市民が関わる体制を整えました。中でも、公募メンバーで構成される「市民会議」では、計画の根本となる“まちづくりを進めるうえで最も大事にしたいこと”や“将来実現したいまちの姿”を中心に活発な意見交換がなされました。桶川市第五次総合振興計画における基本構想の「基本理念」及び「将来像」は、この市民会議での検討結果が大きく反映されたものとなっています。

## 1 桶川市の概況

## (1) 位置・地勢

本市は、東京から40km圏にあり、埼玉県ほぼ中央に位置し、東西8km、南北4kmにわたり蝶が羽根を広げたような形をしており、市の面積は25.26km<sup>2</sup>です。東は蓮田市、久喜市に、西は川島町に、南は上尾市、伊奈町に、北は北本市に隣接していますが、北東側の一部は鴻巣市にも接しています。

地形は、市の中央部が台地となっており、東西方向の市境に向かって緩やかに下がっています。市東部の市境には元荒川、市西部の市境には荒川が流れています。

市の中央部をJR高崎線と中山道、国道17号線が南北を縦断し、県道川越栗橋線が東西を横断しています。また、市の北部を現在建設中の首都圏中央連絡自動車道が横断し、市の西部を現在建設中の上尾道路が縦断します。



## (2) 沿革

本市は、江戸時代に米や麦、紅花などの集散地として物流機能を担い、中山道の6番目の宿場町として大変栄えました。大麦は“桶川麦”、紅花は“桶川<sup>えんじ</sup>胭脂”としてその名を知られ、「<sup>もがみへにはな</sup>最上紅花」(山形)に次ぐ全国で2番目の生産量を誇っていました。

明治になると町村合併が進み、明治22年4月の町村制施行に伴い桶川町、加納村、川田谷村となり、その後、昭和30年1月加納村と合併、同年3月川田谷村と合併、昭和31年4月上尾町大字井戸木字後を編入、一部を分離して桶川町として発足し、昭和45年11月3日に市制を施行しました。

その後、首都圏への産業と人口の集中に伴って、東京及び県南部への通勤者やその家族が数多く居住する住宅都市としての性格を強めてきました。

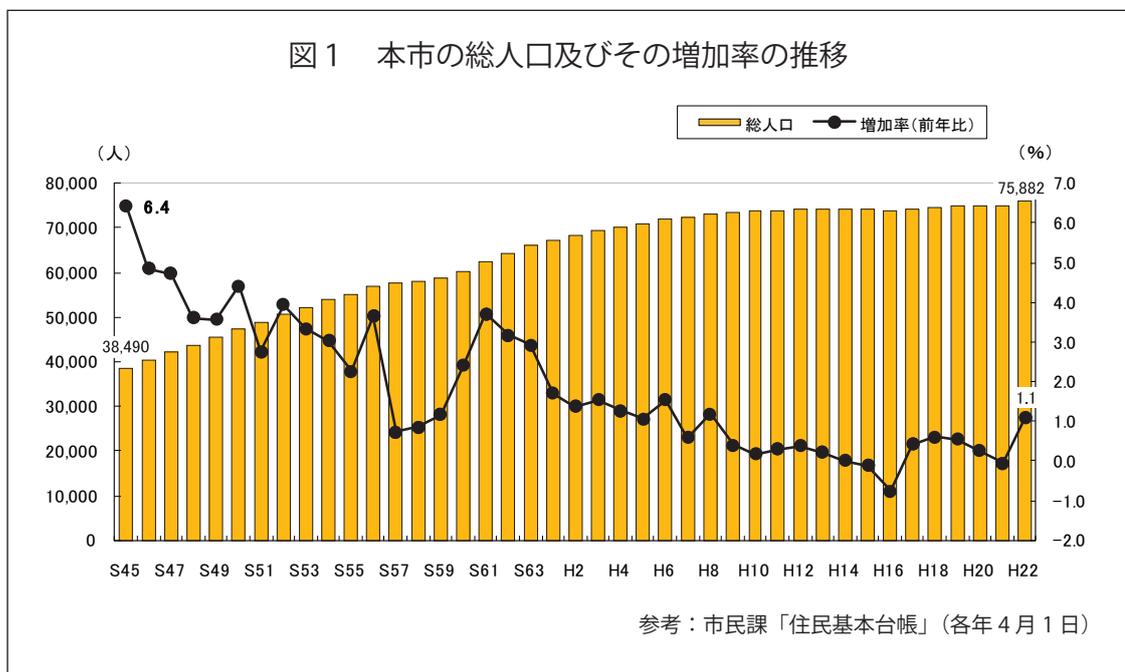
平成22年には、市制40周年を迎えました。

## (3) 人口と世帯

### ① 人口

平成22年4月1日現在における総人口は、75,882人です。昭和45年の市制施行当時は38,490人でしたが、昭和52年に5万人、平成4年に7万人を超えました。

しかし、平成10年以降は微増傾向となっています。(図1)



本市の総人口は、平成20年から平成22年までの2年間で約300人増加していますが、周辺市町の状況を見ると、総人口が増加しているのは、さいたま市、鴻巣市、上尾市、伊奈町となっています。一方、総人口が減少しているのは北本市、蓮田市、川島町となっています。(表1)

表1 本市と周辺市町の総人口推移

	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	増減
桶川市	74,706	74,118	74,910	75,593	75,882	289
さいたま市	1,153,560	1,173,592	1,188,883	1,204,461	1,226,487	22,026
鴻巣市	120,875	120,877	120,658	120,795	120,981	186
上尾市	216,899	220,820	223,392	225,320	226,851	1,531
北本市	70,766	71,066	71,078	70,702	70,279	-423
蓮田市	65,008	64,795	64,233	64,028	63,864	-164
伊奈町	33,899	35,498	37,849	40,756	42,375	1,619
川島町	23,557	23,448	23,160	22,748	22,480	-268

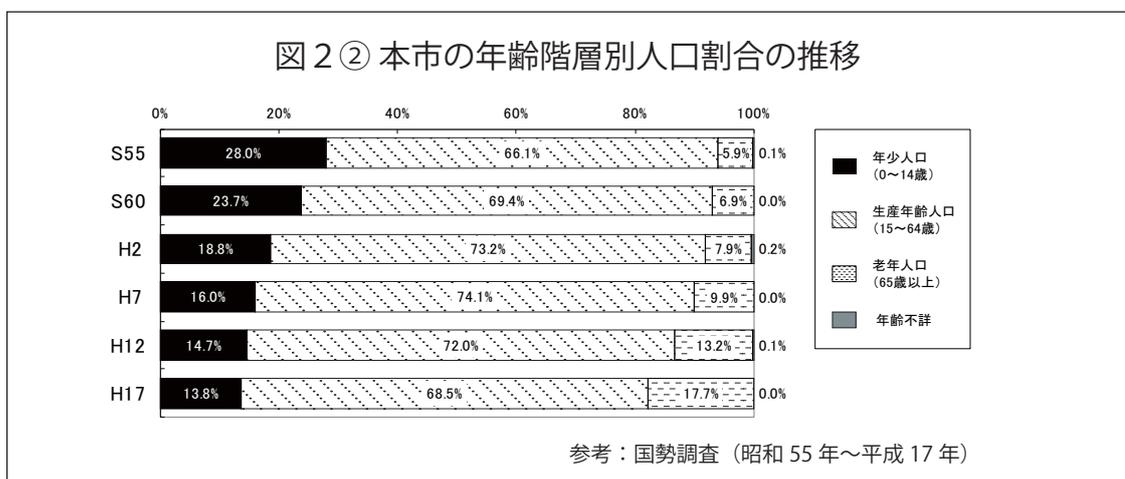
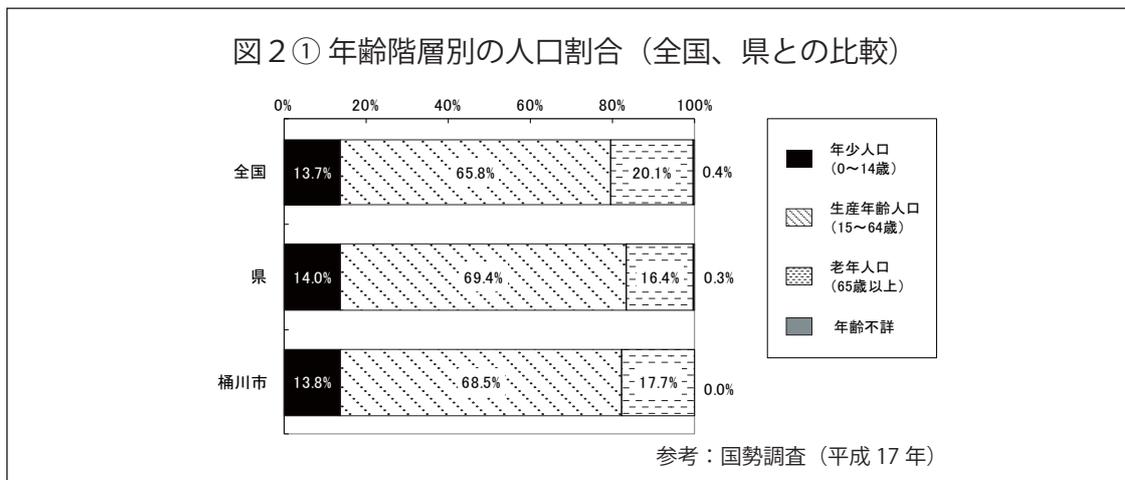
(人)

参考：各市町ホームページなど（各年4月1日現在）

注：増減は平成20年と平成22年との比較

平成14年及び16年の数値は、さいたま市が旧岩槻市、鴻巣市が旧吹上町、旧川里町を含んでいる。

本市の年齢階層人口割合は、平成17年の国勢調査によると、県平均とほぼ同じです。(図2①) また、昭和55年～平成17年の国勢調査で本市の年齢階層別人口割合を見ると、年々、少子高齢化が進行しています。(図2②)



※グラフのデータは小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないものがあります。

本市の高齢化率は、平成22年1月時点で21.4%であり、全国平均より低いものの、県平均より高くなっています。(表2①) それに対して、本市の年少人口比率は、13.2%であり、全国平均及び県平均とほぼ同じ水準となっています。(表2②)

表2 高齢化率及び年少人口比率の比較：本市、国、県、周辺市町

①高齢化率			②年少人口比率		
順位		高齢化率	順位		年少人口比率
1位	蓮田市	22.4%	1位	伊奈町	17.6%
2位	桶川市	21.4%	2位	上尾市	14.1%
3位	川島町	21.0%	3位	さいたま市	14.1%
4位	北本市	21.0%	4位	桶川市	13.2%
5位	上尾市	20.1%	5位	鴻巣市	12.9%
6位	鴻巣市	19.9%	6位	北本市	12.7%
7位	さいたま市	18.4%	7位	蓮田市	12.5%
8位	伊奈町	16.4%	8位	川島町	12.0%
参考	全国平均	22.8%	参考	全国平均	13.3%
	県平均	19.6%		県平均	13.5%

参考：総務省統計局及び埼玉県ホームページ（平成22年1月1日現在）

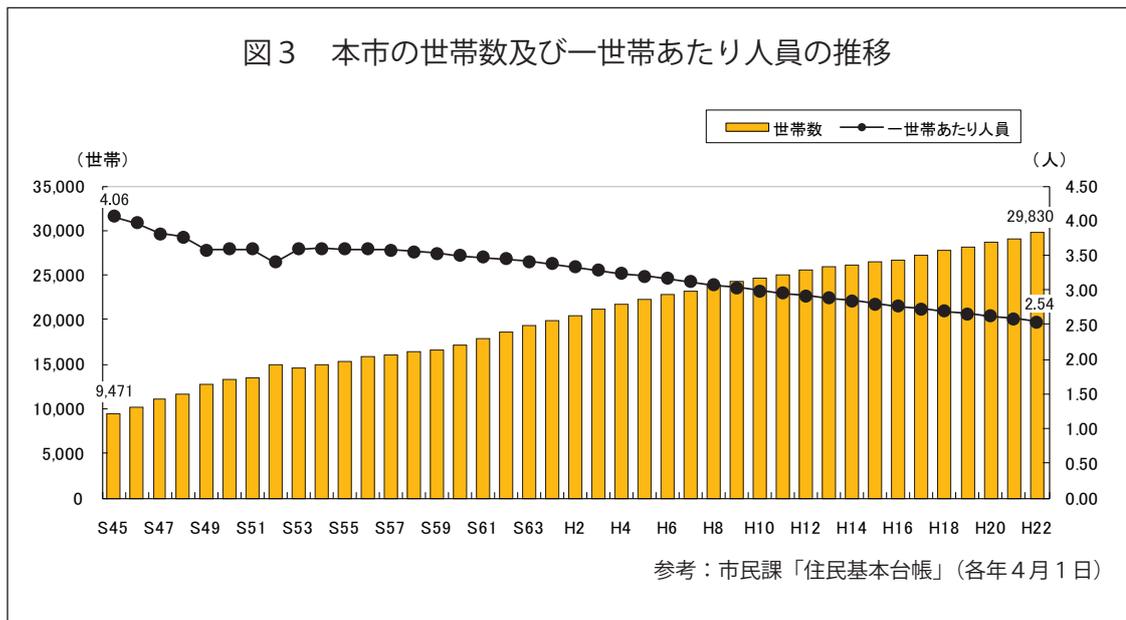
注：高齢化率は、総人口に占める65歳以上人口の割合

年少人口比率は、総人口に占める15歳未満人口の割合

表中の数値で同率であるものについては、小数点第2位を比較して順位をつけている。

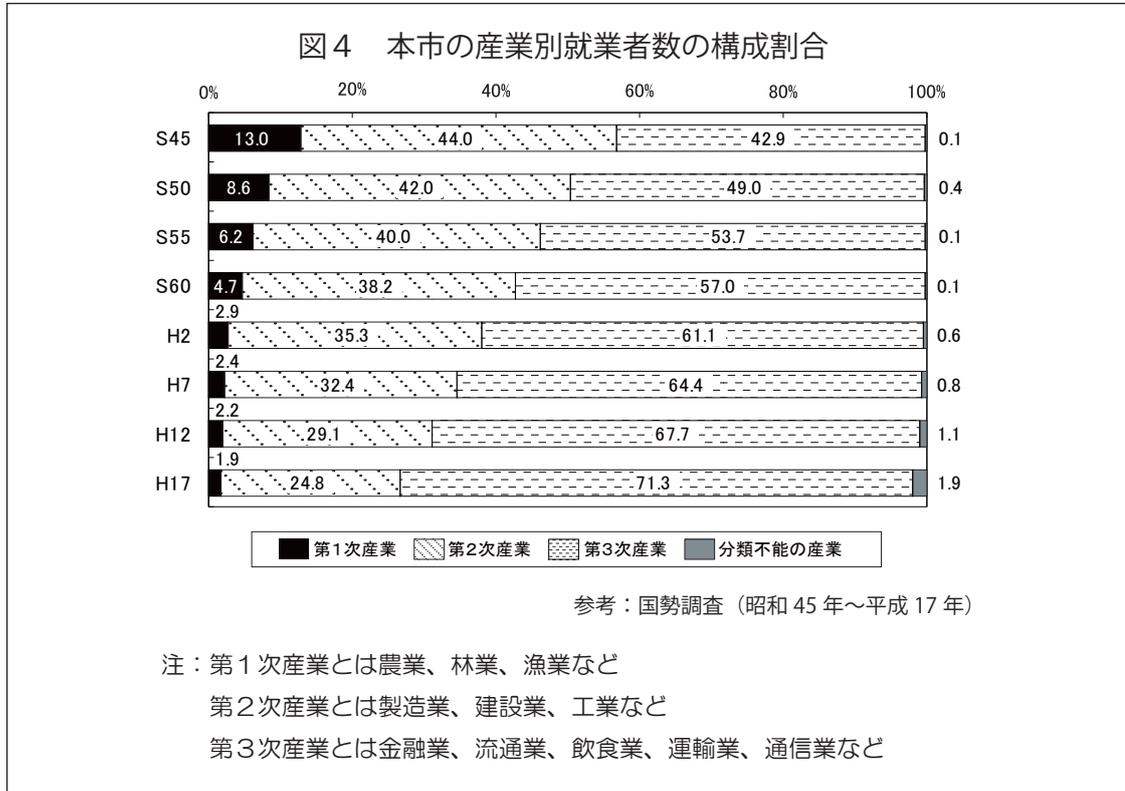
## ② 世帯

本市の世帯数は、年々増加傾向にあります。一方、一世帯あたり人員は、全国的な傾向と同様に、減少傾向となっています。(図3)



#### (4) 産業

本市における産業別就業者数の構成割合は、平成17年の国勢調査によると、第1次産業1.9%、第2次産業24.8%、第3次産業71.3%となっており、第3次産業の従業者が約7割を占めています。(図4)

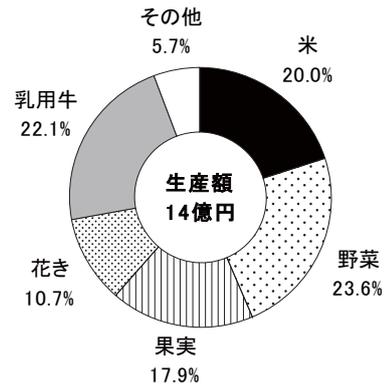


農業

本市の農業生産額は、平成18年調査によると、14億円であり、野菜、乳用牛、米がそれぞれ約5分の1を占めています。(図5)

また、農家人口は、平成7年～平成17年において減少傾向にあり、その背景には高齢化、後継者不足が主として挙げられます。また、畜産については、周辺環境による操業条件の変化も理由として考えられます。(図6及び図7)

図5 本市の農業生産額の内訳



参考：農林水産省「平成18年生産農業所得統計」

図6 本市の農家人口 ※1

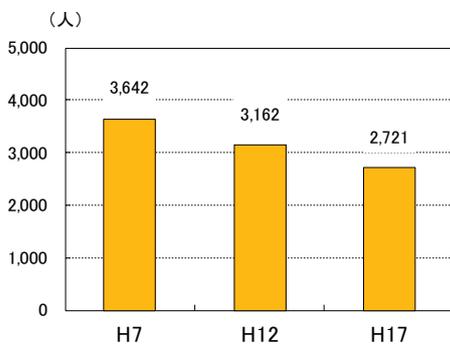
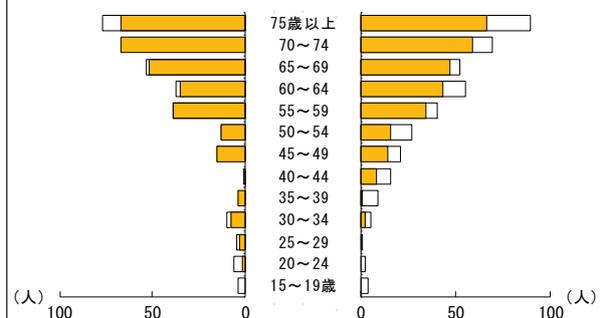


図7 本市の農業就業人口の年齢構成 ※2



参考：図6、7ともに農林水産省「2005年農林業センサス」

注：※1 農家人口とは、農家を構成する世帯員の総数のこと。

※2 農業就業人口とは、15歳以上の農家世帯員のうち、農業だけに従事した方と、農業及びそれ以外の仕事（兼業）双方に従事したが農業従事日数の方が多い方との合計。なお、□(白抜き)部分は基幹的農業従事者（自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者）を示す。

本市の総農家に対する販売農家（経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家）の割合は、約58%であり、周辺市町と比較すると、上尾市や伊奈町より高いものの、鴻巣市、北本市、蓮田市、川島町より低くなっています。(表3)

表3 本市と周辺市町の総農家、販売農家、自給的農家数

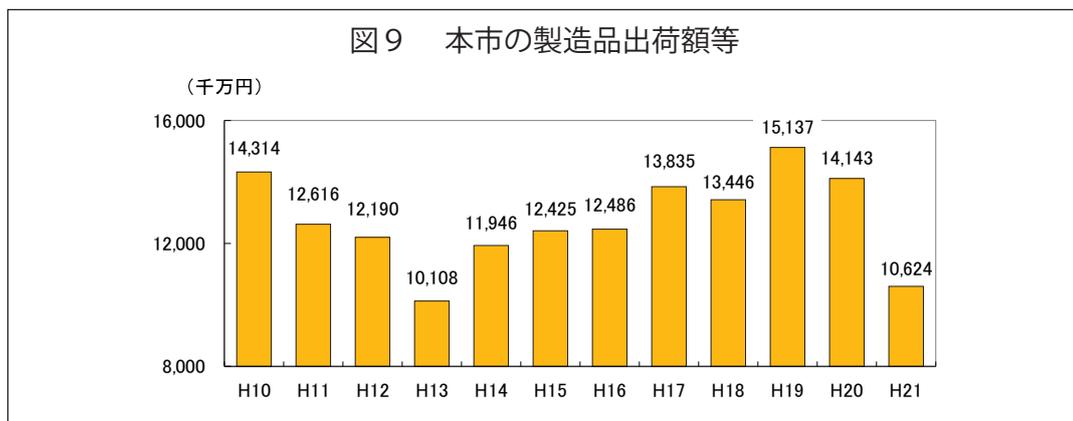
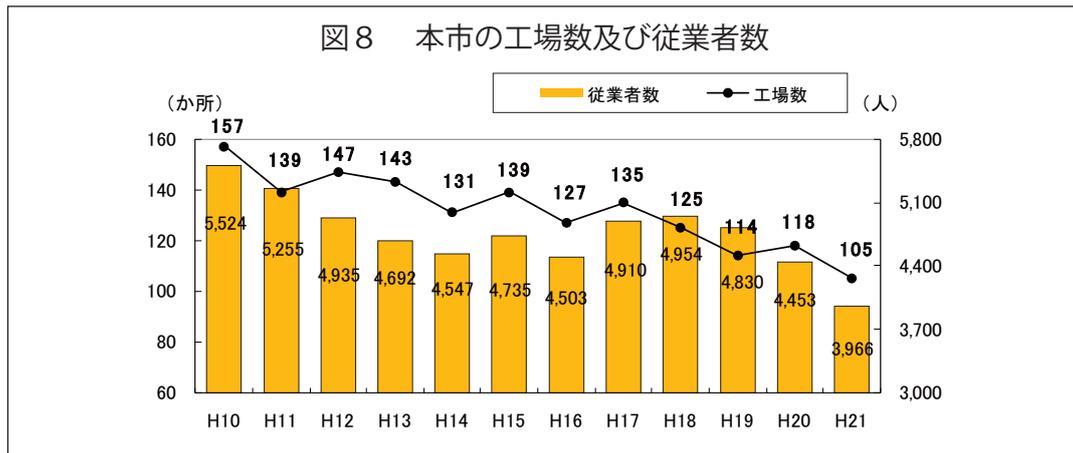
	総農家 (戸)	販売農家		自給的農家 (戸)
		(戸)	(%)	
桶川市	657	378	57.5	279
さいたま市	3,301	1,927	58.4	1,374
鴻巣市	1,293	968	74.9	325
上尾市	1,047	523	50.0	524
北本市	516	381	73.8	135
蓮田市	829	627	75.6	202
伊奈町	425	240	56.5	185
川島町	1,584	1,203	75.9	381

参考：農林水産省「2005年農林業センサス」

工業

本市の工場数は、大きく見ると減少傾向にあり、従業者数は平成17年～平成18年において若干増加したものの、ここ数年は減少傾向となっています。(図8)

また、製造品出荷額等は、平成13年～平成19年において増加傾向にありましたが、平成20年以降、減少しています。(図9) なお、製造品出荷額等を周辺市町と比較すると、蓮田市とほぼ同じ規模となっています。(表4)



参考：図8、9ともに桶川市の統計書／総務課「平成20年工業統計調査結果」  
ただし、平成21年のみ埼玉県ホームページ「平成21年工業統計調査結果(速報)」

表4 本市と周辺市町の事業所数及び従業者数、製造品出荷額等

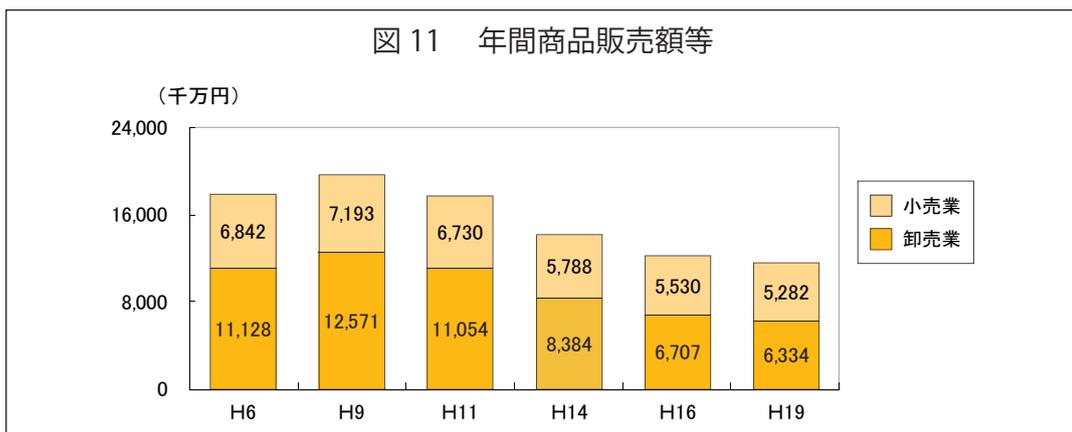
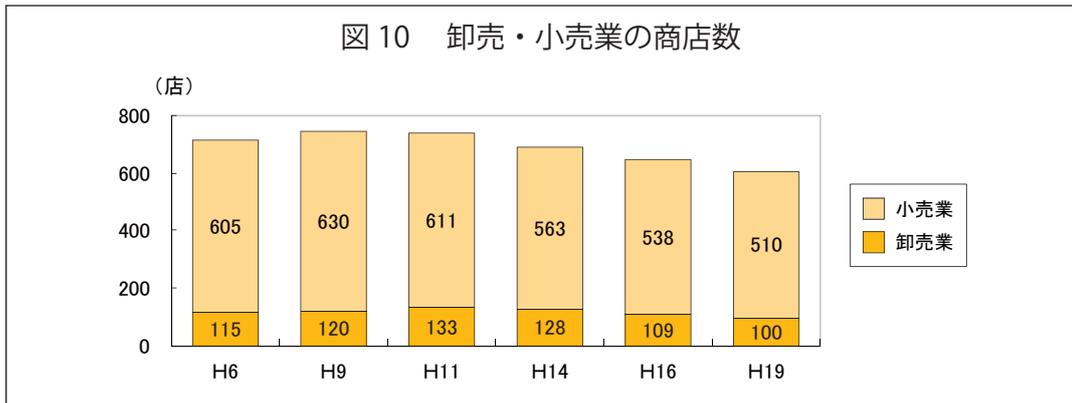
	事業所数 (か所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
桶川市	105	3,966	10,624,384
さいたま市	1,111	27,842	71,973,189
鴻巣市	200	7,532	21,733,567
上尾市	274	10,557	31,036,281
北本市	84	2,819	6,564,717
蓮田市	77	3,275	10,845,085
伊奈町	106	3,163	7,652,486
川島町	97	3,596	7,717,253

参考：埼玉県ホームページ「平成21年工業統計調査結果(速報)」

## 商業

本市の商店数、年間商品販売額等は、ともに平成9年以降、減少傾向にあります。(図10及び11)

また、小売業の年間商品販売額等を周辺市町と比較すると、隣接する北本市を下回っており、上尾市の約5分の1となっています。(表5)



参考：図10、11ともに桶川市の統計書／総務課「平成19年商業統計調査結果報告第7-1表」

表5 本市と周辺市町の小売業における事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積

	事業所数 (か所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	売場面積 (㎡)
桶川市	510	3,548	5,282,462	65,885
さいたま市	7,028	65,076	126,094,429	1,178,523
鴻巣市	771	5,488	8,563,303	129,100
上尾市	1,105	10,417	27,717,147	214,843
北本市	413	3,899	6,625,939	80,749
蓮田市	358	2,911	5,226,216	69,326
伊奈町	197	1,519	2,807,477	26,058
川島町	126	1,089	1,317,146	30,449

参考：埼玉県ホームページ「平成19年商業統計調査結果」

## (5) 財政

本市は、平成17年度以降、財政の硬直度を示す経常収支比率が90%台となるなど、財政の弾力性が低くなっています。また、実質公債費比率は平成20年度で9.8%と低下傾向となっています。税収は、税制改正の影響もあり、個人住民税（所得割）が増加傾向となっています。（表6及び表7）

表6 本市の主な財政指標の推移

	歳入 決算額 (百万円)	市税 収入済額 (百万円)	個人住民税 (所得割) (百万円)	固定資産税 (百万円)	財政力 指数(※1)	経常収支 比率(※2)	実質公債費 比率(※3)	将来負担 比率(※4)
平成14年度	19,426	9,785	3,554	4,368	0.75	87.7%		
平成15年度	19,787	9,356	3,362	4,149	0.77	88.6%		
平成16年度	18,719	9,526	3,256	4,144	0.79	89.8%		
平成17年度	18,794	9,419	3,350	4,141	0.81	91.5%	14.2%	
平成18年度	20,104	9,768	3,636	4,028	0.84	91.0%	13.6%	
平成19年度	20,272	10,566	4,447	4,081	0.86	96.1%	9.9%	84.8%
平成20年度	20,051	10,861	4,528	4,196	0.89	94.3%	9.8%	84.3%

表7 本市と周辺市町の財政状況

	歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	実質収支 比率(※5)	経常収支 比率	実質公債費 比率
桶川市	20,051,693	19,417,140	4.2%	94.3%	9.8%
さいたま市	424,743,031	397,325,609	2.1%	88.3%	7.9%
鴻巣市	33,525,280	32,293,234	4.8%	93.2%	10.6%
上尾市	54,783,918	51,671,282	2.8%	94.2%	6.1%
北本市	17,623,076	16,189,487	5.7%	92.6%	9.6%
蓮田市	16,217,043	15,580,137	3.4%	91.8%	15.0%
伊奈町	9,473,427	8,946,213	7.2%	89.5%	13.9%
川島町	6,728,453	6,399,569	6.1%	89.5%	11.5%

参考：表6、7ともに総務省ホームページ「平成20年度版決算カード」

注：※1 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値のこと。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、1を超える団体は、国から地方公共団体へ普通地方交付税が交付されない。

※2 経常収支比率：地方交付税など使い道が自由で毎年きちんと入ってくる財源のうち、人件費や扶助費など固定的な経費が占める割合のこと。100%に近いほど新たな投資に回す資金がないことを意味し、70～80%が適正な水準とされる。

※3 実質公債費比率：自治体の実質的な借金が財政規模に占める割合のこと。数値が高いほど返済の負担が重いことを示す。

※4 将来負担比率：公社や第三セクターなども加えた連結ベースで、自治体が将来的に負担する可能性のある借金の総額が、自治体本体の1年間の収入と比べどれくらい多いかを示した割合のこと。

※5 実質収支比率：一般会計と、公営事業会計を除く特別会計を合わせた普通会計の赤字の割合のこと。

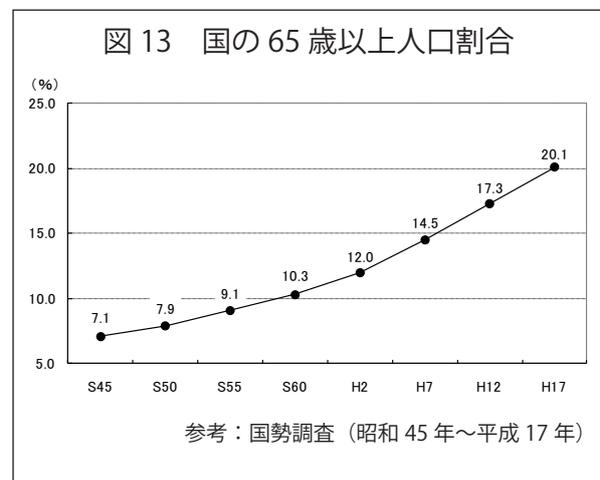
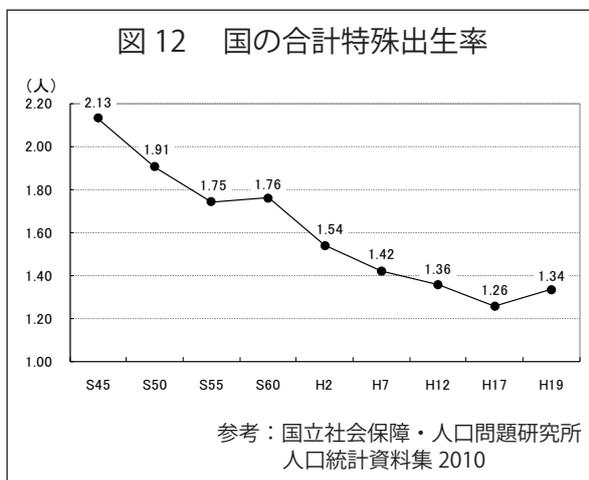
## 2 時代の潮流

### (1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

わが国では、平成19年より、総人口が減少へ転じる人口減少社会へ突入しています。

平成19年の\*合計特殊出生率は1.34人と平成17年と比較すると微増ですが、将来的には減少傾向が予想されています。(図12) このため、子どもを安心して生み育てる社会づくりや、地域が一体となって取り組む体制・しくみづくりが重要となっています。

その一方で、全国の65歳以上の人口割合は、平成17年時点で20.1%と増加傾向にあり、急速に高齢化が進んでいます。(図13) このため、年金や医療、介護などの社会保障制度を維持していくことや、若年者、女性、高齢者の就業を促進することなど、労働の生産性を高める取り組みが必要となっています。



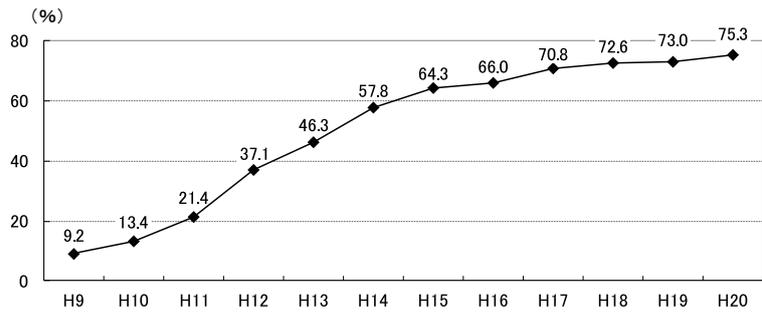
### (2) 高度情報化とグローバル化

インターネットの普及(図14)や携帯電話の進化などによる近年の情報通信技術の急速な進展は、国民生活や経済活動など、さまざまな分野に大きな変革をもたらしてきました。このような情報通信技術を国民生活や国内外での情報提供・発信、事務事業の効率化に、積極的にいかしていくことが求められています。

また、情報通信技術の進展や交通網などの発展は、人・モノ・情報などの移動、交流の規模と範囲を飛躍的に増大させています。こうした中、観光・文化交流など多面的な国際交流を進めていくことが必要です。さらに、国際化に対する意識を高めていくとともに、国際化に対応できる人材の育成などが求められています。

\* 合計特殊出生率：女性が一生のうちに出産する人数の合計のこと。

図14 インターネット普及率（調査対象は全国）



参考：総務省「通信利用動向調査」（平成20年1月）

注：過去1年間にインターネットを利用したことがある個人が対象。インターネット接続機器については、パソコン、携帯電話・PHS、携帯情報端末、ゲーム機などあらゆるものを含み（当該機器を所有しているか否かは問わない。）、利用目的についても、個人的な利用、仕事上の利用、学校での利用などあらゆるものを含む。

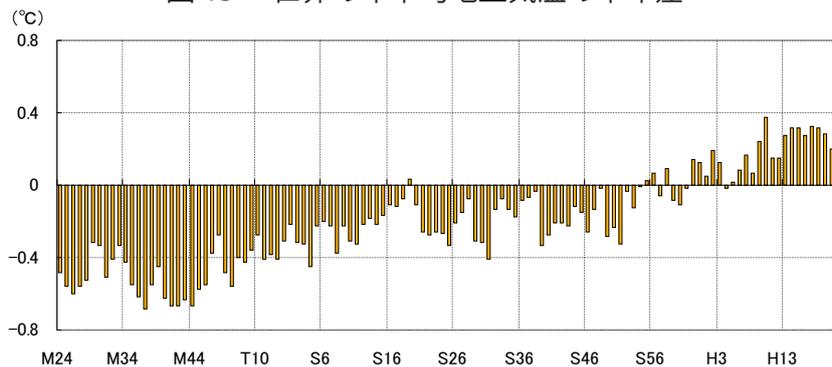
### (3) 地球規模の環境問題の顕在化

地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題については、オゾン層の破壊、森林の減少などにより、深刻化しています。（図15は各年の平均気温の平年値との差を示したもの）

一方で、資源エネルギーの減少や地球温暖化への対策など人々の地球環境に対する関心も高まっています。

こうした中、ごみの減量化や資源のリサイクル化、省エネルギー対策や自然エネルギーの活用対策、環境保全活動の推進などの環境行政を推進することにより、\*循環型社会を確立していくことが重要です。

図15 世界の年平均地上気温の平年差



参考：気象庁ホームページ

注：平年値は1971～2000年の30年平均値のこと。

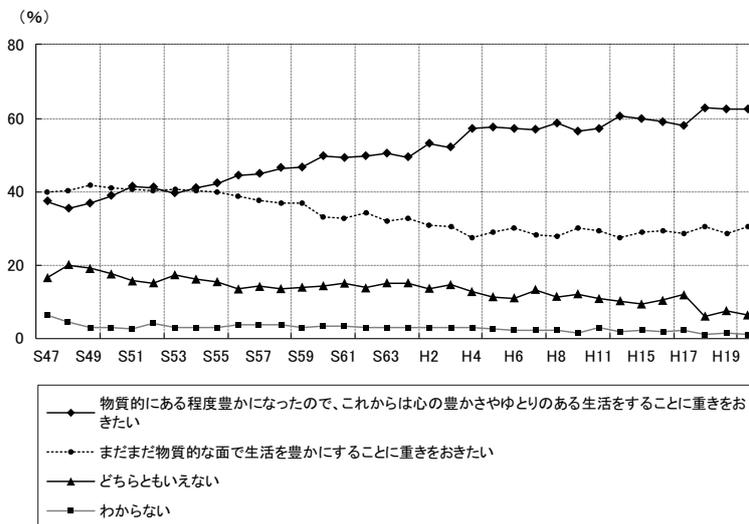
### (4) 価値観・生活スタイルの多様化

人々の価値観は、生活水準の向上や余暇時間の増大などを背景に、モノの豊かさから心の豊かさ、個性を重視する方向へと変化しており、高度情報化の進展により、生活スタイルの多様化が進んでいます。（図16）

\* 循環型社会：環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それらを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。

このため、一人ひとりが個性と能力を発揮し、自己責任のもとで多様な生き方を選択・実践できる機会や環境づくりを行うことで、多様化・高度化するニーズに対応できる質の高いまちづくりやサービスの提供が求められています。

図16 これからは心の豊かさか、物の豊かさか（調査対象は全国）



参考：総務省「国民生活に関する世論調査」（平成21年6月）

## (5) 生活の安心・安全への関心の高まり

近年、国内外において、地震や洪水などの大規模な自然災害が発生しています。

一方、人々の身近な暮らしの中でも、食品偽装に代表される多種多様な消費者被害の増加など、社会の信頼性に関わる問題が生じています。

このような背景から、安心・安全に関する意識が高まり、防災や危機管理体制の整備などにより、安心して安全に暮らすことができる社会づくりが求められています。

また、地震や台風などの被害の拡大を防ぐために、避難所となる公共施設などの耐震化、地域における自主的な備えなどを進め、災害、交通事故、犯罪などのない安全な地域社会づくりに取り組む必要があります。さらに、食の安全への取り組みを進めていくことも求められています。

## (6) 地方分権と協働の推進

平成12年4月に施行された「地方分権一括法」の制定により、国と地方の役割分担に関する原則が定められました。地域における行政は、地方が自主的かつ総合的に担うこととする、対等・協力の新しい関係となり、ますます自立性の高い行財政運営が必要となっています。

今後は、歴史や風土、伝統文化などの地域の特性をいかした魅力的で自立性のある地域づくりを進めていくことが重要です。

また、市民、企業、行政がそれぞれの果たすべき役割と責任を認識した上で、協力しながらまちづくりを進める協働社会の構築が必要となっています。

## 3 総合振興計画における上位計画などの動向

### (1) 国の動向

平成20年7月に策定された国土形成計画は、おおむね平成30年までを計画期間としており、量的拡大「開発」基調から「成熟社会型の計画」へ、国主導から地方分権型の計画づくりへの移行を目指したものです。本計画は新しい国土像として、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることを掲げており、全国計画と広域地方計画から構成されるものです。

この計画では、「国と地方の協働による広域ブロックづくり」に力を入れており、広域ブロックごとに特色ある戦略を描く一方で、各ブロックが交流・連携することによって、相乗効果による活力の向上を目指しています。ブロックの内部では、成長エンジンとなる都市・産業の強化、各地域の連携・相互補完、地域の総合力を結集し、安心して暮らせる生活圏域の形成が新しい国土像として示されています。

新しい国土像実現のための戦略的目標は、「東アジアとの円滑な交流・連携」、「持続可能な地域の形成」、「災害に強いしなやかな国土の形成」、「美しい国土の管理と継承」の4つであり、これらを推進するための横断的視点として『『新たな公』を基軸とする地域づくり』が挙げられています。地縁型コミュニティ、NPO、企業、行政など、多様な主体の参画を地域の課題の解決やきめ細かなサービスの供給につなげるという考え方は、これからの地域づくりにとって不可欠なものとして位置づけられています。

## (2) 広域行政の動向

### ① 埼玉県央地域まちづくり協議会

本市における広域連携については、昭和62年以降、3市2町（鴻巣市、桶川市、北本市、吹上町、川里町）で「埼玉県央都市づくり協議会」を設置し、平成17年に鴻巣市が吹上町、川里町と合併をしたことにより3市で活動をしてきました。

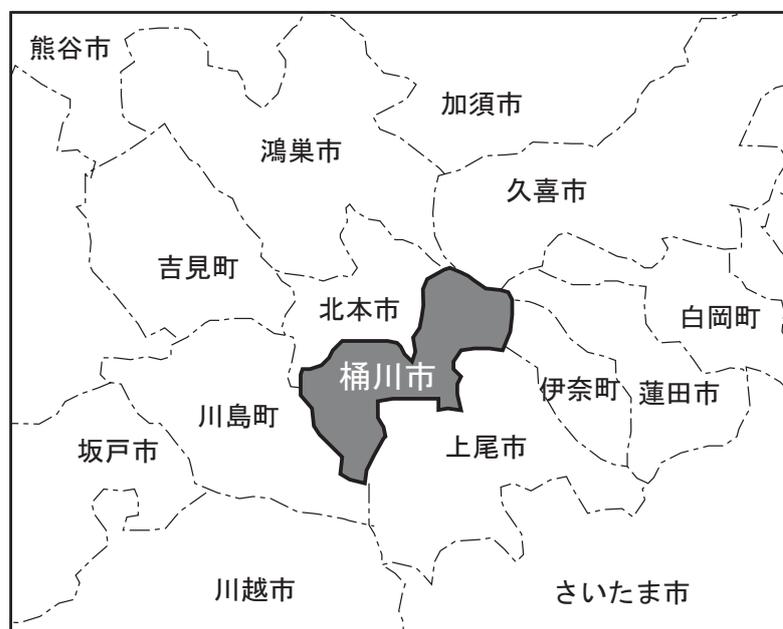
その後、平成21年7月に広域連携の更なる推進の観点から、「埼玉県央都市づくり協議会」を発展的に解散し、上尾市、伊奈町を加えた4市1町による「埼玉県央地域まちづくり協議会」を設置しました。

本協議会は、市町の発展を図るとともに、広域的行政課題について協議し、『魅力あるまちづくり』を目指すことを目的としています。

### ② 一部事務組合

本市では、上水道、し尿処理、消防、斎場の業務について効率的な行政を推進していくために、周辺市町と共同で下表の一部事務組合を設立し、事業の執行にあたっています。

分野	一部事務組合の名称	構成市町
上水道	桶川北本水道企業団	桶川市、北本市
し尿処理（収集運搬を除く）	上尾、桶川、伊奈衛生組合	桶川市、上尾市、伊奈町
消防・斎場	埼玉県央広域事務組合	桶川市、北本市、鴻巣市



## 4 桶川市第四次総合振興計画に係る取組状況

本市は、平成13年度に「桶川市第四次総合振興計画」を策定し、計画的な市政運営に努めてきました。

基本構想は、平成13年度から平成22年度までの10か年を計画期間として、将来都市像である「はつらつとした 緑豊かな 市民文化都市 おけがわ」を実現するために7つの施策の大綱を位置づけました。

「桶川市第五次総合振興計画」の策定に伴い、「桶川市第四次総合振興計画」にて掲げられた155の主要施策について、各課により進捗状況の把握を行いました。主な取り組みとしては、「桶川市ファミリー・サポートセンター」事業開始など、子育て支援施策や市内企業との災害時支援協定の締結といった、市民の安心・安全を守る施策が実施されています。（次頁に後期基本計画期間である平成18年度から平成22年度において行ってきた本市の主な取り組みを掲載）

その一方で、広域交通網の進展に伴う計画的な土地利用や桶川駅東口周辺地域の整備など、「桶川市第五次総合振興計画」においても引き続き取り組むべき課題があります。

また、「桶川市第四次総合振興計画」は、進捗状況を定量的に把握できる数値目標などを設定していなかったため、「桶川市第五次総合振興計画」では、客観的な指標を設定し、的確な評価が実施できるよう、取り組んでいく必要があります。

桶川市第四次総合振興計画・後期基本計画期間中に  
(平成18年度～平成22年度)実施してきた主な取組

【施策の大綱1 いきいきとした暮らしを創造する都市をつくる】

- 市民の手づくりによるおげがわ市民芸術文化祭の開催支援
- 地域活動の拠点となる集会所整備の推進
- 市民参加と協働によるまちづくりを推進するための指針の作成

【施策の大綱2 心豊かな人をはぐくむ都市をつくる】

- 小学校の統合
- 小中学校施設の耐震化
- 「ことばの教室」を開設し、言語聴覚士による指導を実施
- 子どもたちの安心安全を守る取り組み  
(防災無線の利用、地域との連携強化)
- 学校教育における人権教育の推進

【施策の大綱3 健やかに安心して暮らせる都市をつくる】

- 妊婦及び乳児の健診にかかる費用の助成
- 小児二次救急医療体制の確立(週5日制)
- 「桶川市高齢者安心見守りネットワーク」の構築
- こども医療費の対象年齢引き上げ
- 幼保連携型の\*認定こども園の開園

【施策の大綱4 活力とにぎわいのある都市をつくる】

- 産地づくり交付金を活用した担い手に対する支援
- 商店街活性化支援(商店街で設置した街路灯の電気料の一部補助など)
- 花でもてなす団体などへの補助

【施策の大綱5 安全で住みよい都市をつくる】

- 緑化ボランティアとの「市民緑地」の管理
- 地域密着型防災訓練の実施
- 桶川市青色防犯パトロール隊への支援
- 「桶川市路上喫煙の防止に関する条例」施行
- 防災ハザードマップの作成

【施策の大綱6 安全な生活環境が整備された都市をつくる】

- 土地区画整理事業の推進
- 都市計画道路(川田谷泉線、坂田寿線)の整備
- 公共下水道の計画的整備

【施策の大綱7 計画の推進】

- 公共施設の広域利用
- 地方分権の推進(県からの事務移譲の拡大)
- 定員適正化計画に基づく職員数の削減

\* 認定こども園：就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援事業を行う施設のこと。幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園の4種類がある。

## 5 市民意向 ～市民アンケート結果より～

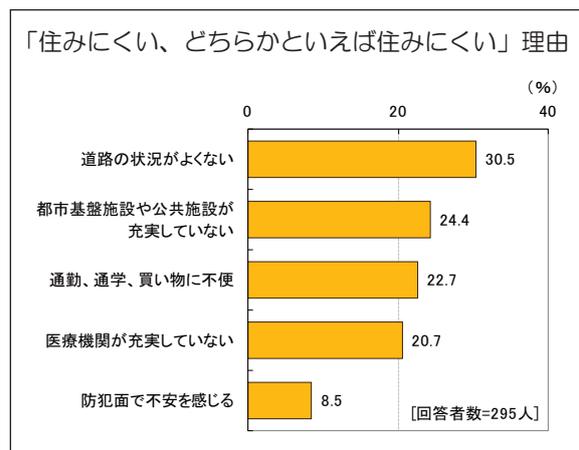
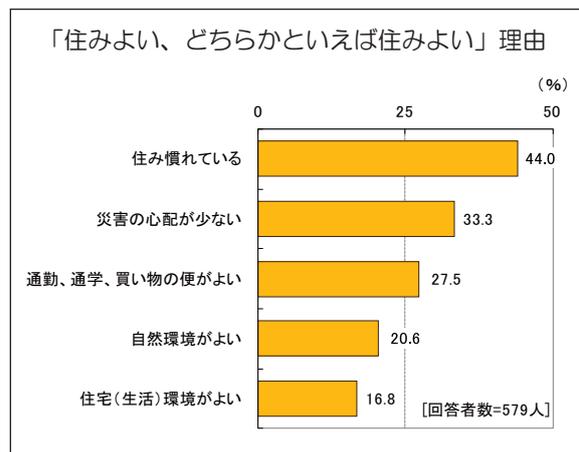
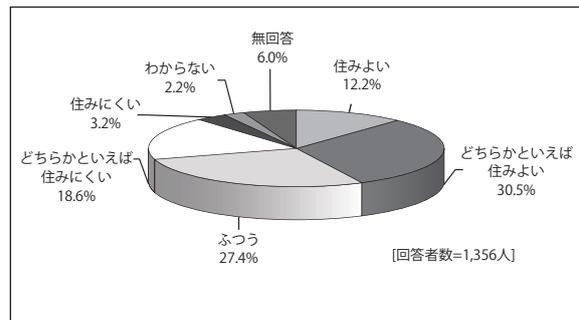
桶川市第五次総合振興計画の策定にあたり、市民の意識や行動、行政に対する要望・評価を把握するため、20歳以上の市民を対象とする「市民アンケート」を平成21年8月に実施しました。

### (1) 住みよさ

「桶川市が住みよい所であると思いますか」という質問について、「住みよい、どちらかといえば住みよい」と回答した人は約43%であり、「住みにくい、どちらかといえば住みにくい」と回答した人は約22%となっています。

住みやすい理由（複数回答）としては、「住み慣れている（44.0%）」が最も多く、次いで「災害の心配が少ない」、「通勤、通学、買い物の便がよい」となっています。（図は上位5項目）

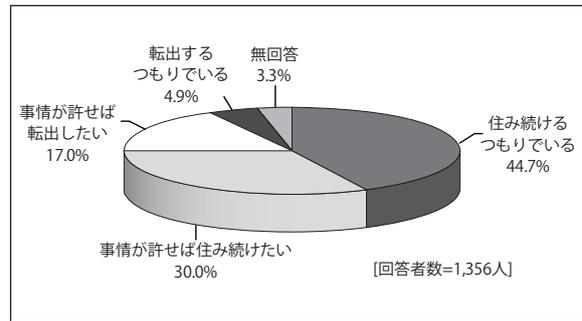
一方、住みにくい理由（複数回答）としては、「道路の状況がよくない（30.5%）」が最も多く、次いで「都市基盤施設や公共施設が充実していない（24.4%）」、「通勤、通学、買い物に不便（22.7%）」となっています。（図は上位5項目）



※グラフのデータは小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないものがあります。

## (2) 定住意向

「これからも桶川市に住み続けたいと思いますか」という質問について、「住み続けるつもりでいる、事情が許せば住み続けたい」と回答した人は約75%であり、「転出するつもりでいる、事情が許せば転出したい」の約22%を大きく上回っています。



## (3) 生活環境評価

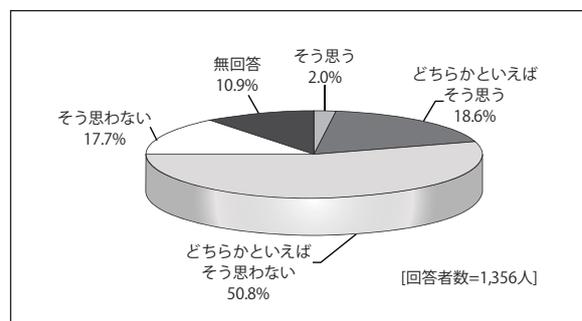
住んでいる地域の環境について、「満足している」から「不満である」までの5段階評価を行ったところ、満足度（「満足している、どちらかといえば満足している」と答えた人の割合）が最も高いのは「家庭ゴミの収集・処理」であり、次いで「鉄道の利用」、「し尿や家庭雑排水の処理」となっています。

一方、不満足度（「不満である、どちらかといえば不満である」と答えた人の割合）が最も高いのは、「川などの水辺と親しめる環境」であり、次いで「防犯などの防犯施設」、「道路の整備状況」となっています。

満足度の高い5項目 (%)			不満足度の高い5項目 (%)		
1位	家庭ゴミの収集・処理	36.6	1位	川などの水辺と親しめる環境	44.9
2位	鉄道の利用	35.8	2位	防犯灯などの防犯施設	41.6
3位	し尿や家庭雑排水の処理	33.2	3位	道路の整備状況	38.6
4位	みどりの豊かさなどの自然環境	33.0	4位	病院・診察所などの医療機関	36.5
5位	買い物・金融機関などの利用	30.5	5位	趣味や学習のための施設	34.3

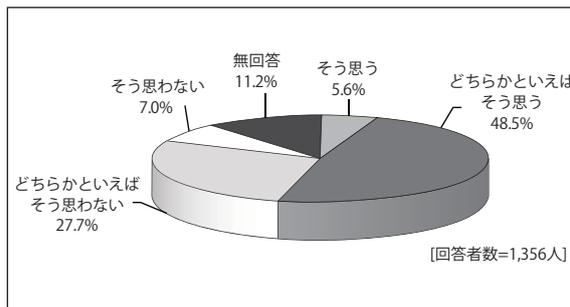
## (4) 協働のまちづくりについて

「桶川市では協働のまちづくりが進んでいると思いますか」という質問については、「どちらかといえばそう思わない(50.8%)」が最も多く、「そう思わない(17.7%)」と合わせると約69%の人が本市において協働のまちづくりが進んでいないと考えています。

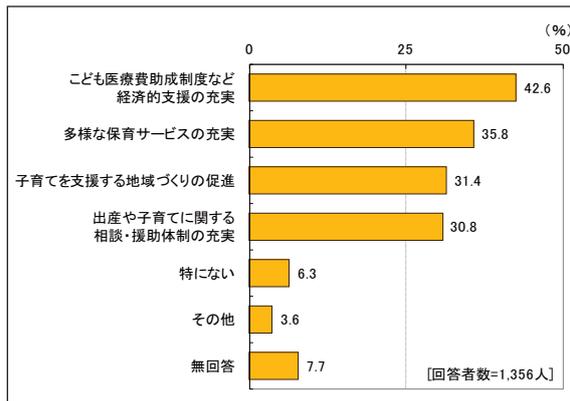


### (5) 子育て環境について

「桶川市は安心して子育てしやすいまちだと思いますか」という質問について、「どちらかといえばそう思う（48.5%）」が最も多く、「そう思う（5.6%）」と合わせると約54%の人が安心して子育てしやすいまちと考えています。

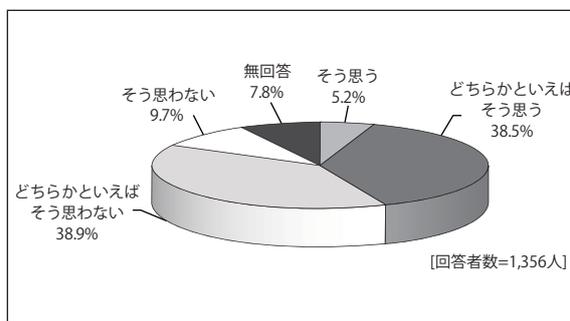


安心して子どもを育てられるまちにするために市が特に取り組むべきことについては、「子ども医療費助成制度など経済的支援の充実（42.6%）」が最も多く、次いで「多様な保育サービスの充実（35.8%）」となっています。



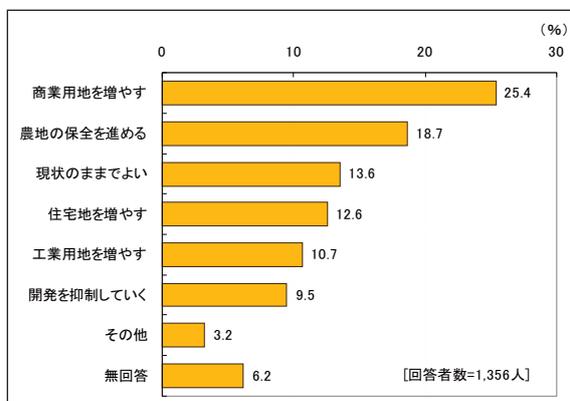
### (6) 高齢期の生活について

「桶川市は高齢者が安心して住み続けられるまちだと思いますか」という質問について、「どちらかといえばそう思わない（38.9%）」が最も多く、「そう思わない（9.7%）」と合わせると約49%の人が、安心して住み続けられるまちだと思わないと回答しています。



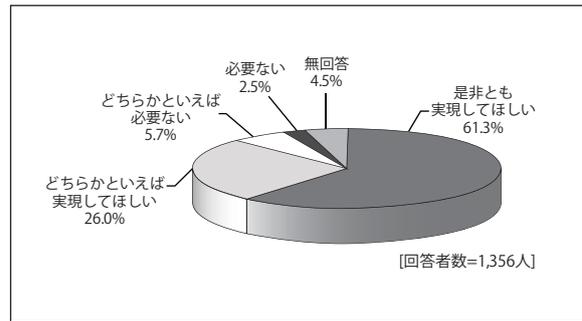
### (7) 土地利用の方向性

「桶川市の土地利用についてどのような方向性が望ましいと考えていますか」という質問については、「商業用地を増やす（25.4%）」が最も多く、次いで「農地の保全を進める（18.7%）」、「現状のままでよい（13.6%）」となっています。



### (8) 桶川駅東口周辺地域の整備推進について

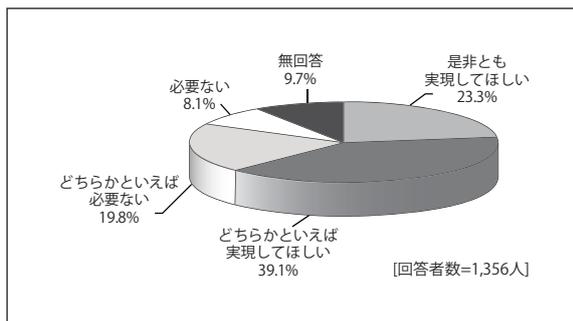
桶川駅東口周辺地域の整備推進について必要性の質問については、「是非とも実現してほしい（61.3%）」が最も多く、「どちらかといえば実現してほしい（26.0%）」と合わせると約9割の人が実現を望んでいます。



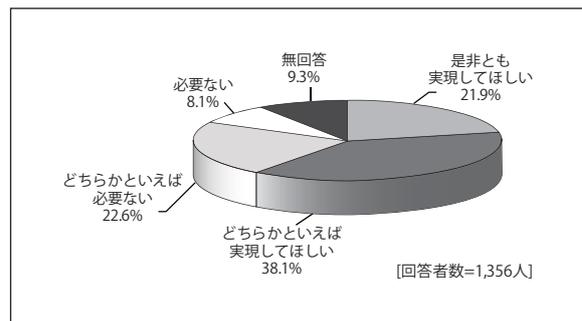
### (9) インターチェンジ周辺における産業の誘致について

「川田谷地域の桶川北本インターチェンジ予定地周辺」及び「加納地域の（仮称）桶川インターチェンジ予定地周辺」への産業の誘致について必要性の質問については、ともに「どちらかといえば実現してほしい」が約40%と最も多く、「是非とも実現してほしい」と合わせると6割以上の人が実現を望んでいます。

川田谷地域の桶川北本インターチェンジ  
予定地周辺への産業の誘致

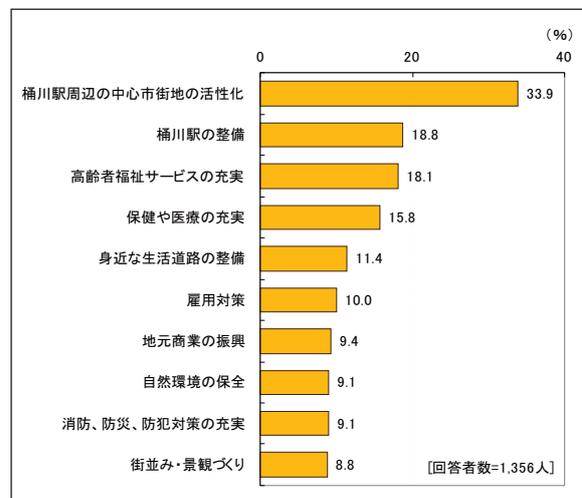


加納地域の（仮称）桶川インターチェンジ  
予定地周辺への産業の誘致



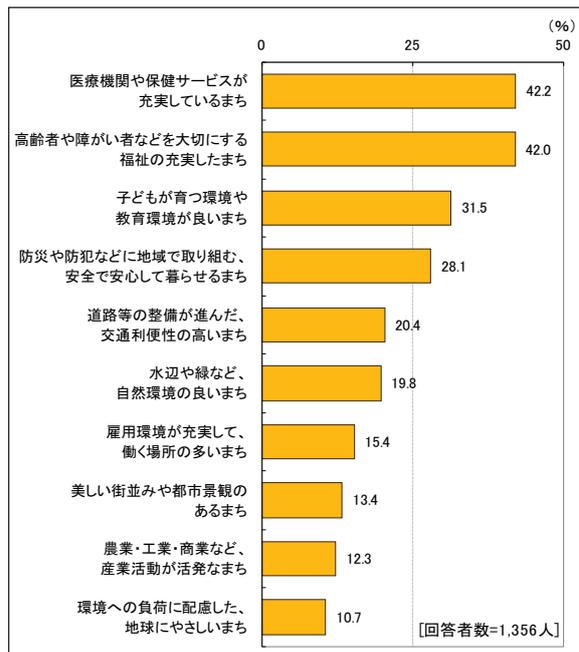
### (10) これからの市政において、特に力をいれてほしいもの（上位10項目）

「これからの市政において、特に力を入れるべき項目は何ですか（複数回答）」の質問については、「桶川駅周辺の中心市街地の活性化（33.9%）」と回答した人が最も多く、次いで「桶川駅の整備（18.8%）」、「高齢者福祉サービスの充実（18.1%）」となっています。



### (11) 10年後に望む将来像（上位10項目）

「10年後の桶川市がどのようなまちであってほしいと思いますか（複数回答）」という質問については、「医療機関や保健サービスが充実しているまち（42.2%）」及び「高齢者や障がい者などを大切にする福祉の充実したまち（42.0%）」がいずれも約42%であり、次いで「子どもが育つ環境や教育環境が良いまち（31.5%）」、「防災や防犯などに地域で取り組む、安全で安心して暮らせるまち（28.1%）」となっています。



これまでのまちづくりの歩みと現状を踏まえ、今後の本市を展望するとき、次のような課題に適切に対応することが求められています。

### (1) 協働のまちづくり

多様化・複雑化する市民ニーズに、行政だけではきめ細やかな対応ができない状況となりつつある中、市民、\*市民公益活動団体、企業及び事業者等、市（行政）がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力する「協働のまちづくり」が必要とされています。

市民アンケート結果によると、「(4) 協働のまちづくりについて」という問いに対して、約2割の人が進んでいると思うと回答しています。平成21年11月に策定した「協働のまちづくりの指針」に即して、地域の課題は、そこに住む人々が協力し合って解決できるよう、みんなで取り組む体制を整えるとともに、\*地域コミュニティや市民団体などの活動の活性化やその活動を支える人づくりが求められています。

### (2) 教育環境、生涯学習の充実

教育を取り巻く環境の変化は、国際化や高度情報化の進展など、急速に進んでいます。その中で、子どもたちが、読書やスポーツ、さまざまな体験や交流を通じて、豊かな人間性を育むことのできる環境づくりが大切です。

市民アンケート結果によると、「(11) 10年後に望む将来像」の上位に「子どもが育つ環境や教育環境が良いまち」が入っています。

このため、地域性を生かした特色ある教育の推進や基礎学力の更なる定着などに加え、学校や家庭、地域が連携して、子どもたちを育てる環境づくりを進めていくことが必要です。

また、ライフスタイルの多様化により、地域での交流や社会参加の場を設けたり、生涯学習の充実が期待されています。市民アンケート結果によると、「(3) 生活環境評価」では、「趣味や学習のための施設」について不満を感じている人が3割以上の結果となっており、既存施設の利活用なども必要です。

多種多様な講座・教室など生涯学習内容の充実を図るとともに、活動の中心となる指導者やリーダーの育成・確保、学習成果を発表できる場の確保などが求められています。

#### 「協働のまちづくりの指針（以下指針）」とは

平成21年11月に策定した「協働のまちづくりの指針（以下指針）」は、市民・企業（事業者）・行政が各自の特性をいかしながら、協働のまちづくりを推進していくための基本的な考え方や方向性を示したものです（指針「はじめに」より）。市民、ボランティア団体やNPO法人あるいは自治会などの市民公益活動団体、企業及び事業者等、そして市（行政）が、住みよいまちをつくるという目的を共有し、「愛着のもてるまち」をつくることを目的としています（指針p.1より）。

- \* **市民公益活動団体**：市民が自発的な参加によって行っている公益性のある非営利の活動をしている団体のこと。ボランティア団体やNPO法人、自治会などが該当する。
- \* **地域コミュニティ**：地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会づくりを共通の目的として構成された集まりのこと。

### (3) 少子高齢社会への対応

少子高齢社会や核家族化、価値観の多様化やプライバシーへの配慮などから、人と人、地域における結びつきの希薄化が見受けられます。そのため、地域における世代間を超えた市民相互の交流やコミュニティをさらに充実させることが必要です。

市民アンケート結果によると、「(5) 子育て環境について」では約5割の人が安心して子育てしやすいと思うと回答していますが、市が取り組むべきことは何かの間に対しては、経済的支援の充実が約4割を占めて、保育サービスの充実、子育て支援の地域づくり、出産や子育ての相談・援助がそれぞれ約3割を占めています。

女性の社会進出に伴い、子育てと仕事の両立に向けた支援が求められています。また、1人で子育てをする親を地域で支えるしくみが必要とされ、安心して子どもを育てられるよう、さらに子育てしやすいまちづくりが求められています。

また、「(6) 高齢期の生活について」では約4割の人が高齢者になっても安心して住み続けられると思うと回答していますが、どちらかと言えばそう思わないという回答と、そう思わないと回答した人が、あわせて約5割となっており、それぞれの世代のニーズを踏まえた施策が必要とされています。

さらに、「(11) 10年後に望む将来像」の上位は「医療機関や保健サービスが充実しているまち」と「高齢者や障がい者などを大切にする福祉の充実したまち」となっており、健康や福祉に関する関心が高いことがわかります。

高齢者や障がいのある人が安心して暮らし続けられるよう、広域連携による医療体制の充実を図るとともに、支援の強化や生きがいづくりなどの充実、環境づくりが求められています。

### (4) 自然環境の保全、環境問題への対応

本市の郊外には田園風景や屋敷林などが残っている地域があり、緑の多い景観を有しています。

また、河川については、市の東には元荒川、西には荒川が流れており、芝川、鴨川、綾瀬川などが本市を源流地としています。

市民アンケート結果によると、「(3) 生活環境評価」で、「川などの水辺と親しめる環境」は「不満である、どちらかといえば不満である」と回答した人が最も多い項目ですが、その一方で「みどりの豊かさなどの自然環境」が「満足している、どちらかといえば満足している」と回答した人が比較的多い項目となっています。これらの結果は、自然環境に対する市民の関心の高さの表れでもあり、今ある自然環境を保全するとともに、自然に親しめる機会を増やすことなどが求められています。

さらに、地球温暖化をはじめとする環境問題に対して、一人ひとりが危機意識を持ち、市民、市民公益活動団体、企業及び事業者等、市（行政）が一体となって省資源・省エネルギーなど環境にやさしい取り組みを積極的に進めていく必要があります。

## (5) 安心・安全に暮らせるまちづくり

本市は、災害の少ない地域であり、市民アンケート結果によると、「(1) 住みよさ」で「住みよい、どちらかといえば住みよい」を選んだ理由の2位が「災害の心配が少ない」となっています。

しかし、災害を想定した対策は引き続き必要であり、広域的防災体制の確立と、多様な形での防災組織の整備や地域コミュニティの充実による地域力の強化が求められています。

また、防犯に対しては、市民アンケート結果によると、「(3) 生活環境評価」において、「防犯灯などの防犯施設」は「不満である、どちらかといえば不満である」と回答した人が2番目に多い項目であり、必要な施設の整備を図るとともに、犯罪防止に対する一人ひとりの意識を高めるため、地域と行政が一体となって取り組むことが求められています。

## (6) 快適で利便性の高いまちづくり

本市の市街地は、桶川駅を中心とした既成市街地と土地区画整理事業などによる新市街地により形成されています。

市民アンケート結果によると、「(1) 住みよさ」で「住みにくい、どちらかといえば住みにくい」を選んだ人の理由のうち、上位3項目は、「道路の状況がよくない」、「\*都市基盤施設や公共施設が充実していない」、「通勤、通学、買い物に不便」となっています。

地形的に平坦なまちであるという特性をいかして、歩行者や自転車利用者が移動しやすいまち、また市民だれもが安心して歩ける空間と、生活に必要なものを身近で手に入れることができるまちの実現が、重要な課題となっています。

このため、着実な基盤整備とともに、商業環境の向上の一環として、既成市街地では駅東西地区を一体的にとらえ、人が集まる拠点として中心市街地の活性化を図ることが重要です。

一方、新市街地においては、生活に不可欠な商業、福祉、公共サービス、防災拠点などがバランス良く配置された住環境の形成を進めることにより、快適で利便性の高いまちづくりを進めることが求められています。

また、早期の対応が必要なごみ処理施設の整備に加えて、市民の利便性の向上を図るため、防災機能やコミュニティ機能などを備えた新しい市庁舎の建設も課題となっています。

\* 都市基盤施設：道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。

## (7) 魅力ある商業地の形成

商業においては、周辺市町へ購買層が流出している背景があるとともに、市民アンケート結果によると、「(7) 土地利用の方向性」において「商業用地を増やす」と答えた人が最も多くなっています。桶川駅周辺の中心市街地の活性化や、魅力ある商業地の形成を含めた商業の再生と活性化は、本市における重要課題となっています。

特に、桶川駅東口周辺地域の整備については、早急に取り組むべき課題です。市民アンケート結果によると、「(8) 桶川駅東口周辺地域の整備推進について」では、「是非とも実現してほしい、どちらかといえば実現してほしい」と答えた人が約9割を占めており、「(10) これからの市政において、特に力を入れてほしいもの」でも「桶川駅周辺の中心市街地の活性化」と回答した人が最も多くなっています。駅前通りや駅前広場の整備をはじめとして、駅東口周辺地域については、旧桶川南小学校跡地などの活用を含め、計画的かつ早急に整備することが求められています。

## (8) 広域幹線道路を活用した産業の振興

今後、首都圏中央連絡自動車道や上尾道路などの広域幹線道路及び県道川越栗橋線を活用し、周辺環境と調和した秩序ある土地利用を図りながら、企業の誘致や地域資源をいかした道の駅などの整備により、地域の活性化や観光まちづくりに取り組む必要があります。

市民アンケート結果によると、「(9) 桶川北本インターチェンジ及び（仮称）桶川インターチェンジ予定地周辺への産業の誘致について」では、「是非とも実現してほしい、どちらかといえば実現してほしい」は、ともに6割以上となっています。

また、本市の農業は、高齢化や後継者不足により、農家数や生産額は減少傾向となっています。農業振興のためには、工業・商業と連携を図り、広域交通網などをいかした事業の創出・展開が求められています。

## (9) 効率的な行財政運営

全国的な傾向と同様に、本市においても税収の伸びが見込めないことから、財政は引き続き厳しい状況にあります。このような中、地方分権の進展に伴う国や県からの権限移譲による事務量の増加や市民ニーズの多様化・複雑化が一層進んでいます。

今後は、自治体の能力や取り組みの成果が、行政サービスの地域間の格差や地域活力に直接影響を及ぼしていくことが予想されます。

このため、首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジを2つ有する交通結節点などの優位性をいかすことによって、産業の集積や企業誘致を積極的に推進し、税収の増加、雇用の確保、地域の活性化などを図ることが求められています。

施策の優先順位や事業の評価を明確にするなど、より効率的な行財政運営が重要な課題です。社会経済情勢や財政制度の変化に、より柔軟に対応できるよう、合併や広域化について、引き続き検討・分析を行う必要があります。



# 基本構想



# 第1章 目的と期間

桶川市第五次総合振興計画における基本構想は、本市の将来の姿を示す将来像を掲げるとともに、その実現に必要とされる施策の大綱を定めるものです。

基本構想の計画期間は、平成23年度（2011年）から平成32年度（2020年）までの10年間とします。

# 第2章 基本理念

桶川市第五次総合振興計画基本構想の基本理念は、本市のまちづくりを行っていく上で最も重要な基本姿勢であり、市民と行政が共有する基本的な考え方です。

基本理念としては、次の5つを掲げます。

## 一人ひとりを大切にするまち

市民一人ひとりの尊厳や人権を尊重し、個性や価値観を認め合う社会をつくるとともに、あらゆる世代がともに支え合い、未来への夢と希望を持って暮らすことができるまちづくりを進めます。

## 安心・安全に住み続けられるまち

子どもから高齢者まで安心して暮らすことができるよう、地域での見守り体制や行政による支援を整えるとともに、防犯・防災体制の確立を進め、気軽に移動し、施設などを利用できるまちづくりを進めます。

## 人と自然が共生するまち

一人ひとりが環境に対する意識を高めることで、ごみの減量化や資源の有効活用を図りながら\*循環型社会の形成に努めるとともに、里地・里山などのみどり豊かな美しい風景を次代に引き継ぐことができるまちづくりを進めます。

## 活力に満ち人が集うまち

交通立地条件をいかし、市内外、世代間を問わず、市民、\*市民公益活動団体、企業及び事業者等、市（行政）との交流・連携・共生を深めることで、産業の振興や教育、市民生活などの向上を図り、地域のにぎわいや活力を創造し、自立できるまちづくりを進めます。

## みんなで作るまち

市民一人ひとりが主役となり、まちづくりに自主的に参加できる機会をつくり、自らがまちづくりの担い手と実感できるようにするとともに、市民、市民公益活動団体、企業及び事業者等、市（行政）がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに協力し合い、みんなで作る、協働のまちづくりを進めます。

\* 循環型社会：P.16 参照。

\* 市民公益活動団体：P.27 参照。

本市の将来像は、「みんなで つくり <sup>はぐく</sup> 育む 活気あふれる交流拠点都市 おけがわ」と決めました。

「みんなで つくり 育む」とは市民一人ひとりがまちづくりの担い手となり、積極的に参加することを示し、市民、\*市民公益活動団体、企業及び事業者等が市（行政）との協働のまちづくりを進めることを示します。

また、まちの歴史や文化をみんなで見つめ、個性や魅力を大切な宝ものとして、いかしていくという姿勢を示しています。

「交流拠点都市」とは、首都圏中央連絡自動車道など広域幹線道路の結節点という交通利便性をいかし、周辺環境との調和の中で新たな産業の集積や企業誘致などを進めながら、市の発展を目指すとともに、祭りやイベントなどを通じて、地域の魅力にふれあい、人々が集い、交流する場や機会を増やすことにより、にぎわいのあるまちづくりを進め、人・モノ・情報などあらゆる交流の拠点となる都市の将来の姿を示しています。

**みんなで つくり 育む**  
**活気あふれる交流拠点都市 おけがわ**

\* 市民公益活動団体：P.27 参照。

1 人口フレーム

本市の総人口は、75,965人（平成22年11月1日現在）であり、ここ数年の傾向としては微増となっています。

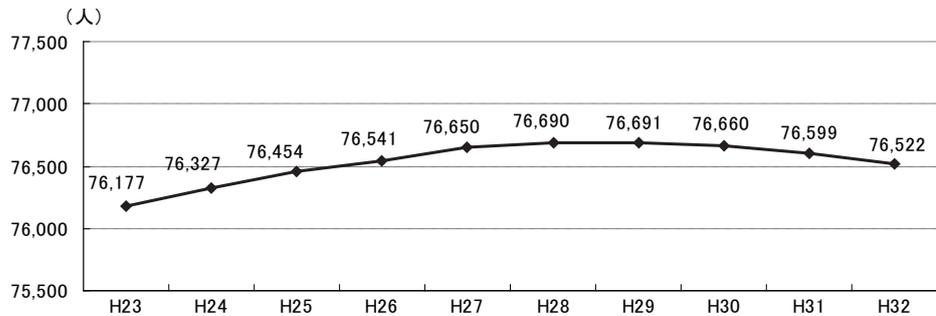
年齢人口構成を見ると、人口に占める65歳以上の割合は、20.8%（平成21年）から31.2%（平成32年）にまで増加すると予測されます。

また、15歳未満の割合は、13.5%（平成21年）から10.7%（平成32年）にまで減少すると予測されます。

平成16年以降については、出生数が死亡数を上回る自然増、転入が転出を上回る社会増の状況が続いています。このため、本計画においては、計画的な土地利用を図ることによって、人口増加を目指します。

**目標人口（平成32年） 77,000人**

図 コーホート要因法による 桶川市将来人口推計



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
年少人口(0~14歳)	9,824	9,662	9,551	9,389	9,201	9,068	8,850	8,680	8,476	8,318
生産年齢人口(15~64歳)	48,783	48,071	47,388	46,755	46,252	45,801	45,471	45,206	45,081	44,848
老年人口(65歳以上)	17,570	18,594	19,515	20,397	21,197	21,821	22,370	22,774	23,042	23,356

（各年1月1日の推計人口）

※人口フレームの検討にあたっては、平成21年住民基本台帳による本市の人口をもとに、コーホート要因法による推計を行い、それに人口増加のためのさまざまな施策における定着人口を加味しています。

※コーホート要因法：年齢ごとの人数に、生残率（1年後あるいは5年後の生き残り率）や転入・転出などの移動率、あるいは出生率（1年間に1人の女性が子どもを産む比率）を掛け合わせて、将来の人口を推計する手法のこと。

## 2 土地利用

### (1) 土地利用の基本的な考え方

本市は、昭和 30 年代より都市化の波を受け、急速な住宅化が進展してきました。

近年では、首都圏中央連絡自動車道や上尾道路などの広域幹線道路の整備が進み、この 10 年間に本市を取り巻く交通条件は、埼玉県央地域の好位置をいかすことができる結節点として大きく変化することが予測されます。

市街地の土地利用にあたっては、住宅と商業、医療・福祉サービスなどの充実を目指します。一方郊外では、農業・工業・流通の生産の場と里地・里山などみどりが調和する土地利用を計画的に進める必要があります。

このため、「歩いて暮らせるまちづくり」、「広域交通網をいかしたまちづくり」、「水辺と農が調和するまちづくり」を土地利用の基本方針とします。

さらに、本市の都市づくりの経緯を踏まえ、生活・交流の場となる市街地と、働く場と憩いの場を提供する田園地域が調和する集約型の都市構造の構築を進めます。

また、桶川駅を玄関とする中心市街地の都市拠点、日常の生活利便性を高める東西の地域生活拠点を形成します。インターチェンジ周辺などの開発可能性の高い地域においては、複合的な産業機能の開発誘導を進め、必要に応じて周辺環境に配慮した詳細な土地利用計画及び整備方針について検討をしていきます。

#### ① 土地利用の基本方針

##### 歩いて暮らせるまちづくり

本市は、今後少子高齢化が進行し、さらに将来的には、人口減少社会への転換が予測されるため、高齢者になっても安心して住み続けることができること、若者や子育て世帯が快適かつ便利に暮らすことができる住環境が求められています。

桶川駅周辺の中心市街地では、駅東口周辺地域や中山道を整備し、人が集い快適に過ごせる魅力ある拠点として活性化していきます。

また、現在進められている土地区画整理事業を着実に推進するとともに、日常的に歩ける範囲を\*基礎的なコミュニティとして位置づけ、生活に不可欠な商業、医療・福祉、公共サービス、公園緑地などを地域ごとに集約し、バランス良く配置された住環境の形成を進めます。

さらに、だれもがそれらの機能を十分に利用できるよう、移動を補完するためのバス交通網の充実や自転車利用の促進を図ることにより、だれもが安心して住み続けられ、歩いて暮らせるまちを実現する土地利用を進めます。

##### 広域交通網をいかしたまちづくり

今後 10 年の間には、首都圏中央連絡自動車道及び上尾道路の全線開通が予定されており、都市間交通網が大きく改善されます。本市の発展にとって、広域交通の結節点による利便性をいかした製造業や流通業務施設などの産業立地を誘導する良い機会になります。

\* 基礎的なコミュニティ：本市では、基礎的なコミュニティとして、1 万人程度の小学校区域を日常の生活圏、2 つの小学校区域を合わせた中学校区域程度を地域生活圏と位置づけている。

また、広域交通網の充実に伴い、中山道宿場町の歴史と文化を持つ本市の特性をいかした観光のまちづくりの推進による交流の活性化など、幅広い産業振興の取り組みが求められています。

広域交通網の充実による商業・医療・娯楽など高次な都市機能の利用圏域の拡大は、利用者の流入の可能性が広がると同時に、周辺都市への流出の可能性も拡大するなど、競争条件が厳しくなることも考えられることから、都市経営の視点からの成長戦略も必要となります。

首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ周辺の土地利用については、\*田園都市産業ゾーン基本方針に基づき整備を進めます。また、上尾道路などの広域幹線道路の沿道については、周辺環境に配慮し、沿道型サービス施設の充実を図ります。県道川越栗橋線及び西側大通り線の交差部には、広域的交通網をいかした商業施設など、都市機能の充実を図ります。

さらに、桶川駅周辺の中心市街地においては、ターミナル機能を充実させ都市拠点の形成を図ります。また、広域幹線道路の沿道などに道の駅などの観光のまちづくり拠点を整備し、人・モノ・情報が行き交う交流拠点都市として、市全域に活力を生み出すための計画的な土地利用を進めます。

### 水辺と農が調和するまちづくり

本市の東には元荒川、西には荒川が流れ、貴重な緑の空間が広がっており、中小河川の源流地があります。江川沿いなどの水田、周囲の斜面林と一体となった風景、屋敷林、雑木林が農地とともに数多く見られましたが、都市化によりその多くが失われています。

生物多様性の維持による持続可能な社会の実現に向けて、国の\*自然再生推進法に基づく取り組みが、荒川の旧流路を中心に市民と行政が一体となって進められています。湿地環境の保全や旧流路の復元により自然、生態系の保全・再生を目指すものです。市としても国の施策に積極的に取り組み、県及び近隣の関係自治体と協力して、その推進を図ります。

こうした豊富な水辺環境を有する本市の郊外では、自然環境を保全し、再生していくとともに、農業生産を継続することも求められています。農地は、米、野菜、果樹のほか花きなどの農産物を生産し、安全な食料供給と潤いのある都市生活への役割は大きいものがあります。しかし、都市化とともに後継者不足もあって、\*耕作放棄地が増えている現状があります。

その一方で、人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化により、身近に農や自然に親しむ場や健康づくりの場として、市民の農地への期待が高まっています。今後は、このような社会の背景を踏まえ、新規農業者の就労支援や地産地消など、農業振興を積極的に行い、耕作放棄地を健全な農地に活用する支援を行っていきます。

本市の郊外においては、多くの市民の参加を促進しながら、水辺と農が調和する土地利用を進めます。

- \* **田園都市産業ゾーン基本方針**：平成 18 年に策定され、首都圏中央連絡自動車道沿線地域における周辺の田園環境と調和した産業基盤づくりの推進に向け、埼玉県姿勢と取組方策を示したもの。
- \* **自然再生推進法**：自然再生を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的としたもので平成 15 年より施行されている。
- \* **耕作放棄地**：以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地のこと。

## ② 集約型の都市構造

### ●市街地と田園地域で構成

本市の都市構造は、桶川駅及び中山道周辺を中心とする既成市街地と、坂田地区、日出谷地区の中には、良好な基盤整備を進めている新市街地があります。一方、市東西の市街地調整区域には、農村と住宅が調和した景観を保持する田園地域があります。

また、既に少子高齢化が進んでおり、日常生活のコミュニティにおいては、地域福祉・医療、買い物サービスが可能な安心して住み続けられる地域社会の形成が重要になります。そのためには、中心市街地の都市拠点、市東西の地域生活拠点、コミュニティ拠点からなる集約型の都市構造の実現を目指します。

なお、拠点とはそれぞれの活動の中心となる役割を持っており、一定の広さを持つ区域（エリア）を示しています。

### ●中心市街地の都市拠点化

桶川駅周辺の中心市街地を本市の都市拠点と位置づけ、市の文化・交流機能の中心として充実します。この中心市街地では、拠点性を確保するため、桶川駅東口のターミナル機能確立し、人・文化などのさまざまな交流や業務機能の充実を図ります。そこで、駅東口・西口の商業環境の向上と合わせて、中山道をいかしたまちづくりやまち並みの創出により、人が集まる魅力をもつ都市拠点としての活性化を推進します。

### ●東西の地域生活拠点の形成

本市の市街地は、桶川駅及び中山道周辺を中心とした既成市街地と東西の新市街地からなります。

本市においては、1万人程度の小学校区域のコミュニティを日常の生活圏とし、2つの小学校区域を合わせた中学校区域程度を地域生活圏と位置づけ、東側の坂田地区及び西側の日出谷地区の新市街地には、歩いて暮らせるまちの中心的な役割を果たす地域生活拠点を形成します。

### ●身近なコミュニティ拠点の充実

コミュニティ拠点は、地域福祉や集会施設、診療所などが立地する既存集落の中心的な区域であり、地域生活拠点との連携を図ります。少子高齢化、価値観の多様化、プライバシーの配慮などから地域の結びつきが希薄化する中、世代間を越えた交流やさまざまな活動の場として、公民館などを中心にだれもが安心して住み続けられる地域づくりを目指します。

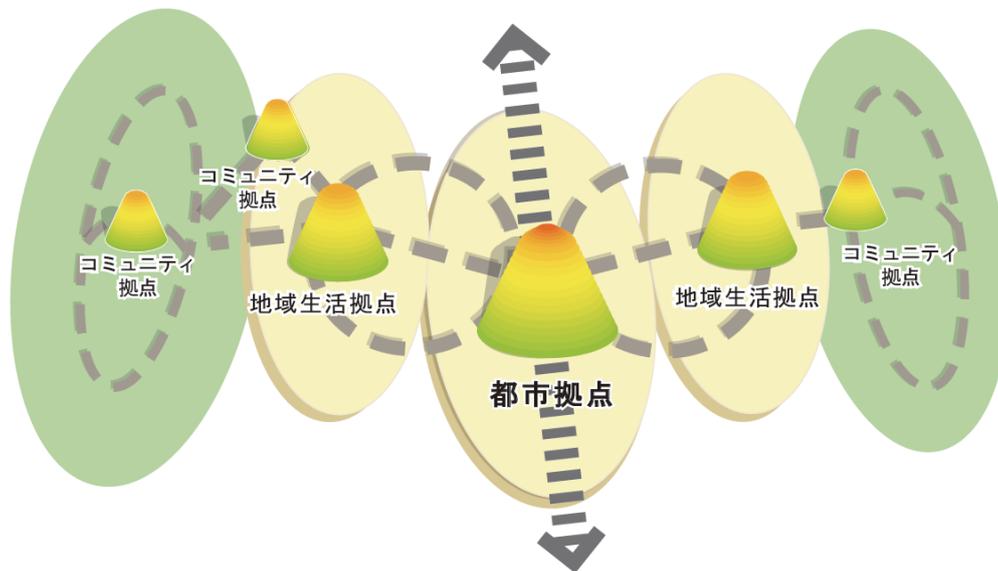
### ●市内をつなぐネットワークの充実

高齢者を含む多くの市民が容易に移動できるよう、公共交通ネットワークの整備・充実が必要です。

桶川駅周辺の都市拠点と坂田地区及び日出谷地区の地域生活拠点、市東西の田園地域とを結ぶ公共交通網の整備・充実を図り、市内での移動を容易にし、地域間交流の促進を目指します。

## (参考) 本市が目指すまちの姿

図 本市における集約型の都市構造 (イメージ)



集約型の都市構造とは、都市機能や日常的なサービス機能を集積させる拠点を位置づけ、さまざまな拠点を公共交通ネットワークでつなぐことで、暮らしやすさと市全域の発展を確保するものです。

## (2) 土地利用構想

本市の都市構造を踏まえ、市街地、田園、工業系、商業系のゾーンに土地利用を区分します。その上で、計画的な誘導エリアを設定し、都市拠点、地域生活拠点、コミュニティ拠点、観光まちづくり拠点、公園・みどりの拠点からなる5つの拠点の形成を図るとともに、緑・水辺軸及び沿道サービス軸からなる2つの軸を位置づけます。

### 【ゾーン】

#### ① 市街地ゾーン

桶川駅周辺の中心市街地では、東口駅前広場、駅東口通り線などの整備に合わせて、若い世代や高齢者など多様な世代が住める利便性の高い住宅地を目指します。既成市街地の基盤整備が整った地域では、良好なまち並みを維持保全するとともに、基盤未整備な地域では、生活道路やオープンスペースなど生活環境の改善に取り組んでいきます。また、坂田地区や日出谷地区においては、計画的な市街地整備を進め、質の高い居住環境を創出します。

#### ② 田園ゾーン

郊外に広がる田園地域では、優良農地の保全や土地改良事業などによる農業基盤の整備、観光農業・直売所設置などの推進を図り、都市近郊農業のための営農環境を保全します。米、路地野菜、花・鉢物、果樹、畜産など多様な都市農業の展開を目指します。また、田園風景の維持とともに生垣や屋敷林などを保全し、既存集落や住宅地の生活環境の向上を図ります。なお、\*（仮称）桶川インターチェンジ北西の加納北部地区については、敷地規模にゆとりある優良な田園型住宅地として農住調和地区と位置づけます。

#### ③ 工業系ゾーン

既存工業団地や工業地では、企業の操業環境を維持し、製造・流通加工などの生産活動の活性化に努めます。土地利用転換の機会には、住宅地化を未然に防止し、生産・流通活動の高度化・情報化に伴う業種転換を促し、生産・研究開発活動の場であることを維持します。

#### ④ 商業系ゾーン

桶川駅周辺では、都市拠点として商業施設、業務施設、文化施設、都市型住宅などが連続し、歩いて暮らせる快適で利便性の高い都市空間の形成を目指します。特に、駅東口では、まちの顔となる駅前広場や駅東口通り線の整備を進めるとともに、旧桶川南小学校跡地の利活用と合わせて、商業環境の充実や街なか居住の推進を図ります。また、中山道沿道では、歴史、文化をいかしたまち並みの保全・創出や景観誘導などを図り、基盤整備と連携した街なか観光に力点を置き、旧郵便局跡地や中山道宿場館などの利活用により、回廊性を高める魅力ある観光まちづくり拠点を形成します。さらに、新市街地における地域生活拠点と位置づける日出谷地区には、\*最寄り品のみならず\*買回り品を含む商業地の形成を誘導します。

\*（仮称）桶川インターチェンジ北西の加納北部地区：北本市との行政界、県道蓮田・鴻巣線、首都圏中央連絡自動車道に囲まれた区域及び首都圏中央連絡自動車道、市道 5070 号線、加納線、市街化区域との境、国道 17 号線に囲まれた区域のこと。

## 【計画的な誘導エリア】

## ⑤ 複合開発エリア

首都圏中央連絡自動車道による交通利便性をいかし、周辺環境と調和した土地利用を進めるエリアとして、(仮称) 桶川インターチェンジ周辺地域では、製造業や流通業務などの工業系の土地利用を進めます。既に開通している桶川北本インターチェンジ周辺地域については、資材置き場などの乱開発抑止に努め、物流・業務サービス、製造業、情報、研究などの産業施設の誘導を図ります。

## 【拠点の形成】

## ⑥ 都市拠点

桶川駅周辺の中心市街地では、本市の都市拠点と位置づけ、駅東口、西口を一体的な中心市街地の形成を図り、拠点性を確保していきます。駅東口は、都市機能の充実を図るため、駅前広場及び駅東口通り線の整備を促進し、あわせて文化・交流・業務機能を充実させます。また、旧桶川南小学校跡地については、都市拠点にふさわしい利活用を図ります。さらに、中山道沿道は、歴史、文化をいかしたまち並みの保全・創出を図り、旧郵便局跡地や中山道宿場館などを観光資源としてまちづくりを進め、活性化を図ります。

## ⑦ 地域生活拠点

東西の新市街地では、坂田地区及び日出谷地区に地域生活拠点を形成し、日常生活に必要な公共施設、医療・福祉施設などを整備することにより、利便性の高い安心して住み続けられる歩いて暮らせるまちづくりを進めます。さらに、日出谷地区には広域的交通網をいかした商業施設などを集約した地域生活拠点の形成を図ります。

徒歩または自転車を利用した歩いて暮らせるまちのライフスタイルは、地球温暖化防止に貢献することになります。

## ⑧ コミュニティ拠点

コミュニティ拠点では、地域の人々が集い交流し、文化・伝統の継承やコミュニティの充実を図ります。また、集会施設や学校、公園、広場を活用し、日常生活に必要な機能の充実に努め、地域の活性化を図ります。

\* **最寄り品**：野菜・魚・肉・日用雑貨品など日常的に高頻度で購入される商品のこと。

\* **買回り品**：家具や電化製品など、その商品を買うために複数の店を見て回り、価格、性能、デザインなどを比較して決める商品のこと。

### ⑨ 観光まちづくり拠点

観光まちづくり拠点については、中山道の歴史やべに花ふるさと館の農文化など、地域の固有な歴史と文化をいかし、それらを継承するイベントの開催、中心となる施設の充実などを図ります。また、川田谷の旧若宮寮跡地については、その利活用に努めるとともに、荒川沿川のサイクリングロードとのネットワーク化を図ります。さらに、道の駅など地域の活性化施設を川田谷地区の交通利便性が優れる広域幹線道路沿道に整備し、観光まちづくり拠点の形成を進めます。

### ⑩ 公園・みどりの拠点

公園・みどりの拠点については、荒川、元荒川の上流から下流に連続する緑・水辺軸の水辺環境を保全するとともに、遊歩道、サイクリングロード、休憩スポットの整備の促進を図ります。さらに、子ども公園わんぱく村、駅西口公園、城山公園周辺などで公園・みどりの拠点の充実を図ります。

## 【軸の形成】

### ⑪ 緑・水辺軸

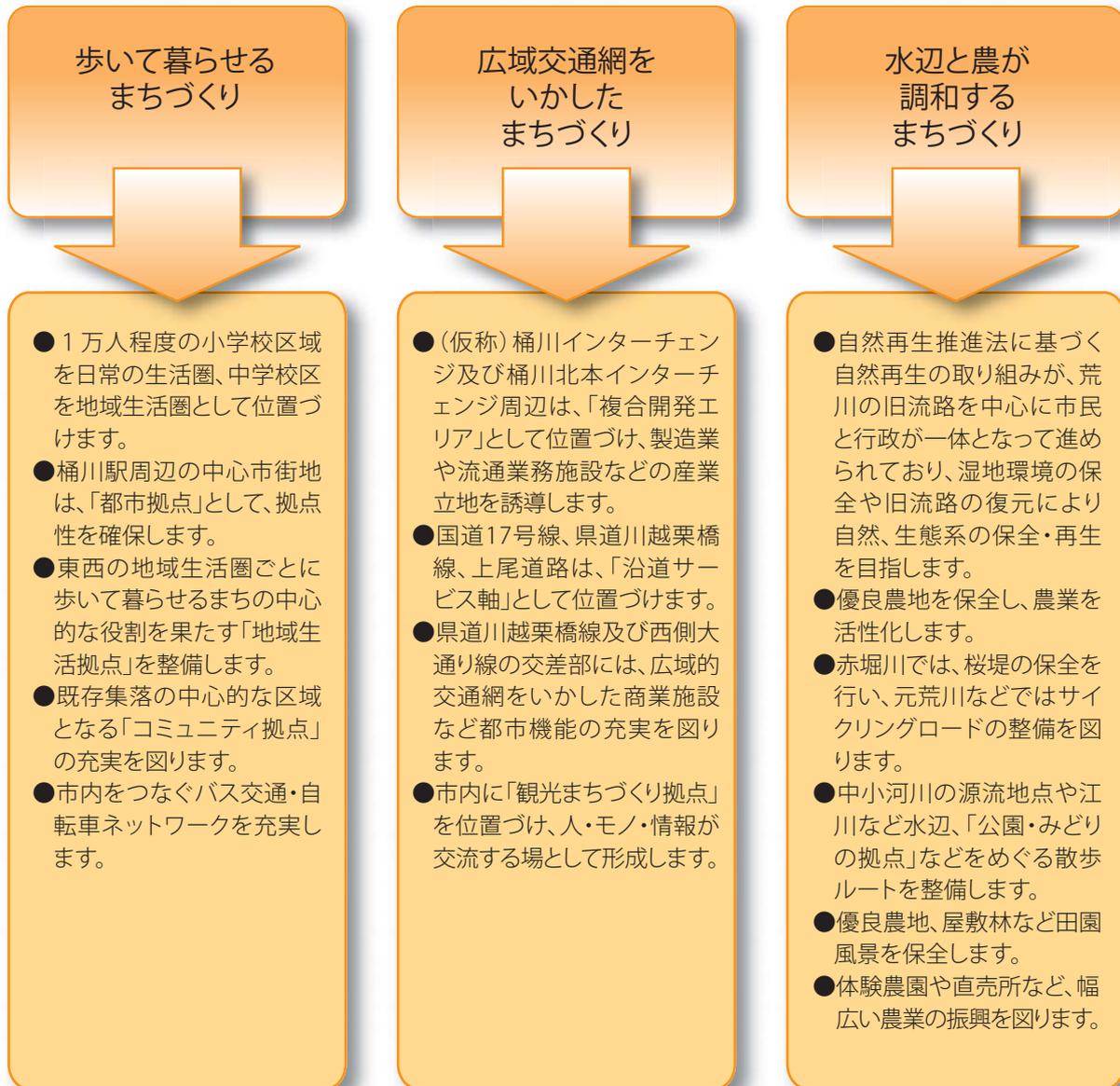
荒川流域では、貴重な生態系の保全・再生のために、自然再生推進法に基づく取り組みを市民と行政が一体となって進めています。綾瀬川、元荒川、赤堀川、江川、石川川などの中小河川の水辺をいかし市民が憩い、安らぎを得ることができる水辺環境を創出するとともに、桜堤、サイクリングロードの整備を促進します。さらに、公園・みどりの拠点と市民緑地、公共施設などの緑のネットワークの形成を図ります。

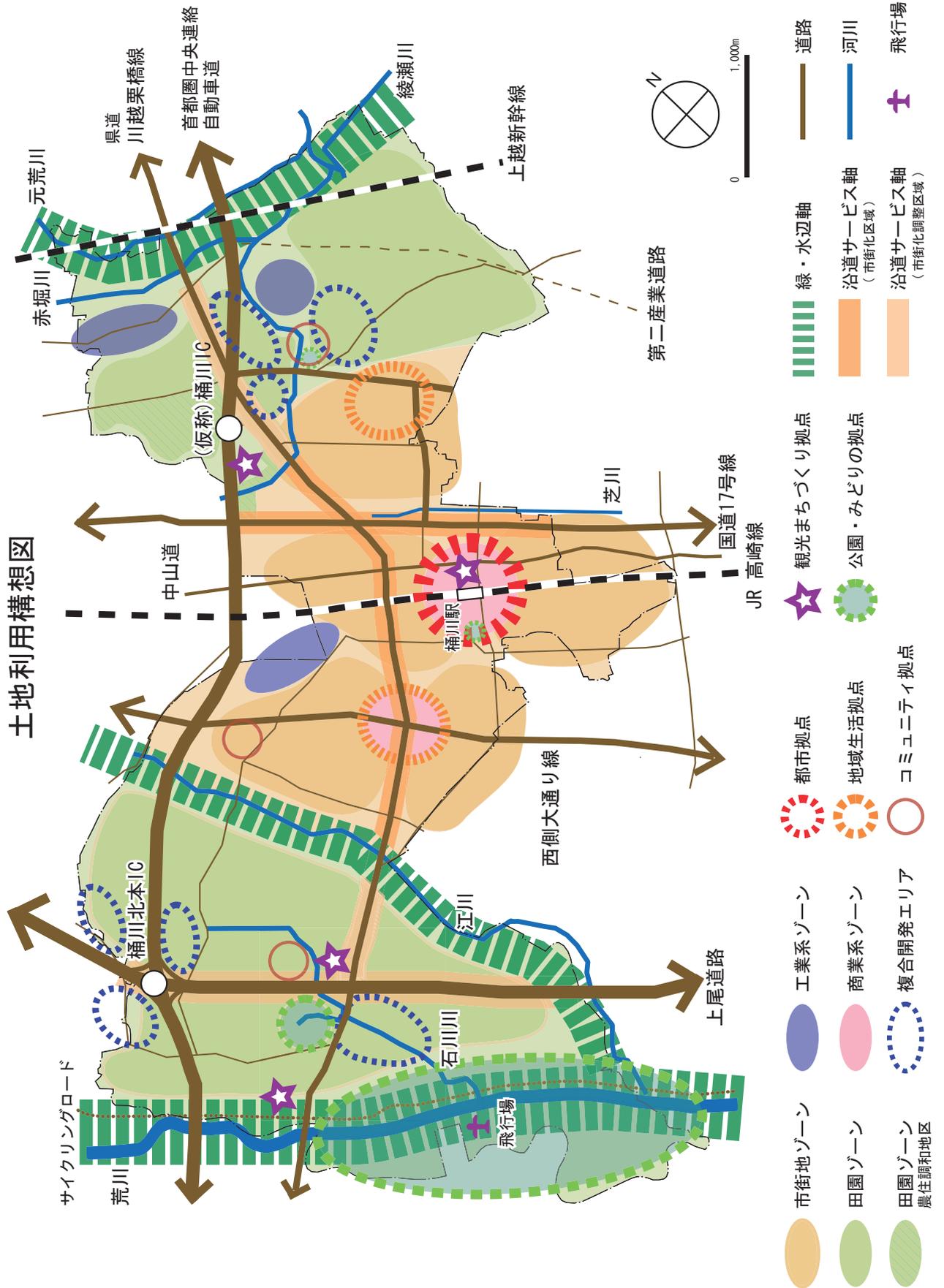
### ⑫ 沿道サービス軸

市街化区域の県道川越栗橋線は4車線道路となり、沿道型商業施設や物流・業務サービス施設の集積が期待されます。

さらに、広域幹線道路である上尾道路沿道においては、交通利便性をいかし、沿道型サービス施設の立地が可能になり、周辺の田園環境や生活環境、景観形成に配慮しながら適切な土地利用を図ります。

図 土地利用の方針





# 第5章 施策の大綱

基本理念に基づいて掲げた将来像を実現するために、まちづくりの課題を踏まえた、7つの施策の大綱を定めました。

「参画・協働」及び「行財政運営」の大綱については、他5つの大綱を実現するために不可欠であり、まちづくりを支える基盤として位置づけました。



<p>だれもが主役の 桶川をつくる 【参画・協働】</p>	<p>地域の課題や市民ニーズに的確に対応するためには、市民、*市民公益活動団体、企業及び事業者等、市（行政）の協力が不可欠です。</p> <p>また、年齢、性別、国籍などにとらわれず、だれもがまちづくりに参加することが必要です。</p> <p>このため、男女共同参画社会を推進するとともに、市民やNPO、ボランティア、企業など多彩な人々や団体間のさまざまな交流を促進し、みんなで協力し合い地域の課題を解決するまちをつくります。</p>
<p>生きる力を<sup>はぐく</sup>育み 次代に繋げる 桶川をつくる 【教育・文化】</p>	<p>将来にわたって、まちの活力を持続するためには、子どもたちが創造性豊かに育つ環境づくりと、市民がさまざまな分野で学習し、個性や能力をいかす場が求められています。</p> <p>このため、よりよい教育環境づくりの推進、生涯学習機会の充実などを図ることで、市民が自然や地域の文化にふれ、人格を磨き、学び、個性や価値観を認め合いながら、生きがいのある豊かな人生を築くことができるまちをつくります。</p>
<p>共に支え合い いきいきと暮らせる 桶川をつくる 【健康・福祉】</p>	<p>すべての市民が心身ともに健康で、安心して毎日を送れるとともに、市民一人ひとりが、自らの能力をいかして社会の中で活躍し、生きがいを持って暮らせるしくみづくりが求められています。</p> <p>このため、市民の健康づくりに対する支援や、保健・医療体制の充実、子育て支援対策、高齢者の*介護予防、障がいのある人の自立支援の充実を図ることで、住み慣れた地域において共に支え合うしくみを形成し、住み続けることができるまちをつくります。</p>
<p>環境にやさしく 安心・安全に 住み続けられる 桶川をつくる 【市民生活】</p>	<p>地球温暖化など深刻化する環境問題に配慮し、省エネルギー、ゴミの減量化に努めるライフスタイルを推進することが必要です。</p> <p>また、安心・安全な生活環境を確保し、だれもが快適に暮らすことができるまちをつくる必要があります。</p> <p>このため、*循環型社会の形成に一層取り組み、生物多様性を守ります。また、防災力・防犯力の向上や交通安全対策の充実を図り、市民一人ひとりの生命と財産が守られ、心穏やかに暮らせるまちをつくります。</p>

\* 市民公益活動団体：P.27 参照。

\* 介護予防：高齢者が要支援・要介護になることをできる限り防ぎ、できる限り自立した日常生活を営めるよう支援することを目的とした事業のこと。

\* 循環型社会：P.16 参照。

みどりと調和した  
暮らしやすい  
桶川をつくる  
【みどり・都市基盤】

本市は、広域幹線道路の整備が進められる一方で、荒川などの河川、屋敷林、雑木林などの郊外のみどりによる憩いの自然空間や市街地における街路樹・公園などの多様なみどりがあります。

みどりを保全、活用しながら、計画的な土地利用や乱開発を抑制するためのルールづくりを進めます。また、魅力ある中心市街地、新市街地における地域生活拠点を形成するとともに、\*バリアフリー化など安全で暮らしやすい環境を整備することによって、人にやさしい、みどり豊かで快適な空間があるまちをつくりまします。

にぎわいと活力ある  
桶川をつくる  
【産業】

まちや経済の活性化のためには、定住人口・交流人口を増やすとともに、産業経済基盤の確立が不可欠です。

このため、農業、工業、商業、観光業をはじめ、市民生活を支える多様な産業の連携や振興を図ることが必要です。また、中心市街地の活性化を推進することは、本市の重要な課題です。さらに、広域交通網の結節点という交通利便性をいかして、企業誘致・沿道サービスの立地促進などを含め、雇用の創出など各種振興策を検討、実行することにより、にぎわいにあふれ、活力がみなぎるまちをつくりまします。

計画的で  
将来を見据えた  
桶川をつくる  
【行財政運営】

社会経済情勢の変化に対応していくため、行政組織の合理化・活性化、職員の資質向上などの行財政改革を着実に実行し、財政基盤の強化を図ります。また、広報広聴の充実を図り、情報公開に努め、開かれた市政を目指します。

近隣広域行政圏との連携と協力を進めることによって、ごみ処理施設整備などの課題に早期に取り組んでいきます。また、市民の利便性の向上を図るため、防災機能やコミュニティ機能などを備えた新しい市庁舎の建設を進めます。

経営的な視点を取り入れた行政評価システムの活用と財政基盤の強化を図り、効果的・効率的な行財政運営を展開し、将来を見据えたまちをつくりまします。

\* バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上での障壁（バリア）を取り除く（フリー）こと。もともとは、段差解消などハード面の意味合いが強いが、広義には障がいのある人を社会困難にする障がいの除去（ソフト面の社会的、制度的、心理的な障害）を含む。





# 前期基本計画



## 前期基本計画 施策体系



前期基本計画

## 施策ページの読み方

### 施策 407 安全な消費生活の確保

#### 施策の目的

対 象	市民
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立した消費活動を行うための正しい知識、情報を持っている</li> <li>●被害を回避、または予防している</li> </ul>

施策で働きかける対象とその働きかけによって対象が到達する状態を示しています。

#### 施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	消費生活展来場者数（自治文化課）	250 人 （平成 20 年度）	300 人
2	消費生活相談件数（年間）（自治文化課）	137 件 （平成 21 年度）	150 件

この施策の達成度を測る指標とその現状値・目標値を示しています。目標値については、特に記載がない限り、前期基本計画最終年度の平成 27 年度までに達成すべき数値を示しています。

#### 施策を取り巻く状況（現状と課題）

##### 現 状

- 平成 21 年 9 月に消費者安全法の施行により、都道府県及び市町村による消費生活相談などの事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故などに関する情報の集約など、消費者被害の発生又は拡大防止措置が明文化されました。また、同時期に消費者行政の一元化を掲げて、消費者庁が発足しました。
- 本市では、平成 22 年 10 月に消費生活相談日を増設し、消費生活センターを設置しました。
- 消費者庁では、当面平成 21 年度から 23 年度までを地方消費者行政の集中育成・強化期間と位置づけています。

##### 課 題

- 商品や取引の形態が多様化しており、さまざまな知識が必要となるため、多様な機会を活用した消費者教育の推進が課題となっています。
- 消費生活に関する情報を発信する上で、消費者ニーズを把握するためにも、消費者団体とのより一層の連携が必要になっています。

この施策に取り組むに当たって、踏まえておかなければならない現状と課題を挙げています。

#### 施策展開のために取り組む基本事業

施策 407	安全な消費生活の確保	4071 消費者意識の向上
		4072 消費生活相談の充実

施策と、施策を構成する基本事業の体系を示しています。

#### 基本事業の主な取組内容

##### 4071 消費者意識の向上

消費者団体の自主的活動を支援し、連携を図るとともに、意見や情報を収集し、消費者ニーズの把握に努めます。また、市民が消費生活に関する必要な知識を身につけ、適切な判断ができるよう、消費生活展や消費生活セミナーなどを活用して、消費者意識の向上を図ります。

##### 主な取組

- 消費者団体との連携及び活動支援（自治文化課）
- 消費生活展の実施（自治文化課）
- 消費生活に関する情報の提供（自治文化課）

目的の実現に向けて、取り組むべき施策（基本事業）の内容を示しています。

施策の目的を達成するために実施すべき事業を具体的に記載しています。（基本事業が抽象的に文章で説明しているのに対して、「主な取組」では具体的に何をやるのかイメージしやすい形で掲載しています）。

施策の大綱 1

だれもが主役の桶川をつくる

【参画・協働】



施策の目的

対 象	市民、*市民公益活動団体、企業及び事業者等
目指す姿	● 協働の手法やルールが確立され、市民が主体的にまちづくりに関わり活動している

施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	協働事業実施件数（自治文化課）	12件 （平成21年度）	40件
2	協働のまちづくりが進んでいると思う市民の割合 （市民アンケート）	20.6% （平成21年度）	40%

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

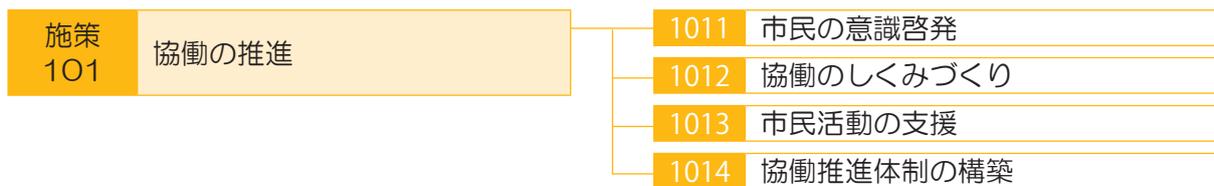
- 少子高齢化の進行、環境問題の深刻化、災害時を想定した対策の必要性、社会経済情勢の変化を背景に、市民ニーズの多様化、複雑化が進んでいます。公共的な問題・課題に対する行政主導の施策展開だけでは対応できないものが増えてきています。
- 県で作成された「NPOとの協働マニュアル」に基づき、各市町ではNPOとの協働のための指針や条例の制定など、NPOやボランティア活動の環境整備を進めています。
- 本市においても「協働のまちづくりの指針」（平成21年11月）を作成し、市民、市民公益活動団体、企業及び事業者等、市（行政）が協働のルールを共有し、積極的な市民活動の展開と協働事業の促進を図っています。
- 市民アンケートによると、今後、協働のまちづくりを進める上では、まちづくり活動に参加できる機会の提供などが必要という意見が多くなっています。

課 題

- 今後、高齢社会が進展することや価値観が変化することなどにより社会が成熟化していく中で、市民の主体的なまちづくり活動を支援し、市民と協働で地域を支えていく必要があります。
- 『協働』に対する意識の向上や人材の発掘、情報の共有化、財政の支援、推進体制の確立、ルール作りなどの基本的なしくみづくりが必要です。

\* 市民公益活動団体：P.27 参照。

施策展開のために取り組む基本事業



基本事業の主な取組内容

1011 市民の意識啓発

これからの豊かな社会を目指す上で、協働の手法を取り入れたまちづくりが、市民、市民公益活動団体などと行政を広く巻き込んだ全市的な運動になるように、地域の課題解決のためのさまざまな活動に参加する市民や企業及び事業者が、地域のコミュニティの一員としての自覚など、意識改革を促すような参加の機会を提供し、市民の意識啓発に努めます。

主な取組

- 協働に関する講演会・シンポジウムの開催（自治文化課）
- 市民活動体験研修、講座の実施（自治文化課）

1012 協働のしくみづくり

『協働』の趣旨に沿って、誰でも容易に『協働内容』をイメージできるよう（仮称）「協働の手引き」を作成するとともに、相乗効果のある取り組みや事業を提案できる制度を整え、事業の成果を検証する評価制度の構築に努めます。

また、市民公益活動に関わる人々が活動、交流するための場として、（仮称）市民協働活動センターを開設し、その活用を図ります。

主な取組

- 協働推進計画の推進（自治文化課）
- 協働事業提案制度の構築（自治文化課）
- （仮称）「協働の手引き」の作成・活用（自治文化課）
- （仮称）市民協働活動センターの設置・活用（自治文化課）

## 1013 市民活動の支援

市内のボランティア・市民公益活動団体のさまざまな活動を紹介し、お互いを知る機会・場の提供をするとともに、活動に関する情報収集と情報発信の場・交流スペースを確保することで情報を共有し、市民公益活動の活性化と協働の推進につなげていくよう努めます。

また、市民がまちづくりや地域課題の解決方法などについて学習し、理解を深められるように支援するとともに、協働の担い手として活動の発展につながるように、財政的支援のしくみや\*市民ファンドなど新しい取り組みの情報収集や提供に努めます。

### 主な取組

- \*地域活動情報コーナーの設置と活用（自治文化課）
- 市民ファンドに関する情報提供（自治文化課）
- 団体間交流の機会の提供（自治文化課）
- NPO 活動への支援（自治文化課）

## 1014 協働推進体制の構築

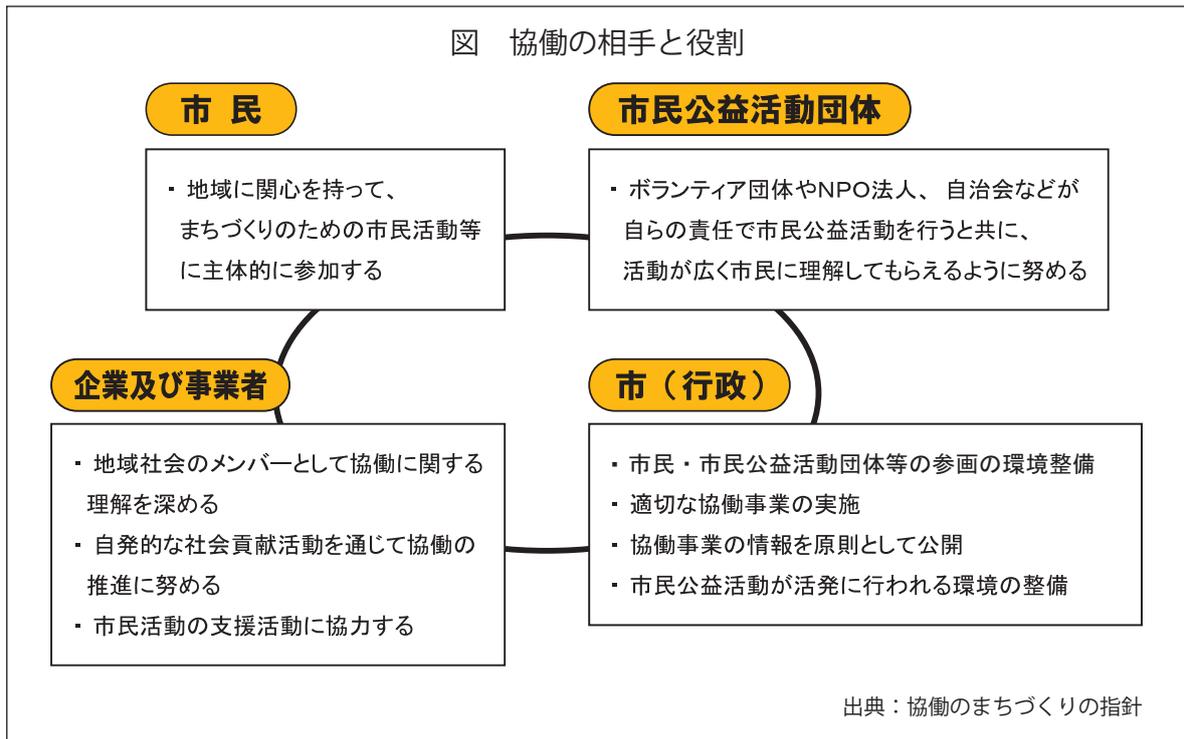
職員研修などを通じて、公共の領域を多様な主体が担うことが必要になってきているという意識改革を進めて、事業の見直しの中で相乗効果が認められた事業の協働事業への転換を図るとともに、協働のまちづくりを確実に、かつ効果的に進めていくために、各部・各課が組織横断的に活動できる推進体制を整備します。

### 主な取組

- 協働事業の拡充（自治文化課、全庁）
- NPO研修の実施（自治文化課）



- \* **市民ファンド**：地域の住民や企業の出資を得て設立される基金のこと。まちづくり、高齢者介護、学童保育など、その地域に必要なサービスを、行政よりも柔軟に提供するために設立されることが多い。
- \* **地域活動情報コーナー**：公民館などの地域の公共施設で市民活動団体に関する情報を収集し、発信することにより、市民活動団体と市民とが交流する機会を提供する場のこと。



前期基本計画  
参画・協働



## 施策の目的

対 象	市民、ボランティア団体、NPO 法人、自治会
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● まちづくりへの理解を深め、ボランティア活動等を通して参画している</li> <li>● いろいろな団体が交流しながらまちづくり活動を行っている</li> <li>● 多様な国際交流活動を展開している</li> </ul>

## 施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	市民活動団体・NPO 法人の数（自治文化課）	72 団体 （平成 22 年度）	85 団体
2	市ホームページにおける市民活動団体（サークルを含む）紹介コーナー登録団体数（自治文化課）	—	100 団体
3	国際交流イベントの参加者数（自治文化課）	300 人 （平成 21 年度）	360 人
4	自治会・町内会等の地域活動に満足している市民の割合（市民アンケート）	15.7% （平成 21 年度）	20%

## 施策を取り巻く状況（現状と課題）

### 現 状

- 近年、少子高齢化・核家族化の進行、人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化などを背景として、自治会・町内会をはじめとする\*地域コミュニティや地域交流・市民活動の重要性が高まっています。
- 本市でも、平成 19 年に実施した「市民活動団体実態調査」結果においては、自主的な活動に対する支援ニーズが高まるとともに、ふれあいフェスタ、芸術文化祭、国際フェアなどのイベントへ主体的に参加する市民の増加が見られます。
- 経済の\*グローバル化や国際交通網、インターネットなどの情報通信網の飛躍的な発展を背景として、国を越えた交流や移動が大幅に拡大しており、多様な国際交流をきっかけとした活力ある地域づくりの機運が全国的に高まりつつあります。
- 県では、定住外国人の生活指向に合わせて、外国や\*姉妹都市との交流といった事業から県内に住む外国人に重点を置いた事業を展開し始めています。
- 本市における外国人登録者は平成 15 年度末に 367 人であったのが、平成 21 年度末に 508 人と増加しています。

\* 地域コミュニティ：P.27 参照。

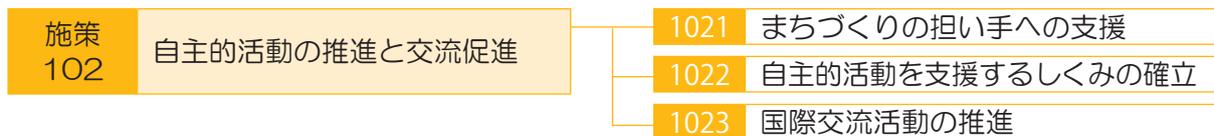
\* グローバル化：さまざまな面において、世界的・地球全体の規模に変わることを。グローバル（Global）とは「世界的な」という意味。

\* 姉妹都市：親善と文化交流を目的として特別に提携をした二国間の都市のこと。

## 課題

- まちづくりを進める上では、まずは自分たちの住んでいる地域のことを知る必要があります。地域のことを伝える人材の育成が課題となっています。
- 市民の自主的な活動を推進するための方策として、活動場所の確保や情報収集・発信に対する支援を進めていく必要があります。
- 外国人市民の多国籍化、定住化に合わせたまちづくりを進めるため、生活環境の整備やコミュニケーション支援などを進めていく必要があります。

## 施策展開のために取り組む基本事業



## 基本事業の主な取組内容

### 1021 まちづくりの担い手への支援

市民主体のまちづくり活動には、地域のまちづくりの担い手の存在が大きな力となることから、必要な情報の提供や活動に協力することによって、担い手の支援に努めます。

#### 主な取組

- コミュニティ活動への情報提供（自治文化課）
- 「市民活動実践講座」の開催（自治文化課）

### 1022 自主的活動を支援するしくみの確立

市民主体の自主的な活動の活発化を図るため、地域の交流の場となる施設の整備を進め、情報提供、活動資金などの面で支援をしていきます。

#### 主な取組

- コミュニティ施設建設等の財政支援（自治文化課）
- \*市民公益活動団体の活動に関する情報提供の充実（自治文化課）
- 活動における\*コーディネーターの充実（自治文化課、生涯学習スポーツ課）
- 社会福祉協議会との連携の強化（自治文化課、生涯学習スポーツ課）
- 市民公益活動団体が行う事業への助成金制度の構築（自治文化課）
- サポーター（賛同者）制度の導入（自治文化課）

\* 市民公益活動団体：P.27 参照。

\* コーディネーター：ボランティアの協力や各種のサービスを求めている人に、ボランティアや諸サービスを必要に応じて助言・調整する人のこと。

## 1023 国際交流活動の推進

外国人市民の多国籍化、定住化に合わせたまちづくりを進めるため、生活支援の推進による生活環境の整備や日本語教室の運営によるコミュニケーション支援などを進めていきます。また、おけがわ国際フェアなどでの交流を通じて、国籍にかかわらず安全に安心して暮らせる共生社会の実現に努めます。

### 主な取組

- 日本語教室の運営支援（自治文化課）
- 市内在住の外国人によるイベント開催（自治文化課）
- 市ホームページの多言語化（秘書広報課）
- 外国人世帯向けの生活支援推進（自治文化課）

図 市民活動団体・NPO 法人の分野別内訳

活動分野	市民活動団体	NPO法人	合計
保健・医療・福祉	24	6	30
社会教育	3	1	4
学術・文化・芸術・スポーツ	13	3	16
環境保全	4	—	4
災害救援	1	—	1
人権・平和	—	1	1
国際協力	1	—	1
男女共同参画	1	—	1
子どもの健全育成	9	1	10
情報化社会	1	—	1
職能開発・雇用拡充	—	1	1
消費者保護	1	—	1
NPO支援	1	—	1
合計	59	13	72

資料：自治文化課（平成 22 年 12 月 1 日現在）



## 施策の目的

対 象	市民、市民団体、企業、*ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者
目指す姿	●男女が互いに理解し、それぞれの生き方や価値観を尊重しながら、社会のあらゆる分野で活躍している

## 施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	審議会等における女性委員の割合 (人権・男女共同参画課)	27.7% (平成 20 年度)	40%
2	セミナー・講演会等の実施回数(人権・男女共同参画課)	3 回 (平成 21 年度)	6 回
3	社会全体において男女が平等だと思う市民の割合 (市民アンケート)	22.9% (平成 21 年度)	40%

## 施策を取り巻く状況（現状と課題）

### 現 状

- 国は平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」を施行し、平成 22 年 12 月から男女共同参画基本計画（第 3 次）に基づき男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取り組みを進めています。また、県では平成 14 年に策定した「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を中間年度である平成 18 年度に見直し、9 つの基本目標を定め数値目標を掲げさまざまな取り組みをしています。
- 本市では、「桶川市第二次男女共同参画基本計画」（平成 21 年 3 月策定）に基づき、施策を実施しています。また、平成 20 年度には、DV 被害者の住民情報漏せつ防止対策の強化を図りました。

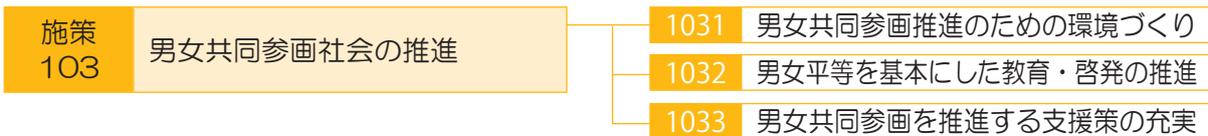
### 課 題

- 少子高齢化の進行、核家族・単身世帯・ひとり親世帯が増加するとともに、人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化、\*地域コミュニティの希薄化が見られる中、長引く景気低迷により社会格差拡大が懸念されています。このような状況下では、相対的に女性が困難な状況に陥りやすく、女性に対する支援が不可欠となっています。また、男女共同参画社会の実現には、根強く残る固定的性別役割分担意識の解消をはじめ、多分野にわたる課題解決が求められています。
- 男女共同参画の推進では、男女共同参画センターの設置や女性人材リストの更新などハード面と意識啓発や教育・学習の機会、相談体制の充実などソフト面の両方の支援が課題です。

\* ドメスティック・バイオレンス（DV）：同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる身体的・精神的・性的・経済的暴力行為、又は社会的隔離により支配する行為のこと。

\* 地域コミュニティ：P.27 参照。

施策展開のために取り組む基本事業



基本事業の主な取組内容

1031 男女共同参画推進のための環境づくり

社会における制度や慣行が、男女が中立な立場であるよう見直し、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

また、男女共同参画コーナー（\*アソシエ）の活用を充実し、男女共同参画センターの設置を目指すとともに、市民活動グループの支援を行います。

主な取組

- 男女共同参画センターの設置に向けたアソシエの活用（人権・男女共同参画課）
- 政策・方針決定過程への女性の参画（人権・男女共同参画課）
- \*ワーク・ライフ・バランスの推進（人権・男女共同参画課）

1032 男女平等を基本にした教育・啓発の推進

性別にとらわれない人権尊重に基づいた教育活動の推進、男女共同参画を視点とした教員、保護者及び地域住民との連携による学校教育の充実を図ります。

また、男女共同参画意識形成のためのホームページを活用した啓発活動や問題解決につながる能力育成のための研修会を開催します。

主な取組

- 男女共同参画社会の形成に向けた啓発の推進（人権・男女共同参画課）
- セミナーや講演会等の開催（人権・男女共同参画課）
- 学校におけるジェンダーにとらわれない教育活動・性教育の実施（人権・男女共同参画課）

1033 男女共同参画を推進する支援策の充実

家庭や地域、職場において男女平等を図り、男女が対等に権利と責任を持つという意識の向上に努めます。

また、フェミニスト・カウンセリング（女性相談）などの相談体制を充実させ、DV 関係機関のネットワーク（ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議）との連携を強化し、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識を醸成します。

主な取組

- 女性の自立支援（人権・男女共同参画課）
- 地域活動における男女共同参画の推進（人権・男女共同参画課）
- 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成（人権・男女共同参画課）
- カウンセラーなどによる女性相談事業の充実（人権・男女共同参画課）

\* **アソシエ**：男女共同参画社会の実現を目指して、男女がともに学習し、交流するために桶川市勤労青少年ホーム（さくらフレンド）に設置されたコーナーのこと。

\* **ワーク・ライフ・バランス**：「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。子育てに関しては、仕事と子育ての両立を意味する。



施策の大綱 2

生きる力を育み  
次代に繋げる桶川をつくる  
【教育・文化】



施策の目的

対 象	未就学児、保護者
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 心身ともに健やかに成長している</li> <li>● 子どもの成長を相談する環境が整っている</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	小・中学校入学前における「親の学習」講座への参加率（生涯学習スポーツ課）	67% （平成 21 年度）	80%
2	*幼児家庭教育セミナーの参加者数（公民館）	172 人 （平成 21 年度）	200 人

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

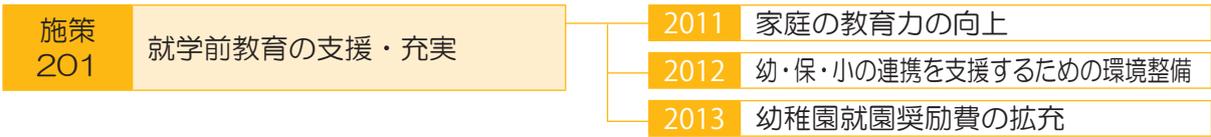
- 平成 18 年度の「教育基本法」改正では、家庭教育及び幼児期の教育について条文化され、その重要性について明記されました。
- 平成 20 年 3 月に幼稚園教育要領が改訂され、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を目指す『生きる力』を育むことが重要視されています。
- 女性の社会進出に伴い、夫婦共働きの家庭が多くなっています。また、少子化に伴い、親が子ども一人にかかる教育費・時間なども合わせて増加しています。

課 題

- 生涯にわたる人格形成や学習の基礎を担う学校就学前の教育・保育について、より質の高い内容が望まれています。
- 小学校教育へのスムーズな接続のため、幼稚園・保育園と小学校との連携を強化することが課題となっています。

\* 幼児家庭教育セミナー：子育てに関する不安や悩みを解消し、親として健やかな子育てができるよう、子育ての基本について学ぶ講座のこと。

施策展開のために取り組む基本事業



基本事業の主な取組内容

2011 家庭の教育力の向上

家庭の教育力向上のため、公民館などの公的施設を活用し、保護者向け研修会を開催することにより子育てを支援します。

主な取組

- 親の学習事業の実施（生涯学習スポーツ課）
- 幼児家庭教育セミナーの開催（公民館）

2012 幼・保・小の連携を支援するための環境整備

幼・保・小の連携を支援するため、幼稚園・保育園・小学校の指導関係者を中心とした交流会を開催します。

主な取組

- 幼・保・小連携の推進（学校支援課）

2013 幼稚園就園奨励費の拡充

幼稚園への就園を奨励するため、就園奨励費補助金制度の拡充を図ります。

主な取組

- 幼稚園就園費用助成の充実（教育総務課）

施策の目的

対 象	小・中学生、学校、保護者、地域
目指す姿	● 生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を身に付けている

施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	教育に関する3つの達成目標に係る効果の検証結果の「学力（読む・書く）（計算）」に関する達成率（上段：小学生、下段：中学生）（学校支援課）	93.8% 86.9% （平成 21 年度）	95% 90%
2	*学校応援団立ち上げ数（学校支援課）	9/11 校 （平成 21 年度）	11/11 校 （平成 23 年度）
3	小・中学校の校舎・屋内運動場の耐震化率（教育総務課）	80.9% （平成 21 年度）	100% （平成 24 年度）

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 平成 18 年度における「教育基本法」の全面的な改正の中で「教育振興基本計画」の策定が位置づけられました。また、平成 19 年度には「学校教育法」の改正により、各学校における目標の見直しなどを実施しました。
- 平成 19 年 4 月から『\*特別支援教育』が学校教育法に位置づけられたことで、すべての学校において、特別な場で指導を行う『特殊教育』から一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行う『特別支援教育』への転換が図られています。
- 小・中学校の学習指導要領が改訂され、小学校での授業時数の増加や外国語活動などが始まっています。（小学校は平成 23 年度より、中学校は平成 24 年度より完全実施。）
- 食育基本法の制定により、食育は健全な心と身体、豊かな人間性を育む基礎となるべきものと位置づけられています。本市では、地場農産物が生きた教材として活用できるよう、献立の工夫に努めています。

\* 学校応援団：学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織のこと。

\* 特別支援教育：障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて支援を行うこと。

## 課題

- 教育の基本的な方向性は、『ゆとり教育』から『学力向上』に移行し、『確かな学力の育成』が課題です。
- 児童生徒の安全を確保するため、「地震防災対策特別措置法」に基づく地震対策など、防災面での施設整備の推進が課題です。
- 教育が持つ役割と責任を果たすため、家庭や地域の多くの人々が、学校の教育活動により積極的に参加し教育活動を理解することで、学校評価の更なる向上を目指し、学校の教育力を一層高める必要があります。
- 特別な教育的配慮が必要な児童生徒をはじめ、一人ひとりの状況に応じた適切な教育的支援を行う体制の一層の整備が必要です。
- 生きる上での基本である食育については、『お弁当の日』の取り組みなど家庭や地域と連携しつつ、子どもたちが健やかに成長できるよう、さまざまな方法で促進していくことが求められています。

## 施策展開のために取り組む基本事業

施策  
202

学校教育の充実

2021 知・徳・体の教育の充実

2022 学校教育への支援の充実

2023 学校施設の整備

## 基本事業の主な取組内容

### 2021 知・徳・体の教育の充実

新しい学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容を確実に身に付けるとともに、自ら学び自ら考える力を育成するため、知・徳・体の調和のとれた教育の充実を図ります。また、学校、児童相談所、警察、\*民生委員などと連携して、学校ごとの教育相談体制の充実を図ります。

#### 主な取組

- 学校課題研究の推進（学校支援課）
- 英語指導助手の配置（学校支援課）
- 部活動外部指導者の配置（学校支援課）
- 教育相談の推進（学校支援課）
- 不登校児童生徒への支援（学校支援課）
- 特別支援教育の充実（学校支援課）

\* 民生委員：地域住民の福祉向上のために、民生委員法に基づき委嘱される民間の奉仕者であり、児童福祉法による児童委員も兼ねる人のこと。

## 2022 学校教育への支援の充実

学校の教育力を高めるため、学校応援団や地域安全推進協議会、\*学校評議員の協力を得て、学習や学校生活の支援を積極的に行います。さらに、各学校に\*学校応援団コーディネーターを位置づけることにより、家庭・地域との連携を組織的に推進します。

また、栄養教諭や学校栄養職員の専門性をいかした授業により、学校における食育の一層の推進を図ります。

### 主な取組

- 学校応援団の推進（学校支援課）
- 学校図書の充足率の向上（教育総務課）
- 食育の推進（学校支援課）
- 就学援助費の支給（学校支援課、学務課）

## 2023 学校施設の整備

安心・安全に学習できる環境を保持するため、屋内運動場の耐震化を平成 24 年度までに終了するとともに、老朽化への対策として、施設の現状を調査し、安全面や管理面などから優先順位を定め、計画的に整備を推進します。

### 主な取組

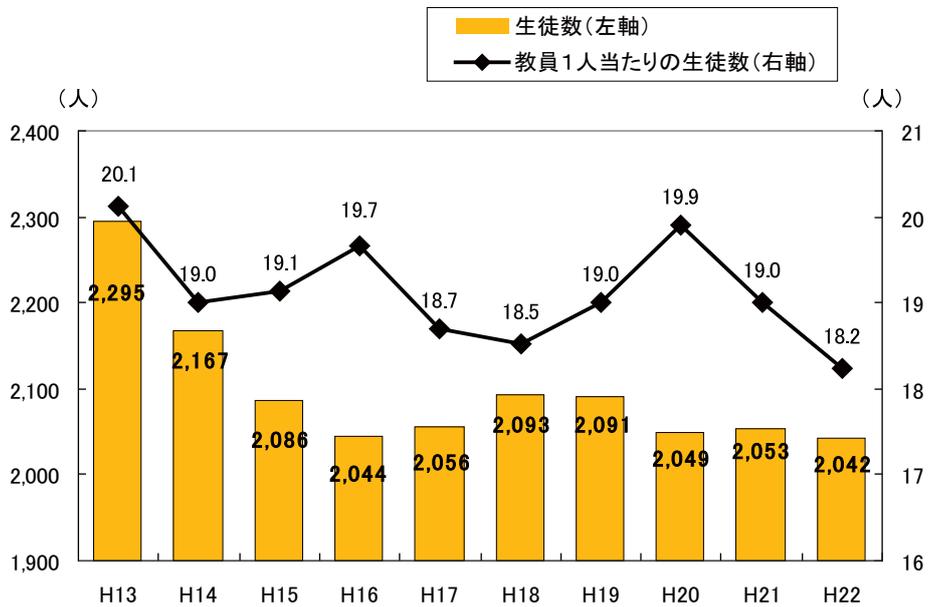
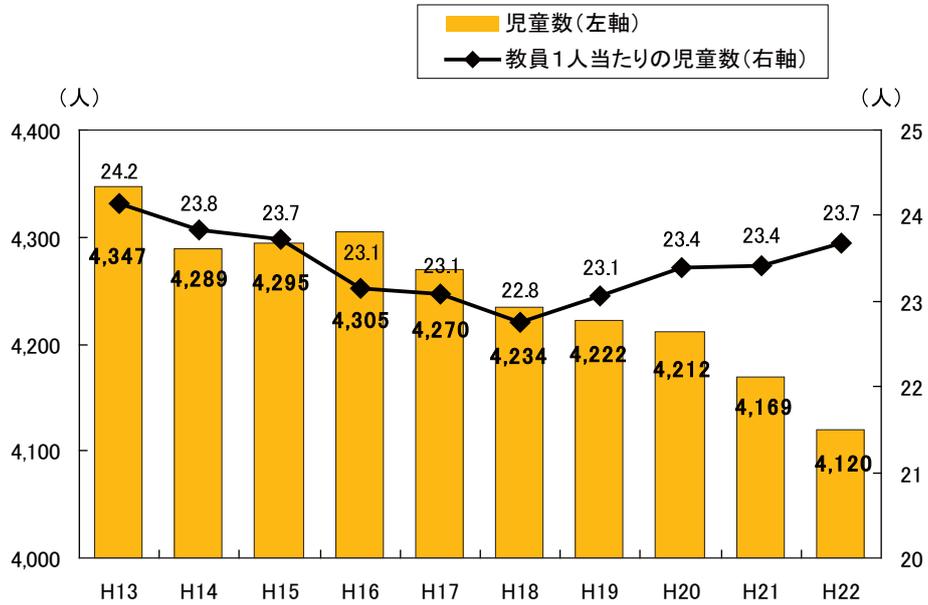
- 小・中学校耐震化の推進（教育総務課）
- 学校施設老朽化の改善（教育総務課）



\* 学校評議員：校長が保護者や地域の人々の意見を幅広く聞くための制度のこと。これにより地域や社会に開かれた学校づくりを推進し、家庭や地域と連携しながら、特色ある教育活動を目指すもの。

\* 学校応援団コーディネーター：学校と「学校応援団」の間に立って連絡・調整を行うボランティアのこと。

図 児童・生徒数の推移  
( 上：児童数、下：生徒数 )



資料：学務課（各年5月1日現在）

注：「教員」数は、校長・教員数のみであり、養護教諭・事務職員、栄養職員は含まない。

## 施策の目的

対 象	青少年、保護者、地域
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的な社会生活習慣を身に付けている</li> <li>● 家庭と地域が連携して安心・安全な生活を営んでいる</li> </ul>

## 施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	成人式典の出席率（生涯学習スポーツ課）	79.9% （平成 21 年度）	82%
2	青少年健全育成市民大会の参加者数 （生涯学習スポーツ課）	210 人 （平成 21 年度）	230 人
3	巡回指導の延べ人数（生涯学習スポーツ課）	185 人 （平成 21 年度）	210 人

## 施策を取り巻く状況（現状と課題）

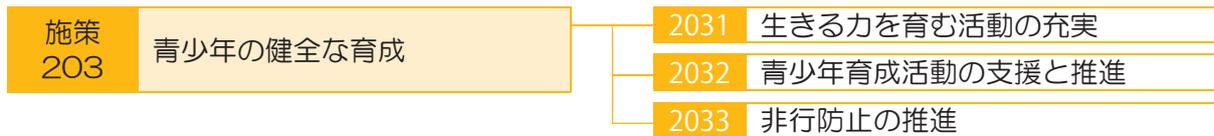
### 現 状

- 青少年が関わる犯罪は、薬物乱用の問題からインターネットによる人権侵害まで、複雑化・多様化しており、だれもが被害者、あるいは加害者になり得る可能性があります。家庭や学校だけでは対応することが困難な状況にあります。
- 県では、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 か年を計画期間とした「埼玉県青少年健全育成推進プラン」を策定し、青少年が社会性を身に付けることの必要性を示しています。

### 課 題

- 地域の教育力、絆きずなの低下が指摘される一方で、親子のふれあいの機会や地域の行事への関心が高まってきており、子ども会活動や地域のボランティア活動の更なる充実化が求められています。
- 青少年の犯罪の増加や犯罪に巻き込まれる事例の増加などが問題視されている中、青少年を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、青少年を健全に育成していくことや地域社会における見守りがより重要な課題となっています。

施策展開のために取り組む基本事業



基本事業の主な取組内容

2031 生きる力を育む活動の充実

青少年が社会参加や自然を体験できる場や機会の充実を図るとともに、将来的にボランティアやスタッフとして活動できるよう、継続的な事業実施を行います。

また、各関係部署との連携体制の充実を図るとともに、情報交換や情報提供の場づくりを推進します。

主な取組

- 成人式典の開催（生涯学習スポーツ課）
- 青少年相談員協議会への支援（生涯学習スポーツ課）

2032 青少年育成活動の支援と推進

青少年育成活動を支援するため、活動団体の支援を更に充実させるほか、指導者のための研修を行うとともに、市民ニーズの把握に努めます。

主な取組

- 青少年健全育成市民会議への支援（生涯学習スポーツ課）
- スポーツ少年団・子ども会・各種団体への支援（生涯学習スポーツ課）

2033 非行防止の推進

青少年の非行防止のため、家庭、地域、学校、関係機関の連携をより一層強化します。

主な取組

- 青少年見守り体制の充実（生涯学習スポーツ課）



施策の目的

対 象	市民
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いつでも、どこでも、学習する場がある</li> <li>● 年齢や体力などに応じてスポーツに取り組んでいる</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	公民館講座数（公民館）	36 講座 （平成 21 年度）	45 講座
2	公民館利用率（年間公民館利用者数 / 市人口） （公民館）	156% （平成 21 年度）	195%
3	図書館利用者数（図書館）	124,085 人 （平成 21 年度）	135,000 人
4	歴史民俗資料館入館者数（歴史民俗資料館）	9,348 人 （平成 21 年度）	12,000 人
5	スポーツ・レクリエーション団体会員数 （生涯学習スポーツ課）	11,641 人 （平成 21 年度）	13,000 人

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 近年、少子高齢化の進行や団塊世代の退職などにより、社会構造が変化していく中で、市民ニーズもより高度化しています。
- 全国的には、平成 18 年度に改正された「教育基本法」や「学校教育法」をはじめとする社会教育三法の改正などにより、生涯学習社会の体制がより充実してきています。
- 県では、平成 19 年度に「スポーツ振興のまちづくり条例」を制定しており、『身近な場所で週に 1 回以上スポーツをしましょう』という普及活動を行っています。
- 本市は、公民館において市民ニーズに対応した講座の開催に努めています。
- 図書館は、利用者数・利用冊数ともに減少傾向にあります。小規模な図書館が各地区に点在しているという状況は、利用者にとって利用しづらい要因の 1 つとなっています。
- 歴史民俗資料館は、桶川の歴史と文化を今に伝える文化財を保有し後世に伝えるとともに、文化財から先人の知恵を学ぶ場として、平成 4 年に設置され、18 年間の経過とともに各種施策を展開してきました。

- 市内には、4つの体育施設及び11の体育館と校庭を開放している小・中学校と2つの県立高校がありますが、利用希望者が多く、すべての団体が十分な活動をできない状況にあります。
- 高齢者や障がいのある人が、安心して利用できるよう、施設の一層の\*バリアフリー化へのニーズも増加しつつあります。

### 課題

- 市民ニーズの変化に伴い、公民館は地域の歴史など知識を得られる場としての機能に加えて、環境問題など現代的なテーマを考える場としての機能が求められています。
- 図書館は、生涯にわたる学習の場、子どもたちの読書活動の推進の場、そして情報発信の場としてますます重要であることから、市民ニーズに対応した図書サービスの充実を図る必要があります。また、読書環境の充実のため、新たな中央図書館を建設するとともに、地域バランスに配慮した図書館の整備が求められています。
- 歴史民俗資料館は、生涯学習の理念のもと、公民館、図書館などの社会教育機関や学校と連携し、学習活動の場に桶川の歴史と文化に関する情報を提供することが求められています。
- 「\*桶川み・ら・い塾人財バンク」制度における近年の利用件数はほぼ横ばいであり、登録者と利用者のニーズに合わせた活用の促進が求められます。
- 現在ある体育施設や学校開放施設だけでは、利用者が多く、すべての団体が十分な活動をできない状況から、スポーツ宣言都市にふさわしい生涯スポーツの中心となる新たな体育施設の整備が求められています。

### 施策展開のために取り組む基本事業



\* バリアフリー：P.47 参照。

\* 桶川み・ら・い塾人財バンク：生涯学習に関する資格や豊富な経験を有し、市民の生涯学習を援助しようとする個人や団体を登録し、紹介する制度のこと。

## 基本事業の主な取組内容

### 2041 多様な学習機会の提供

多様な場で学習できる環境を確保するため、学びの機会を増やすとともに、学習成果を互いに共有し、活用できる体制の充実を図ります。

また、協働の理念のもとに学校・家庭・地域等の人材を活用するなど、市民との協働の公民館づくりを推進します。

図書館については、広域的な連携や学校など各種機関、団体との連携を進める中で、図書館機能の充実を図るとともに、さまざまな学習活動と生活に役立つ情報発信機能としての役割を推進します。

歴史民俗資料館では、あらゆる世代を対象に学習活動の場として桶川の歴史と文化に関する情報を提供します。

#### 主な取組

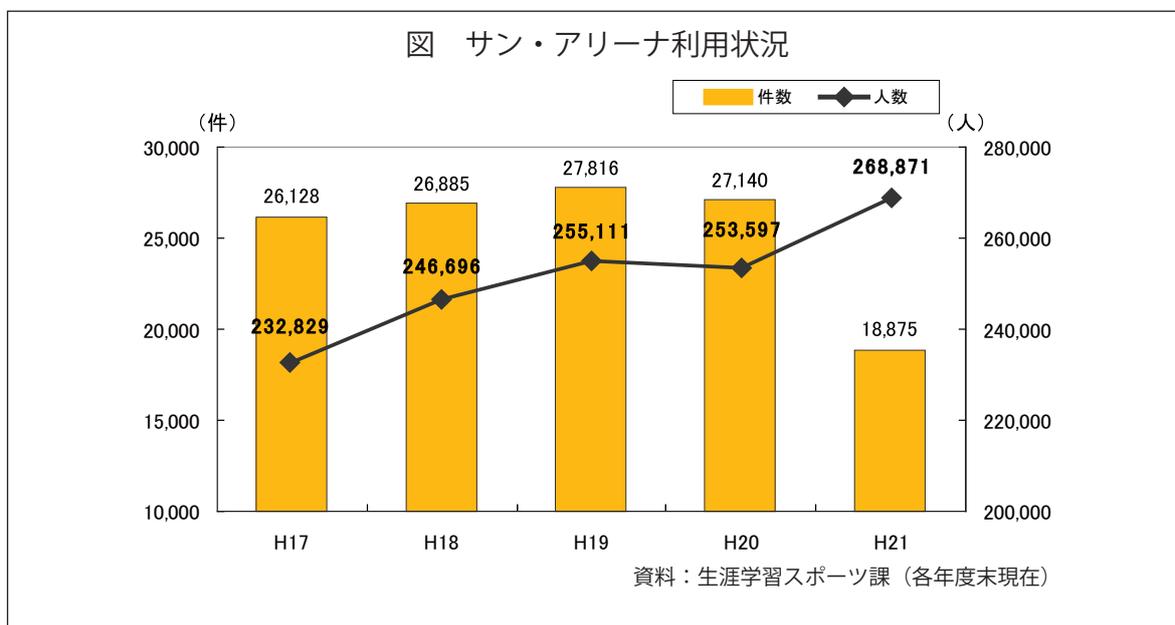
- 生涯学習の情報提供の充実（生涯学習スポーツ課）
- 平成市民大学の開催（生涯学習スポーツ課）
- 公民館活動の充実（公民館）
- 図書館サービスの充実（図書館）
- 歴史民俗資料館を利用した学習の充実（歴史民俗資料館）

### 2042 地域スポーツ活動の推進

身近な施設を活用し、子どもから高齢者までが、多種目のスポーツ・レクリエーションを楽しんだり、指導を受けたりすることができる総合型地域スポーツクラブの設立に向け、必要な情報提供と支援を行います。

#### 主な取組

- 総合型地域スポーツクラブの設立（生涯学習スポーツ課）



## 2043 人材の育成と活用

人材の育成と活用を図るため、地域の人材を発掘・育成するとともに、生涯学習・生涯スポーツの活性化に向けた協力体制を整えます。

### 主な取組

- 生涯学習人材情報（桶川み・ら・い塾人財バンク）の活用（生涯学習スポーツ課）
- ボランティア養成講座の開催（生涯学習スポーツ課）
- 読書活動を推進するボランティア養成講座の開催（図書館）
- スポーツ指導者の育成支援（生涯学習スポーツ課）

## 2044 活動団体支援の充実

生涯学習・生涯スポーツを推進するため、市内で活躍している団体に対する支援の充実に努めます。

### 主な取組

- 各種活動団体への支援の充実（生涯学習スポーツ課）

## 2045 施設の充実

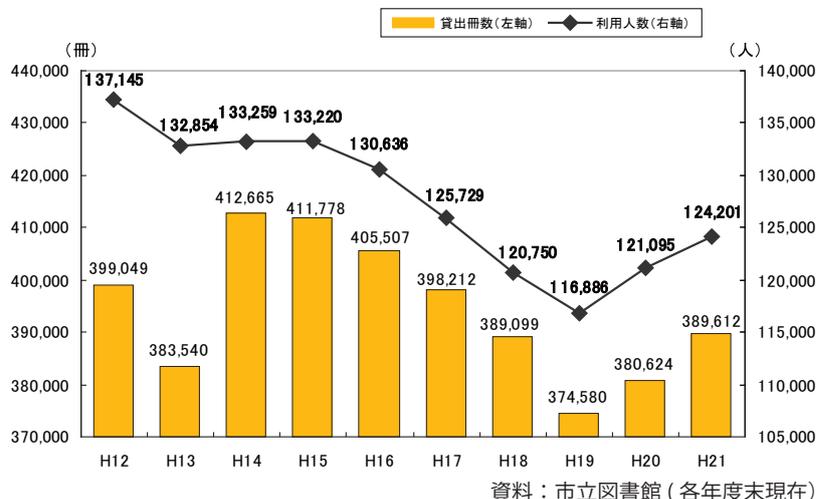
計画的な施設の更新と適正な管理などを行います。

乳幼児から障がい者・高齢者まですべての市民にとって利用しやすく、さまざまな情報サービス機能を備えた新たな中央図書館の建設構想を推進します。

### 主な取組

- 社会教育施設・体育施設の充実（生涯学習スポーツ課）
- 加納公民館の機能の更新（公民館）
- 中央図書館建設構想の策定（図書館）

図 図書館利用状況



注：移動図書館分を含む。

施策の目的

対 象	市民
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権と平和に対する理解と認識が深まっている</li> <li>● 人権と平和が尊重される社会づくりのために行動している</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	人権教育担当者研修会の参加者数（学校支援課）	11人 （平成22年度）	22人
2	集会所成人学級講座の参加者数 （生涯学習スポーツ課）	340人 （平成21年度）	370人
3	憲法・人権市民のつどいの参加者数 （自治文化課、人権・男女共同参画課、生涯学習スポーツ課）	200人 （平成20年度）	300人
4	平和を考える10日間事業のイベント参加者数 （自治文化課）	80人 （平成21年度）	200人

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

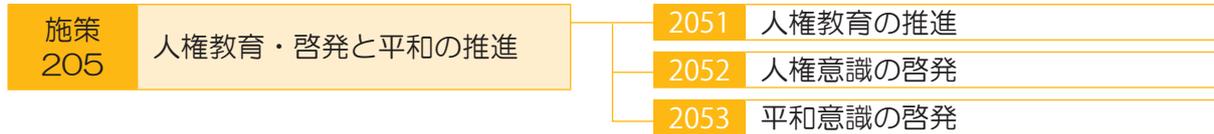
- 国は、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、人権教育と人権啓発に関する施策を推進しています。
- 本市では、平成20年3月に「桶川市同和対策実施計画」と「桶川市同和教育実施計画」を定め、5年間の事業計画を明示しています。
- 近年、パソコンや携帯電話を使った誹謗中傷の書き込みのほか、人間関係の希薄化や家庭・地域の教育力の低下などに伴い、さまざまな偏見や差別、いじめの深刻化など人権に係る問題が発生しています。
- 昭和58年から「平和を考える10日間事業」を実施し、昭和60年1月には、「桶川市平和都市宣言」をして、恒久平和を祈念して各種事業を実施しています。

課 題

- あらゆる差別の解消に向けた、人権教育・啓発事業の更なる充実と推進が求められています。
- お互いに人間性や人柄を大切にできる価値観を共有できるよう、また、人権侵害を受けた人の『苦しさ』や『つらい気持ち』などについて共感的理解を得るため、教育・啓発手法を継続的に開拓する必要があります。
- 人権問題の現状を分かりやすく伝えるため、差別の現実を学ぶことを基本姿勢として、心情的理解と知的理解の両面から取り組んでいくことが求められます。

- 戦争体験者の高齢化により、戦争体験を身近に聞く機会が少なくなっている中で、戦争を知らない世代に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えることが大切であり、どう伝えていくことができるかが大きな課題となっています。

### 施策展開のために取り組む基本事業



### 基本事業の主な取組内容

#### 2051 人権教育の推進

学校と連携を図り、教職員研修を実施するとともに、学校だよりなどにおいて学校の人権教育への取り組みを紹介します。また、庁内において人権問題研修を充実させることにより、職員の資質の向上を図ります。

##### 主な取組

- 学校における人権教育の推進（学校支援課）
- 職員に対する人権研修の充実（人権・男女共同参画課、生涯学習スポーツ課）

#### 2052 人権意識の啓発

人権意識の効果的な啓発を図るため、講演会の開催や広報紙、啓発物品などの配布により効果的に、市民への人権教育・啓発を行います。

##### 主な取組

- 人権啓発の推進（人権・男女共同参画課、生涯学習スポーツ課）
- 憲法・人権市民のつどいの開催  
（自治文化課、人権・男女共同参画課、生涯学習スポーツ課）

#### 2053 平和意識の啓発

広報活動や学習機会の充実を図るとともに、各種事業の推進に努めながら、平和意識の啓発を行います。

##### 主な取組

- 平和を考える 10 日間事業の実施（自治文化課）

施策の目的

対 象	市民、文化財
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な文化芸術にふれ親しんでいる</li> <li>● 地域の歴史や文化財を大切にしている</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	市民芸術文化祭参加者数（発表者及び観客の合計） （自治文化課）	3,590 人 （平成 22 年度）	4,200 人
2	市民ホール利用者数（自治文化課）	98,432 人 （平成 21 年度）	99,000 人
3	文化財の解説板の新設及び改修件数 （生涯学習スポーツ課）	3 件 （平成 21 年度）	15 件
4	文化財の指定件数（生涯学習スポーツ課）	47 件 （平成 21 年度）	50 件
5	文化・芸術活動に満足している市民の割合 （市民アンケート）	12.4% （平成 21 年度）	17%

施策を取り巻く状況（現状と課題）

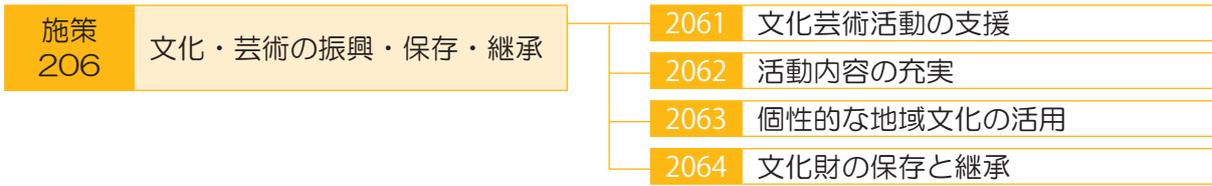
現 状

- 近年、市民文化活動は、高齢化の影響や文化の多様化により変化してきました。
- 県では、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、平成 21 年 7 月に「埼玉県文化芸術振興基本条例」を制定しました。
- 市民文化創造の場とされる各施設の利用状況は、利用者の高齢化やニーズの多様化により変化しており、世代間の文化に対する意識に隔たりがあります。
- 現在、各施設の運営は単独で行っており、各事業においても同様にそれぞれの施設で実施しています。市内主要文化施設のうち、桶川市民ホール（響の森）は大規模コンサートや展覧会、べに花ふるさと館は工芸教室・べに花まつりなどのイベントに利用されています。
- 文化財保存への関心や民俗芸能の伝承などへの期待が高まっている反面、かつて身近にあった生活文化や技能など、急激な社会情勢の変化の中で失われつつあるものもあります。

課 題

- 各文化施設においては、特に若い世代の利用が少ないことが課題となっています。
- 各施設のそれぞれが展開している事業を連携させることで利用率の向上など、相乗効果を得ることが必要です。
- 貴重な文化財を次世代に確実に継承していくために、市民と行政が一体となって、適切な保護と保存に努め計画的かつ発展的な活用をすることが必要です。

施策展開のために取り組む基本事業



基本事業の主な取組内容

2061 文化芸術活動の支援

市民の文化芸術活動の促進を図るため、サークル活動や文化・芸術活動を自主的に行っている団体との協働事業を進めるとともに、地域の文化活動を活性化させ、教養を高め、文化を大切に活動を支援します。また、市民一人ひとりが文化の創造と活動に参加できる機会を創出します。

主な取組

- 体験型文化事業への支援（自治文化課）
- 市民芸術文化祭の充実（自治文化課）

2062 活動内容の充実

市民ホールをはじめとする各施設の取り組みや役割などを明確にし、連携体制を強化することで、活動内容の充実を図り、『使いやすい施設』、『また利用したくなる施設』づくりを目指します。

主な取組

- 各施設と連携した事業の充実（自治文化課）

2063 個性的な地域文化の活用

市民まつり、べに花まつりなどの市民参加型事業を支援するとともに、地域固有の文化・伝統を保存・継承し、市民全体による住民交流、地域交流の活性化を図ります。また、中山道桶川宿やべに花など本市の地域資源をいかして、市内外の人々の交流を推進します。

主な取組

- 文化財の情報提供（生涯学習スポーツ課）
- 市民参加型事業への支援（産業観光課）

2064 文化財の保存と継承

貴重な歴史上の財産である文化財を保護し、次世代へと受け継いでいくため、補助金や各種の助成金制度を利用し、本市の文化財や伝承活動の充実を図ります。

主な取組

- 指定文化財や民俗芸能に対する支援（生涯学習スポーツ課）
- 文化財の保存と活用の充実（生涯学習スポーツ課、歴史民俗資料館）



施策の大綱 3

共に支え合い  
いきいきと暮らせる桶川をつくる  
【健康・福祉】



施策の目的

対 象	市民
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生涯にわたり健康な生活を送ることができる</li> <li>● 身近な地域で医療を受けることができる</li> <li>● 安定した医療保険制度により医療を受けることができる</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	健康づくりサポーターの養成人数（健康増進課）	186人 （平成21年度）	300人
2	肺がん検診受診率（健康増進課）	2.4% （平成21年度）	15%
3	高齢者インフルエンザ予防接種率（健康増進課）	51.5% （平成21年度）	60%
4	献血者数（健康増進課）	647人 （平成21年度）	1,000人
5	国民健康保険特定保健指導実施率（保険年金課）	11.0% （平成21年度）	45%

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 近年、生活水準の向上、医療技術の進歩により健康水準は著しく向上し、人生80年時代といわれる長寿社会となっています。一方で、心疾患や脳血管疾患をはじめとする\*生活習慣病が増加していますが、これらは日常生活に起因するところが大きく、特に低年齢化の傾向もあることから、積極的な健康づくりが求められています。
- 国は、平成14年度に「健康増進法」、平成17年度に「食育基本法」を制定し、平成20年度には医療制度改革を行いました。この改革に伴い、市町村が実施していた基本健康診査から\*内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査と特定保健指導を各医療保険者が実施することになりました。これらの事業とがん検診などの健康増進事業を効果的に実施することが重要となってきています。

\* 生活習慣病：食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が、高血圧・心疾患・がんなどの発症・進行に関する症患者群のこと。

\* 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）：内臓脂肪型肥満に加え、高血糖・高血圧・脂質異常症の危険因子を併せ持つ状態のこと。日本の基準ではウエストが男性85センチ、女性90センチ以上の人を対象となる。

- 本市では、平成 11 年度に「べに花の郷桶川市健康づくり計画」を策定し、市民との協働でウォーキング、防煙健康教室、料理教室、サポーター養成などの健康づくり事業に取り組んでいます。
- 本市の医療施設は、平成 21 年度末で病院 2 か所（264 床）、一般診療所 44 か所（75 床）、歯科診療所 30 か所あります。
- 国民健康保険制度については、保険加入者の高齢化や医療の高度化などにより、医療費が年々増加しているため、財政状態は大変厳しくなっています。

### 課 題

- 各種保健事業を継続するとともに、新型インフルエンザなど、新たな感染症対策の実施や充実も求められています。
- 市民が身近な地域で安心して医療を受けられるよう、日ごろからかかりつけ医を持つよう啓発を行う必要があります。
- 夜間、休日などの緊急時の対応については、医師会や近隣自治体と広域的な連携を図り、市民の健康と安全を守る救急医療体制の充実が重要です。
- 国民健康保険制度については、財政状態が厳しくなっている中、医療費の適正化とともに、財政の安定化が課題です。

### 施策展開のために取り組む基本事業

施策  
301

健康づくりの推進・医療の充実

3011 地域保健活動の推進

3012 地域医療体制等の充実

3013 保険制度の適正な運営

### 基本事業の主な取組内容

#### 3011 地域保健活動の推進

市民一人ひとりが健康について認識を深め、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを基本としつつ、時代に即した新たなプラン策定に取り組めます。

生涯を通じた健康づくりを推進するとともに、肺がんなど各種がん検診については、予防意識の啓発と受診率の向上に努めます。

健康・発達・栄養・育児などに関する相談事業や育児情報の提供などを推進することによって、保護者の育児不安の解消などのための子育て支援を行います。

感染症などの予防対策としては、新型インフルエンザなど新たな感染症予防対策の強化、各種予防接種の実施に努めます。

#### 主な取組

- 健康づくりプランの策定（健康増進課）
- 健康づくり事業の推進（健康増進課）
- 健康教育や健康相談の充実（健康増進課）
- 母子保健事業の推進（健康増進課）
- 各種がん検診の推進（健康増進課）
- 感染症等の予防対策の充実（健康増進課）

## 3012 地域医療体制等の充実

日ごろから市民が身近な地域の医療機関で受診ができるよう、かかりつけ医の普及定着を図り、病気の早期発見・早期治療となるよう推進します。

医療体制については、平成20年度に策定された「埼玉県地域保健医療計画」に基づき、市町村域を単位とした\*一次保健医療圏、本市を含む近隣自治体との県央地区\*二次保健医療圏の救急医療体制の充実に努めます。小児救急についても、\*初期から第三次までの救急医療体制の充実のため、医師会及び関係自治体などと広域的な連携を推進し、市民の健康と安全の確保に努めます。

献血への理解と協力を求めるため、埼玉県赤十字献血センターと連携して、血液の供給確保の支援に努めます。

### 主な取組

- 救急医療体制の充実（健康増進課）
- 献血事業の推進（健康増進課）

## 3013 保険制度の適正な運営

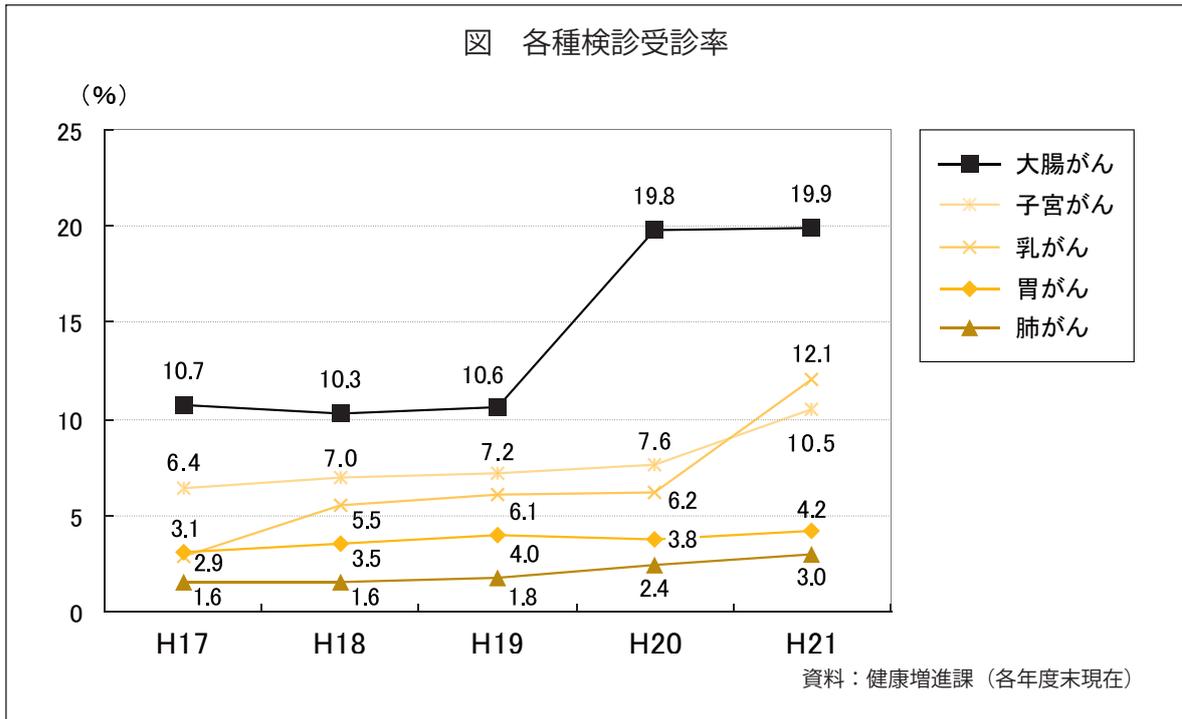
国民健康保険や後期高齢者医療制度の安定と適正な運営を図るため、広域化を推進していきます。

また、国民健康保険医療費の適正化へ向けて、特定健康診査の受診と健診結果に応じた特定保健指導の実施を推進していきます。

### 主な取組

- 特定健康診査事業・特定保健指導事業の推進（保険年金課）

- 
- \* **一次保健医療圏**：医師等に最初に接し、診療や保健指導を受ける圏域のこと。日常生活に密着した保健・医療サービスが提供され、完結するよう、おおむね市町村の区域としている。
  - \* **二次保健医療圏**：主として病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域単位のこと。県では10の二次保健医療圏を設定している。
  - \* **初期から第三次までの救急医療体制**：初期救急医療とは、入院治療の必要がなく外来で対処し得る帰宅可能な患者への対応機関。第二次救急医療とは、入院治療を必要とする重症患者に対応する機関。第三次救急医療とは、二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要、または重篤な患者への対応機関。



## 施策の目的

対 象	子ども（出生前を含む）、保護者、ひとり親家庭
目指す姿	●子どもがのびのびと個性豊かに育ち、育てられる環境となっている

## 施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	*地域子育て支援拠点の事業か所数（保育課）	5か所 （平成22年度）	6か所
2	児童館数（保育課）	1か所 （平成22年度）	2か所 （平成26年度）
3	通常保育の認可保育所総定員（保育課）	560人 （平成22年度）	611人 （平成26年度）
4	延長保育実施の認可保育所数（保育課）	8か所 （平成22年度）	9か所 （平成26年度）
5	*放課後児童クラブ総定員（保育課）	375人 （平成22年度）	390人

## 施策を取り巻く状況（現状と課題）

### 現 状

- 共働き家庭の増加や就業形態の多様化などにより、保育に対するニーズは多様化してきています。また、核家族化や近所づきあいの減少などにより、子育てに対して不安を抱える親や児童虐待などが増加してきています。
- 本市には、地域の子育て支援の中心となるべき「地域子育て支援拠点」が5か所あり、\*ファミリー・サポート事業も広がりを見せています。特に、桶川駅東口の子育て支援センターは親子や親同士の交流の場である「子育てサロン」も行っており、保護者の悩みを気軽に相談できる場にもなっています。
- 児童館は JR 高崎線東側地区に 1 か所あり、児童を対象としたいろいろな遊びや乳幼児親子を対象としたおはなし会や体操など、さまざまな事業を行っています。

- 
- \* **地域子育て支援拠点**：子育てサロン、子育て相談、子育て情報の提供を行い、地域の子育て支援機能の充実を図る機関のこと。
  - \* **放課後児童クラブ**：保護者が労働などで昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対して、授業の終了後に専用施設において遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るための事業のこと。
  - \* **ファミリー・サポート事業**：保護者の急な残業の時などに、子どもの保育施設への送り迎えを行ったり、会員の自宅で子どもを預かったりする、預けたい人と預かる人との会員組織による育児の相互援助活動のこと。

- 平成 21 年 10 月からは『こども医療費』の支給対象年齢を、これまでの小学生から中学生まで拡大し、医療費の無料化を実施しています。
- 平成 15 年度に「\*次世代育成支援対策推進法」が施行され、平成 23 年 4 月からは国や地方公共団体に加え、従業員数 101 人以上の事業所において、次世代育成支援に関する計画（行動計画）の策定が義務化されました。行動計画の策定と実行に伴い、仕事と子育ての両立を意味する『\*ワーク・ライフ・バランス』の考え方も広がりつつあります。
- 県内の児童相談所が受け付けた虐待相談件数（平成 20 年度）は、前年比の 9.6%増となっていますが、これは平成 15 年度の 1.5 倍であり、また、全国（前年比 5%増）を上回る深刻な状況となっています。本市においては、平成 20 年度で前年比 9.5%増となっており、平成 18 年度に設置された\*要保護児童対策地域協議会において、必要な情報交換を行う事例検討会議などを開催し、関係機関の連携強化を行っています。
- 平成 21 年 1 月度に実施した子育て支援に関する市民ニーズ調査では、子育てのための経済的支援の増強や医療費の軽減、情報提供・相談体制の充実など、子育て支援の充実を希望する声が多くなっています。調査結果に基づき、平成 22 年 4 月に「桶川市次世代育成支援行動計画（後期基本計画）」を策定し、子育て支援の充実に取り組んでいます。

## 課題

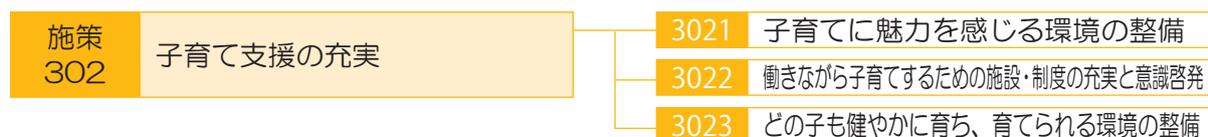
- 地域子育て支援拠点は、子育てを行う保護者と子どものサポートの一層の充実に努め、子育てサロン事業についても、発達段階や子どもの状況に応じて質・量ともに充実させることが求められています。
- 子どものさまざまな遊びや体験活動などの拠点として、また、子どもの居場所として、JR 高崎線西側地区に児童館を整備することが求められています。
- 育児の不安を防ぐために、地域における子育て支援の充実、夫婦間での働き方や育児負担の見直しと合わせて、子育てに関する情報の提供やこれに携わる市職員のスキルアップを含む相談体制の充実が求められています。
- 子どもの保健の向上と子育て家庭の経済的な負担を軽減させるため、こども医療費助成事業の着実な実施と、ひとり親家庭等医療費助成事業の充実が求められています。
- ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、保護者の就労の時間帯において保育所などが児童を預かれる体制を整えるとともに、職場において産休、育児休業などを取得しやすい労働環境を整備することが求められています。

\* 次世代育成支援対策推進法：我が国における急速な少子化の進行などを踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速、かつ、重点的に推進するために必要な措置を講じた法律のこと。

\* ワーク・ライフ・バランス：P.63 参照。

\* 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている児童をはじめとする保護・支援を要する児童などを早期に発見し、適切な保護・支援を行うため、平成 17 年 4 月施行の改正児童福祉法に基づき、児童虐待防止ネットワークを再編し、平成 18 年 4 月に設置した協議会のこと。これにより、必要な情報交換を行うなど関係機関の連携強化や支援方法の検討などを図り、児童虐待防止などの体制づくりをしている。

## 施策展開のために取り組む基本事業



## 基本事業の主な取組内容

### 3021 子育てに魅力を感じる環境の整備

子どもの出産、育児についての考え方や生き方が多様化する中、核家族化などにより、孤立しがちな保護者が、子育てに自信と魅力を感じるような環境の整備を目指します。

#### 主な取組

- 地域子育て支援拠点の整備（保育課）
- ファミリー・サポート事業の充実（保育課）
- 児童館の整備（保育課）
- 相談事業の充実（保育課、こども支援課、こども発達支援センター）
- 乳児の健全な育成環境の確保〔こんにちは赤ちゃん訪問事業〕（健康増進課）
- こども医療費助成事業の実施（こども支援課）
- 妊婦健診の充実（健康増進課）
- 小児医療体制の充実（健康増進課）
- 食育の充実〔子ども料理教室の開催、保育所食育公開講座など〕（健康増進課、保育課）
- 子ども手当制度の実施（こども支援課）

### 3022 働きながら子育てするための施設・制度の充実と意識啓発

働きながら子育てをする保護者に対し、その就労形態に合った保育サービスを提供していきます。また、保護者、就労先に対しては、ワーク・ライフ・バランスの考え方を推進していきます。

#### 主な取組

- 多様な保育サービスの充実〔延長保育・病後児保育など〕（保育課）
- 放課後児童クラブの充実（保育課）
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と子育て・家庭生活との調和）の普及・啓発（保育課）

### 3023 どの子ども健やかに育ち、育てられる環境の整備

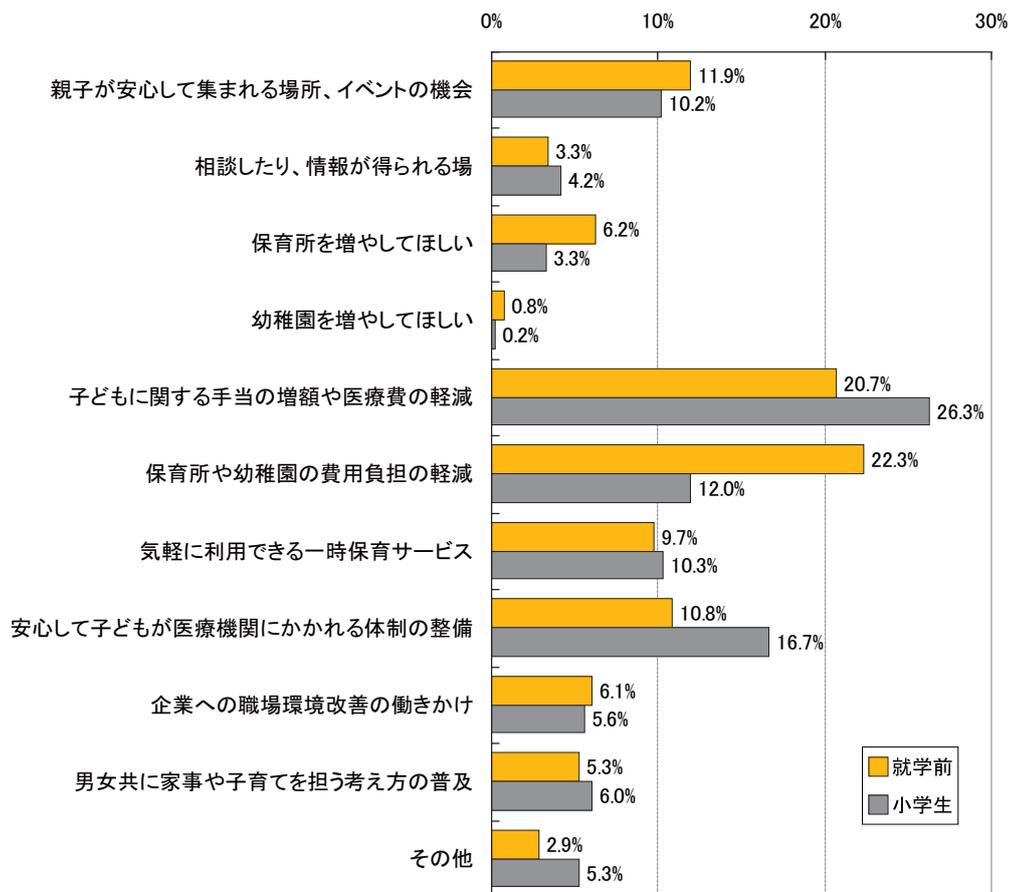
子どもの教育、人権保護の観点から、障害の有無に関わりなく、あらゆる教育、保育機会の確保に努めるとともに、児童虐待の早期発見とその対策に取り組みます。

また、ひとり親家庭などの自立支援については、支援制度の周知・活用を図り、事業を推進していきます。

#### 主な取組

- 児童虐待防止対策の推進〔要保護児童対策地域協議会の運営など〕（こども支援課）
- 発達に遅れがある子どもに対する早期支援の充実〔健診による早期発見、発達相談・療育・訓練等〕（健康増進課、こども発達支援センター、いずみの学園、こども支援課）
- 母子家庭等自立支援の充実（こども支援課）
- ひとり親家庭等医療費助成事業の充実（こども支援課）
- ひとり親家庭への相談・情報提供の充実（こども支援課）

図 子育て支援の充実について市への要望



資料：平成 21 年 1 月市民ニーズ調査

## 施策の目的

対 象	高齢者及びその家族
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 意欲や能力に応じて社会参加をしている</li> <li>● 地域で生きがいを持ち、安心して生活できる環境が整っている</li> </ul>

## 施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	老人福祉センターの利用者数（高齢介護課）	59,531 人 (平成 21 年度)	71,400 人
2	*地域包括支援センターの支援件数（高齢介護課）	6,092 件 (平成 21 年度)	7,000 件
3	*介護予防教室の延べ参加者数（高齢介護課）	798 人 (平成 21 年度)	1,600 人
4	地域包括支援センターの設置数（高齢介護課）	2か所 (平成 22 年度)	4か所

## 施策を取り巻く状況（現状と課題）

### 現 状

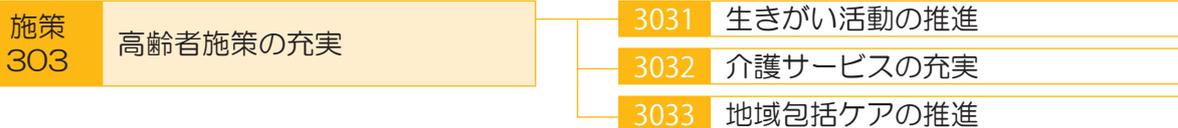
- 本市の高齢化率は、平成 17 年度の 16.9% から、平成 22 年度は 21.6% と上昇しており、今後も高齢化が進むと予想されます。平成 17 年の国勢調査によれば、本市におけるひとり暮らし高齢者は 1,296 人で、高齢者の 10 人に 1 人がひとり暮らしをしています。
- 本市は、平成 21 年度から平成 23 年度までを計画期間とした「第 5 次桶川市高齢者福祉計画」及び「第 4 次桶川市介護保険事業計画」に基づき、各種在宅福祉サービスや地域支援事業の推進、介護保険サービスの基盤整備促進を行っています。
- 平成 18 年 4 月の「介護保険法」改正により、生活圏域ごとに地域包括支援センターが設置されるとともに、軽度認定者を対象とする予防給付が創設されました。
- 生活圏域ごとに設置された地域包括支援センターは、市内東西に 2 か所に設置され、高齢者の相談や各種支援を行っています。
- 介護が必要になっても、住み慣れた家で介護サービスを受けたいというニーズが高まっています。

\* 地域包括支援センター：平成 18 年度の介護保険法改正により導入されたもので、生活圏域ごとに設置し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことなどを目的とする介護予防の中核機関のこと。  
 \* 介護予防：P.46 参照。

## 課題

- 高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できる環境づくりや、高齢者の安心・安全な暮らしを支える体制づくりなどが重要です。
- 地域やボランティアなどの\*地域支援体制を構築し、いつまでも在宅で安心して暮らすことができるしくみの充実を図る必要があります。
- 孤立死や消費者被害の防止などに対応したシステムを構築する必要があります。
- 介護保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、介護給付の適正化に取り組む必要があります。
- \*居宅サービスの充実や\*地域密着型サービスの誘致など、介護基盤の整備が求められています。
- 高齢者の増加やニーズの多様化などに対応するため、地域包括支援センターを増設し、相談・支援体制を拡充強化することが求められています。

## 施策展開のために取り組む基本事業



## 基本事業の主な取組内容

### 3031 生きがい活動の推進

老人福祉センターの施設整備を図るとともに、各種生きがい活動事業や若い世代を含むさまざまなイベントを実施します。

また、シルバー人材センターの就労活動や老人クラブ活動への支援、地域ふれあい事業への助成などにより、高齢者の社会参加の機会拡充に努めるとともに、高齢者の交流の場の提供や介護予防事業などを実施している高齢者いきいきの家「中山道ふれあい館」の充実に努めます。

#### 主な取組

- 老人福祉センターの施設整備の推進及び活動の充実（高齢介護課）
- シルバー人材センターの就労活動の支援（高齢介護課）
- 中山道ふれあい館の充実（高齢介護課）

- \* **地域支援体制**：公的機関、民間団体及び地域住民などによるネットワークにより、高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して暮らすことができるように支援するための体制のこと。
- \* **居宅サービス**：家庭での介護を支援するサービスのこと。
- \* **地域密着型サービス**：認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加などを踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるようにとの観点から創設されたサービスのこと。認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護などのサービスがあり、市町村が事業者の指定及び指導・監督を行う。

### 3032 介護サービスの充実

在宅での介護を支援するため、高齢者の増加に伴う地域包括支援センターの段階的増設や地域密着型サービス事業所の誘致など、介護サービス基盤整備の促進を図るとともに、介護予防の観点から高齢者が自立した生活を続けられるよう、介護予防教室の拡充や介護予防の普及啓発を図ります。

また、すべての高齢者が必要なサービスを適切に利用できるよう、『\*要介護認定の適正化』、『\*ケアマネジメントの適正化』、『\*介護報酬請求の適正化』などの介護給付適正化事業の推進に取り組みます。

#### 主な取組

- 介護給付適正化事業の推進（高齢介護課）
- 高齢者総合相談・支援体制の強化（高齢介護課）
- 介護予防教室の拡充（高齢介護課）



- \* **要介護認定**：介護保険認定審査会の判定を基に要介護状態を認定する制度。要支援1から2、要介護1から5までの7段階で認定する。
- \* **ケアマネジメント**：要介護認定を受けた人の依頼を受けて、その心身が置かれている環境、本人や家族の希望を勘案して、適切なサービスを受けられるようにサービス計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整などを行うこと。
- \* **介護報酬請求**：介護サービスの提供に伴い、事業所から各都道府県の国民健康保険団体連合会にその費用を請求することで、事業者に対して支払いを行う。

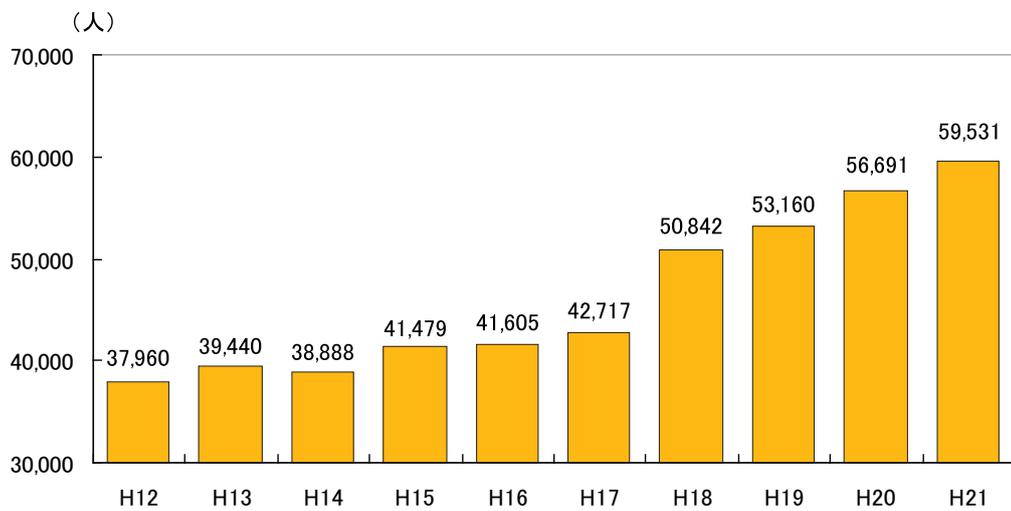
### 3033 地域包括ケアの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護や医療のみならず、保険外サービスや住まいの確保も含めた生活支援が包括的・継続的に提供できるよう、関係機関が連携した地域づくりの推進を図ります。

#### 主な取組

- 見守り・配食などの在宅福祉サービスの推進（高齢介護課）
- 地域包括支援センターの増設（高齢介護課）
- 住み続けることができる住まいの確保に対する支援（高齢介護課）

図 老人福祉センター利用状況



資料：高齢介護課（各年度末現在）



施策の目的

対 象	障がいのある人
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立に向けた支援やサービスを身近な地域で受けている</li> <li>● 意欲や能力に応じて社会参加をしている</li> <li>● 地域で活動できる環境が整っている</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	*日常生活用具給付事業利用件数 (障害福祉課、こども支援課)	89 件/月 (平成 21 年度)	100 件/月
2	移動支援事業利用時間数 (障害福祉課、こども支援課)	670 時間/月 (平成 21 年度)	730 時間/月
3	地域活動支援センター利用者数 (障害福祉課)	51 人/月 (平成 21 年度)	60 人/月
4	障がい者就労者数 (障害福祉課)	40 人 (平成 21 年度)	45 人

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

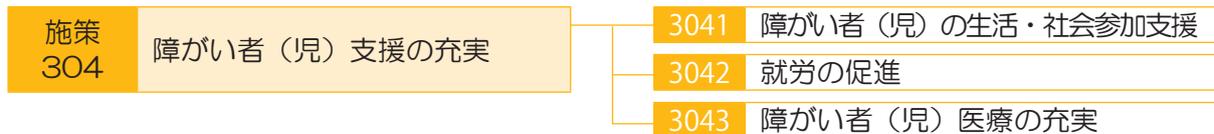
- 平成 18 年度に「\*障害者自立支援法」が施行され、障害種別による支援の差をなくし、統一する方向で、見直しが重ねられてきました。利用料については、既に\*応益制度に変更され、就労支援には一層の重点が置かれています。現在、福祉施策の転換に伴い、「障害者自立支援法」にかわる新たな法律の制定が検討されています。
- 平成 21 年 3 月、「桶川市障害者計画（第 2 期計画）・桶川市障害福祉計画（第 2 次計画）」を策定し、障害者施策の推進に取り組んできましたが、3 年毎に見直しを行うため、平成 24 年 3 月までに平成 24 年度から 26 年度までの計画を策定する予定です。

- \* 日常生活用具給付事業：障がい者（児）が日常生活を円滑に送ることを目的として、障がい者（児）専用の用具類の購入にあたり公的に購入補助する制度のこと。
- \* 障害者自立支援法：障がい者（児）がその有する能力及び適正に応じ、自立生活を営むことができるよう支援を行うことにより、障がい者（児）などの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とした法律のこと。平成 18 年 4 月より（全面施行は平成 18 年 10 月）、従来の支援費制度に代わり、障がい者（児）の福祉サービスを一元化し、障がい者（児）に費用の原則 1 割負担を求めている。
- \* 応益制度：所得に関係なく、サービスを受けた対価を支払うこと。逆に所得に応じて支払い額が変わる場合を応能制度という。

## 課題

- 障がい者の範囲については、\*高次脳機能障害や\*発達障害が障害として位置づけられ、障害特性を踏まえた支援の充実の方向が期待されます。
- 障がい者（児）が地域でより安心して住むことができるよう、現在市内2か所、市外1か所で実施されている総合相談体制の強化や、就労支援の充実が求められます。また、障がい者の地域生活を推進するため、障害種別、程度に合った障害福祉サービス事業所の充実、\*グループホームや\*ケアホームなどの『住居』の充実などが課題となっています。

## 施策展開のために取り組む基本事業



## 基本事業の主な取組内容

### 3041 障がい者（児）の生活・社会参加支援

「障害者計画」や「障害福祉計画」での位置づけや目標設定に基づき、実態・要望に沿った福祉サービスの充実を図るとともに、障がい者（児）の地域生活を支援するため、障がい者（児）やその家族などが必要に応じて適切な相談が受けられ、必要なときに必要な情報を十分に得られるよう相談体制の充実に努めます。

#### 主な取組

- 桶川市障害者計画・桶川市障害福祉計画の策定・実施（障害福祉課、こども支援課）
- 地域生活支援事業の実施（障害福祉課、こども支援課）

- \* **高次脳機能障害**：脳の損傷によって起こされる様々な症状の総称で、主に空間認知障害や記憶障害からなる。
- \* **発達障害**：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害のこと。発達障害者支援法では、その症状は通常低年齢において発現するものとされている。
- \* **グループホーム**：障がい者が地域社会の中で暮らしながら、社会的自立を促進することが可能な擁護システムを備えた住宅形態のこと。
- \* **ケアホーム**：生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障害者や精神障害者に対し、地域において自立した日常生活を営む上で必要な家事などの支援、食事や入浴等の介護、相談支援などを行う住宅形態のこと。

### 3042 就労の促進

障がい者の多様な形態での雇用促進を図るため、公共職業安定所、\*障害者就労・生活支援センター、企業などと連携しながら、就労移行支援や就労継続支援の充実に努めます。

#### 主な取組

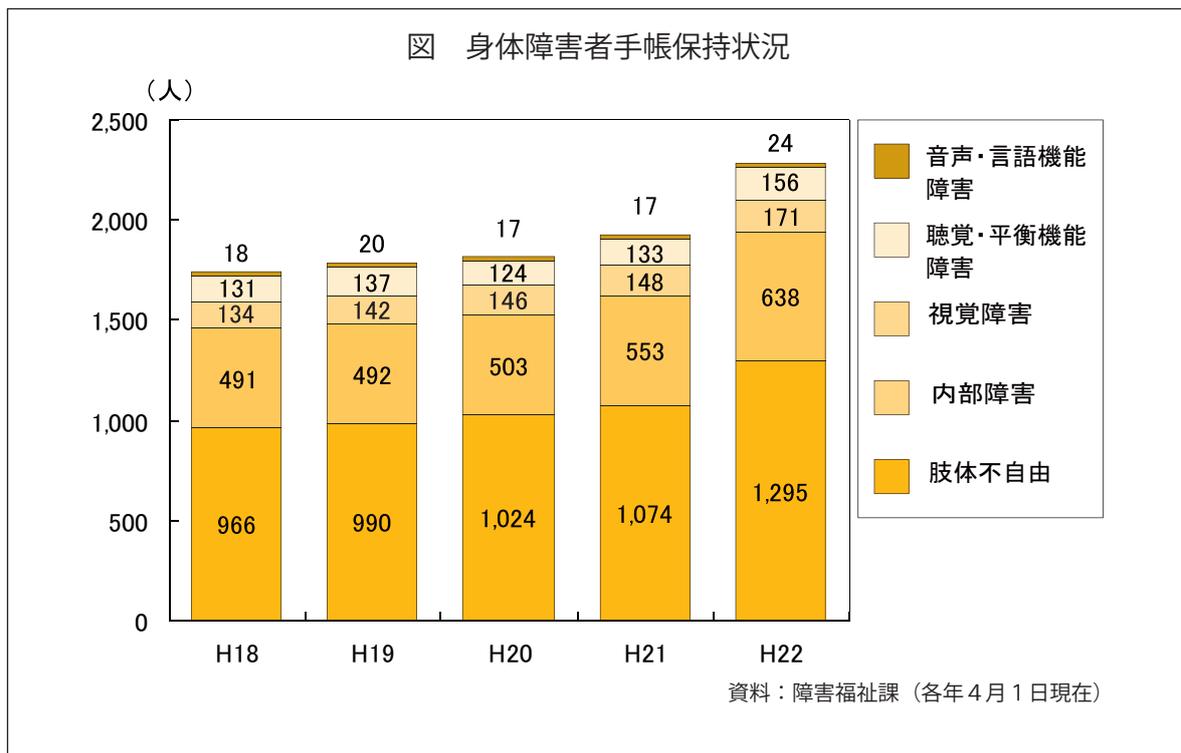
- 就労支援事業の実施（障害福祉課）

### 3043 障がい者（児）医療の充実

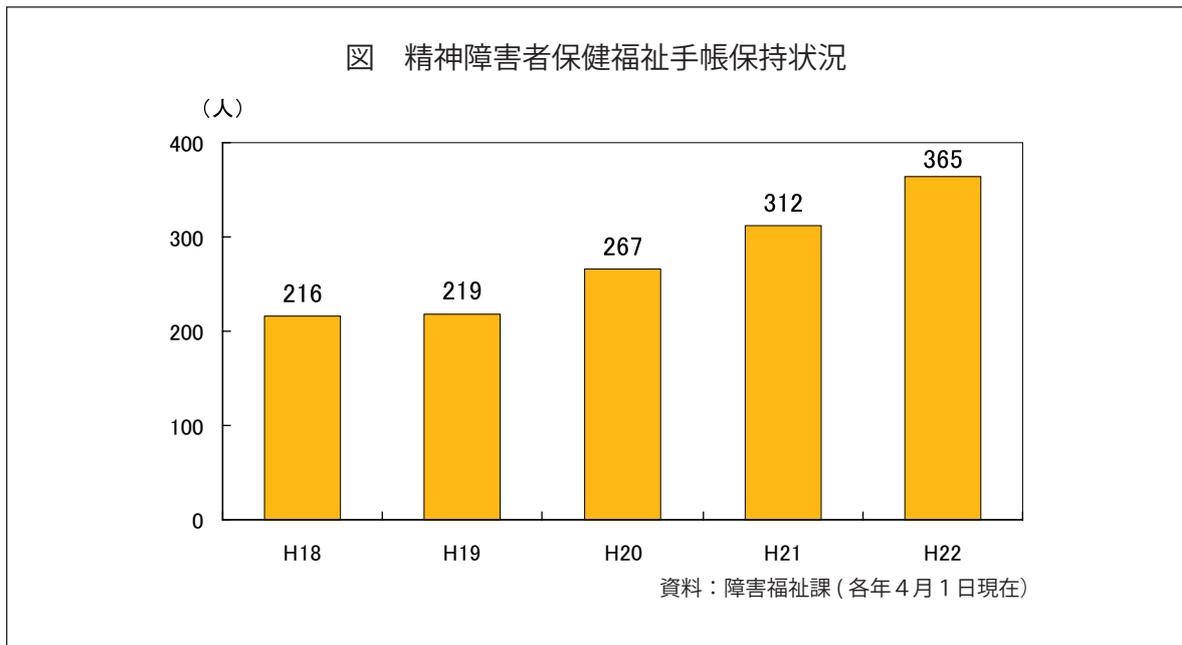
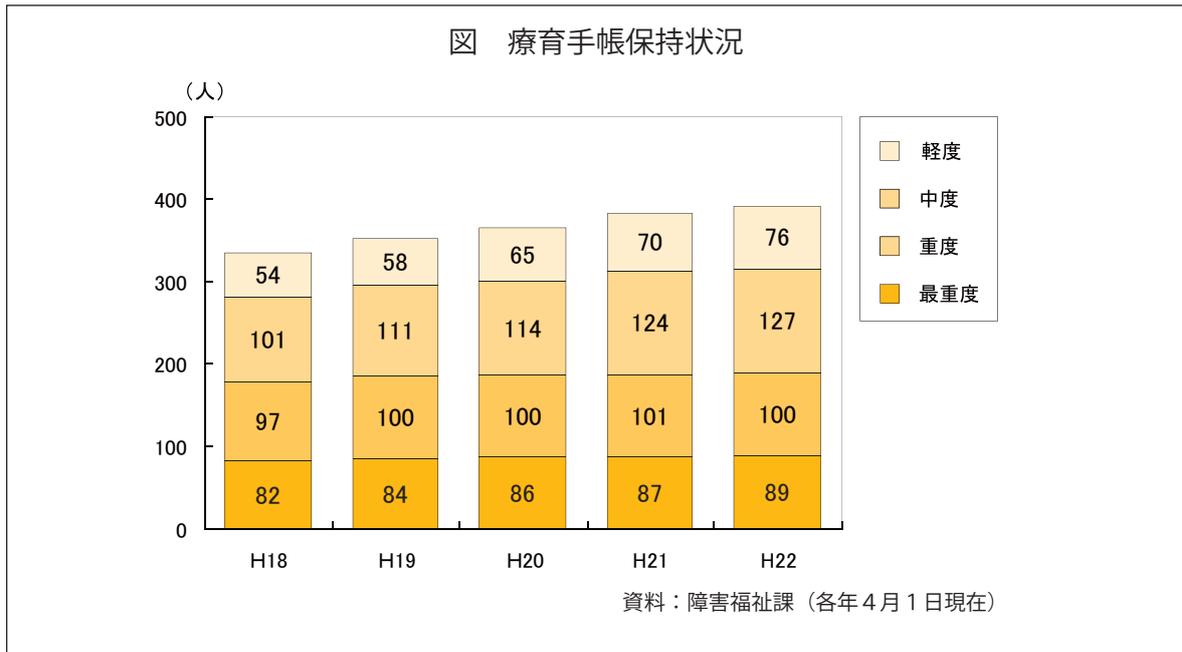
心身障がい者の医療費負担を軽減するため、\*自立支援医療についての周知を図るとともに、複雑化した利用手続きや内容についての相談の充実に努めます。また、難病や精神障害の症状がある人に対して、医療の充実に図ります。

#### 主な取組

- 重度心身障害者医療費扶助の充実（障害福祉課）
- 自立支援医療（更正医療・精神通院）の充実（障害福祉課）



- \* **障害者就労・生活支援センター**：就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う施設のこと。
- \* **自立支援医療**：障がい者が、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療で、政令で定められたもの。



施策の目的

対 象	市民、地域組織、福祉活動団体
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域とのつながりを感じることができる</li> <li>● 互いに支え合いながら、安心して暮らしている</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	*民生委員における地域福祉活動件数（社会福祉課）	2,584 件 (平成 21 年)	3,000 件

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

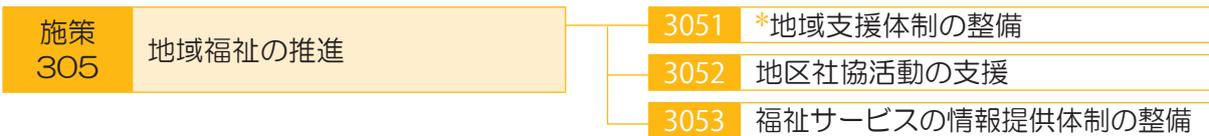
- 家庭の絆<sup>きずな</sup>や地域社会とのつながりが希薄化する中で、ひきこもりなどの心身の不安や児童の虐待、孤立死などの現状があります。
- 子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、だれもが地域で生き生きと自立した生活が送れるよう、地域福祉の担い手として多様な福祉活動を実施している桶川市社会福祉協議会に対して支援を行っています。
- 平成 12 年の「社会福祉法」の抜本改正により、第 4 条に地域福祉の推進がその基本理念として位置づけられました。

課 題

- 心身の不安や児童の虐待、孤立死など、日常の生活に潜む課題は、公的な支援だけでは発見や解決が困難であることから、地域の中に関心の芽を育て、解決や未然防止に取り組むことが期待されています。
- 障がい者施策においては、「障害者権利条約」の批准<sup>ひしゅん</sup>に向け、地域移行や地域生活支援の充実が一層必要となっています。高齢者施策においても、地域居住を目指した介護や福祉が充実する方向となっており、災害対策や障がい者、高齢者の社会参加機会の確保など、地域でともに取り組む事が望まれます。
- 地域福祉の基本理念が位置づけられましたが、本市でも地域全体での生活・福祉課題の解決に向け、今後、地域福祉計画の策定を検討していきます。
- 地域福祉の取り組みを、市民が主体となって『豊かな市民生活をより身近な地域で実現する』まちづくりとして取り組めるような基盤整備の支援をしていくことが求められます。

\* 民生委員：P.69 参照。

施策展開のために取り組む基本事業



基本事業の主な取組内容

3051 地域支援体制の整備

障がい者や高齢者などの当事者、一般市民、地域組織、福祉活動団体を交え、地域福祉を推進するための計画を策定し、福祉分野にとどまらず地域福祉を推進する組織を立ち上げます。

主な取組

- 桶川市地域福祉計画の策定・推進（社会福祉課）

3052 地区社協活動の支援

桶川市社会福祉協議会が実施している地区社協活動に対して支援を行います。  
また、高齢者のサロン活動、情報交換などを行うために、自治会の集会施設で地域のボランティアが主体となって桶川市社会福祉協議会が行っている地域ふれあい事業について、自治会などとの連携強化を図ります。

主な取組

- 地域福祉活動の充実（社会福祉課）

3053 福祉サービスの情報提供体制の整備

協働で地域課題の解決に取り組むための基盤整備として、生活・福祉課題の情報と課題解決の情報など、情報提供体制整備に取り組みます。

主な取組

- 相談及び情報提供機会の拡大（社会福祉課）

\* 地域支援体制：P.93 参照。

## 施策の目的

対 象	生活困窮者
目指す姿	● 自立した生活を送ることができる

## 施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	就労支援プログラム実施者数（社会福祉課）	8人 (平成21年度)	30人

## 施策を取り巻く状況（現状と課題）

### 現 状

- 本市の生活保護の状況は、景気の悪化に伴い、平成18年度では月平均で被保護世帯347世帯、被保護人員552人でしたが、平成21年度には月平均で被保護世帯390世帯、被保護人員566人となっています。
- 本市では、独自に就労支援員を配置し、本人の適性を見極めつつ、きめ細やかに対応することに努めています。

### 課 題

- 生活保護者の自立支援の援助など\*セーフティネットの整備が必要で、特に自立に向けた就労支援の重要性が増してきています。こうした中、ハローワークと連携し、本人の希望する仕事を見つけられるよう支援する就労支援プログラムの実施を積極的に行うことが求められています。

\* セーフティネット：生活に困っている人に対して救済措置を行うこと。

施策展開のために取り組む基本事業

施策  
306

自立した生活への支援体制の充実

3061 自立へ向けての支援

基本事業の主な取組内容

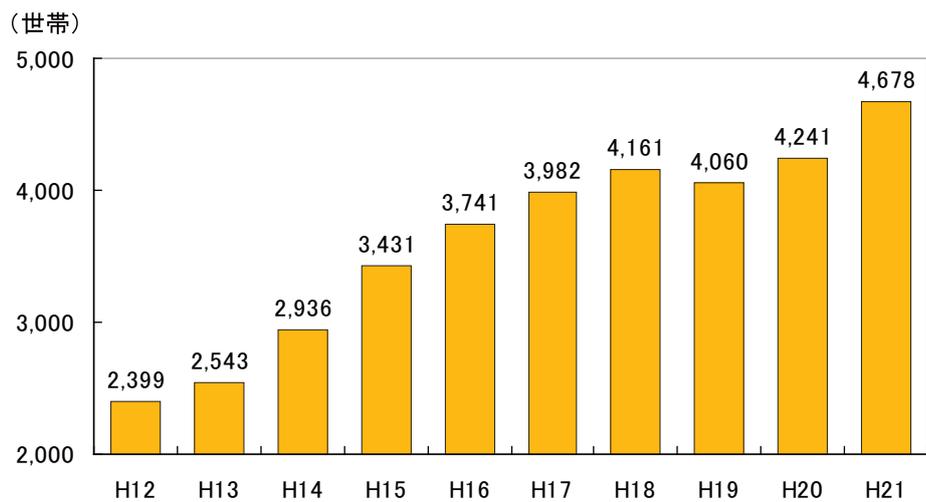
3061 自立へ向けての支援

生活保護者に対して、必要な支援を行うとともに自立支援プログラムなどを活用しながら自立を支援します。

主な取組

- 自立支援事業の実施（社会福祉課）

図 生活保護支給延世帯の状況



資料：社会福祉課（各年度末現在）

施策の目的

対 象	市民
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ノーマライゼーションの意識が育まれている</li> <li>● 公共施設などを安全かつ快適に利用している</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	公園の*バリアフリー化率（都市計画課）	57% （平成 21 年度）	65%
2	桶川市が住みよい所と思う市民の割合 （市民アンケート）	42.7% （平成 21 年度）	50%

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 平成 18 年 12 月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行されました。同法では、平成 6 年制定の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）及び平成 12 年制定の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）では対象外だった道路、路外駐車場、\*都市公園が追加されるとともに、新設・改良時のバリアフリー化が義務づけられ、これら既存施設や百貨店、病院、福祉施設など既存建築物のバリアフリー化も努力義務の対象に追加されています。
- 県では、平成 7 年に「埼玉県福祉のまちづくり条例」を定め、だれでも利用しやすい施設の整備促進など福祉のまちづくりの施策を推進しています。

課 題

- すべての人が人権と生き方を互いに尊重しあい、共に生きる社会を実現するには、啓発活動の推進が不可欠です。特に社会的弱者に対する理解が市民の間に育まれるように、交流事業や講演会などを実施し、市民の意識啓発を図っていくことが必要です。
- 本市においては、市役所本庁舎をはじめとする幾つかの公共施設においては、バリアフリー化が未対応のため、改善が求められています。

\* ノーマライゼーション：高齢者や障がい者であっても、地域で普通（ノーマル）の生活ができ、かつ差別されることのない社会が通常であるという考え方のこと。

\* バリアフリー：P.47 参照。

\* 都市公園：都市計画施設、もしくは都市計画区域内に設置される公園または緑地のこと。

- 障がいのある人もない人も、だれもが利用しやすい施設や器具の整備を行う『\*ユニバーサルデザイン』という考え方が浸透してきています。そのため、今後整備する各種施設・設備は、ユニバーサルデザインを考慮したものにする必要があります。

### 施策展開のために取り組む基本事業

施策 307	ノーマライゼーションの推進	3071	ノーマライゼーションへの理解と啓発
		3072	バリアフリーのまちづくり

### 基本事業の主な取組内容

#### 3071 ノーマライゼーションへの理解と啓発

ノーマライゼーションへの理解と啓発を図るため、学校やさまざまなイベントにおいて、各種の啓発事業を推進します。

##### 主な取組

- 桶川市地域自立支援協議会及び広報を通しての啓発（障害福祉課）
- 人権啓発の推進（人権・男女共同参画課、生涯学習スポーツ課）〔再掲〕
- 障害者団体へのイベント支援（障害福祉課）

#### 3072 バリアフリーのまちづくり

国や県の法律などに基づき、公的施設などの段差解消、障がい者用トイレやエレベーターの設置など、だれでも利用しやすい建物の建設・整備に努めます。

都市計画道路や公園、小・中学校、駅前広場などの屋外の公共空間の整備にあたっては、バリアフリーのまちづくりを推進することで、安全で快適な環境の整備に努めます。

##### 主な取組

- 交通バリアフリー基本構想の策定（企画課）
- 安全に移動できる道づくり  
（安心安全課、街路・大規模道路推進課、道路河川課、区画整理課）
- 利用しやすい施設の整備（建築課、都市計画課、契約管財課、教育総務課、企画課）

\* ユニバーサルデザイン：バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサルデザインはバリアフリーを更に進めて、障がいのある人のみを特別に対象とするのではなく、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインのこと。



施策の大綱 4

環境にやさしく  
安心・安全に住み続けられる桶川をつくる  
【市民生活】



施策の目的

対 象	市民、企業、市全域
目指す姿	● 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいる

施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	市役所等から発生する温室効果ガスの総排出量の年間削減率（平成 18 年度比）（環境課）	2.3% （平成 21 年度）	3% （平成 24 年度）
2	*高効率給湯器設置費補助件数（環境課）	—	120 基
3	住宅用太陽光発電システム設置費補助件数（環境課）	30 基 （平成 22 年度）	150 基
4	環境リーダー数（環境課）	—	5 人
5	日常生活の中で、地球温暖化への取り組みをしている市民の割合（市民アンケート）	69.3% （平成 21 年度）	75%

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 私たちを取り巻く環境は、地球規模で問題が深刻化しています。とりわけ地球温暖化問題は、対策を採らなければ、2100 年に平均気温が 1.0 ～ 3.5 度上昇すると予想され、海水面の上昇や異常気象、伝染病の拡大、農産物への被害など次世代まで及ぶ影響が懸念されています。
- 「\*京都議定書」の約束期間（2008 ～ 2012 年）が迫る中、新たな温室効果ガス削減・\*低炭素社会に向けた積極的な取り組みなどが国内外において活発になっています。

\* **高効率給湯器**：エネルギーの消費効率に優れた給湯器のこと。従来の瞬間型ガス給湯器に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・CO2 冷媒ヒートポンプなどがある。

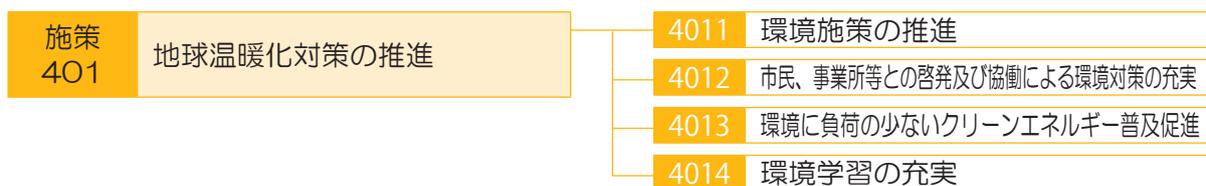
\* **京都議定書**：1997 年（平成 9 年）に京都で開催された COP3 において採択された議定書のこと。二酸化炭素など 6 種類の温室効果ガスを先進国全体で削減することを義務づけるとともに、排出量取引などの京都メカニズムや森林吸収源の算定などを盛り込んでいる。

\* **低炭素社会**：地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システムのこと。

## 課題

- 市民、事業者は、地球温暖化防止の推進に関心が高く、普段の生活の中でも意識している姿がアンケート結果からうかがえます。今後も、更なる全市的な取り組みが求められています。
- 本市では、「環境基本計画」の中で『人と地球環境にやさしいまち』を将来像にしています。今後は更に地球温暖化防止への貢献、資源\*循環型社会の構築、地域の自然の保全・再生を目指したさまざまな対応が求められています。

## 施策展開のために取り組む基本事業



## 基本事業の主な取組内容

### 4011 環境施策の推進

「環境基本計画」の改訂及び推進を図り、「環境にやさしい市内率先実行計画」を推進します。「地球温暖化防止計画」の策定を進め、さまざまな対策を実施します。

#### 主な取組

- 地球温暖化防止計画の策定（環境課）
- 環境基本計画の改訂・推進（環境課）
- 環境にやさしい市内率先実行計画の推進（環境課）

### 4012 市民、事業所等との啓発及び協働による環境対策の充実

市民、事業者、行政などが一体となって、地球温暖化対策に関する啓発活動を積極的に推進することで、低炭素社会に向けた意識の向上を図ります。

#### 主な取組

- 市民、事業者等への啓発活動の推進（環境課）
- 温暖化対策に関する講座の開催（環境課）
- 市職員を対象とした環境問題研修の実施（環境課）
- 環境省が実施するクールアースデーへの参加（環境課）

\* 循環型社会：P.16 参照。

### 4013 環境に負荷の少ないクリーンエネルギー普及促進

クリーンエネルギーへの関心を向上させるため、庁内において「\*グリーン購入調達方針」を推進するとともに、市民の省エネルギー商品の購入を支援します。

#### 主な取組

- グリーン購入調達方針の推進（環境課）
- 住宅用新・省エネルギー機器設置費の補助制度の推進（環境課）
- 低公害車の普及促進（環境課、契約管財課）

### 4014 環境学習の充実

国・県との連携による\*こどもエコクラブ、\*エコライフ DAYなどを推進しつつ、小・中学生を対象とした出前講座、環境学習の充実を図ります。また、環境問題に関する研修を推進するとともに、環境関連活動における指導者的人材の育成を図ります。

#### 主な取組

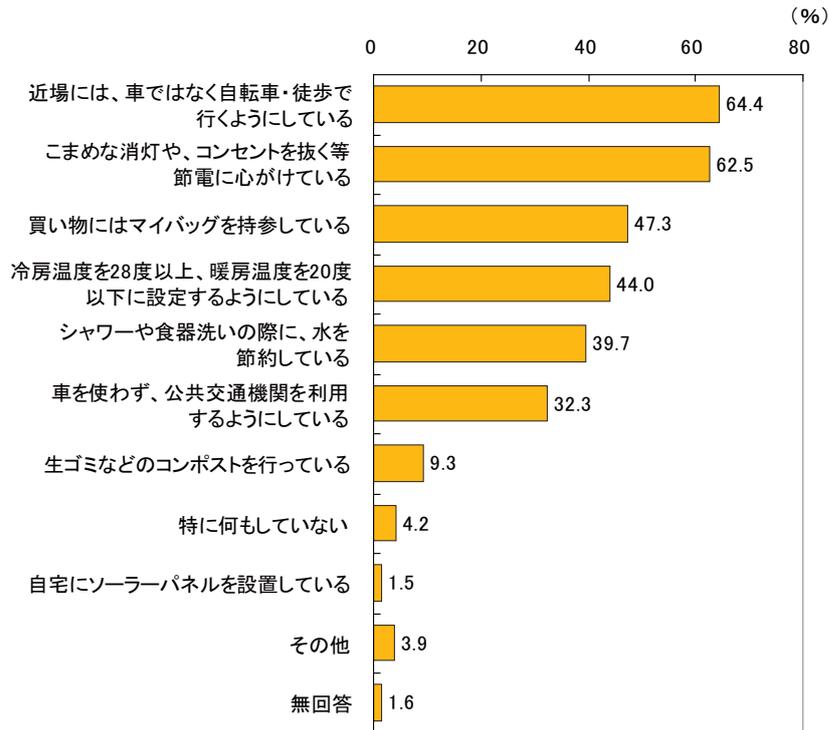
- こどもエコクラブ、エコライフ DAYなどの推進（環境課）
- 環境に関する出前講座の実施（環境課）
- 環境リーダーの育成（環境課）

\* **グリーン購入調達方針**：環境負荷の少ない資材を購入、または調達する体制を「グリーン調達」、あるいは「グリーン購入」と言い、その方針のこと。

\* **こどもエコクラブ**：環境省が行っている事業で、小・中学生ならだれでも参加できる環境活動のクラブのこと。子どもたちに地域の中で楽しみながら主体的な環境活動・学習を行う機会を提供し、支援していくことを目的としている。

\* **エコライフ DAY**：年に1日、地域ごとに定めた日に参加者に地球温暖化防止と環境のことを考えた生活をしてもらい、その成果を減らせた二酸化炭素量などの形でまとめ、発表する取り組みのこと。

図 日常生活での取り組み



資料：平成 21 年度市民アンケート

図 エコライフ DAY (冬) チェックシート

**エコライフDAY2010(冬)チェックシート** 中学生・高校生・一般用

今日できたことに○をしてください  
ご家族の方もいっしょにどうぞ

下のエコライフ項目を見ながら、今日は1日、環境のことを考えて生活してみましょう!!

1 冷蔵庫の扉は、すぐ閉めた。(5g・1年で139円節約)	①	5g	5g	5g	5g	5g
2 他の用事をするときは、テレビを消した。(44g・1年で1143円節約)	②	44g	44g	44g	44g	44g
3 テレビゲームをしなかった。(89g・1年で2286円節約)	③	89g	89g	89g	89g	89g
4 テレビなど家電製品を使わないときは、主電源を切ったりコンセントからプラグを抜いた。(50g・1年で1292円節約)	④	50g	50g	50g	50g	50g
5 部屋を出る時は、明かりを消した。(23g・1年で601円節約)	⑤	23g	23g	23g	23g	23g
6 暖房の設定温度をいつもより低くした。(使わなかった。)(102g・ひと冬で1213円節約)	⑥	102g	102g	102g	102g	102g
7 家電製品を省エネタイプのものに買い換えた。(電球を電球型蛍光灯ランプに換えたり、省エネラベルの家電に買い換えるなど。ここ一か月のうちに換えた場合はチェックしてください。)(75g・1年で1927円節約)	⑦	75g	75g	75g	75g	75g
8 トイレ(暖房便座)を使用しないときは、便座のふたを閉めた。(45g・1年で798円節約)	⑧	45g	45g	45g	45g	45g
9 お湯や水を流しっぱなしにしないで、こまめにとめた。(82g・1年で2508円節約)	⑨	82g	82g	82g	82g	82g
10 お風呂はさめないうちに、みんなで続けて入った。(233g・1年で4803円節約)	⑩	233g	233g	233g	233g	233g
11 風呂の残り湯を洗濯に使った。(16g・1年で3384円節約)	⑪	16g	16g	16g	16g	16g
12 シャンプーや台所用洗剤などは、使いすぎず適量使った。(72g)	⑫	72g	72g	72g	72g	72g
13 市町村のごみ出しルールにしたがって分けた。(ビン・カン・ペットボトルなど)(119g)	⑬	119g	119g	119g	119g	119g
14 ぬれた手や汚れを拭くとき、ペーパータオルやティッシュペーパーを使わなかった。(11g)	⑭	11g	11g	11g	11g	11g
15 いらぬ紙をメモ用紙として使った。(15g)	⑮	15g	15g	15g	15g	15g
16 ご飯やおかずを、残さず食べた。(9g)	⑯	9g	9g	9g	9g	9g
17 野菜などの食料品は近くの産地のものを買った。(55g)	⑰	55g	55g	55g	55g	55g
18 買い物をするとき、レジ袋をもらわなかった。(56g)	⑱	56g	56g	56g	56g	56g
19 出かけるときは、水筒やマイボトルを持ち歩いた。(38g)	⑲	38g	38g	38g	38g	38g
20 出かけるときは自転車に乗らずに、徒歩・自転車・バス・電車を利用した。(322g・1年で3227円節約)	⑳	322g	322g	322g	322g	322g

( ) の数字は1日に減らせる二酸化炭素の量です。

○が付いた個数

個	個	個	個	個
---	---	---	---	---

○が付いた二酸化炭素の合計

g	g	g	g	g
---	---	---	---	---

(全部○が付けば1461gです)

ブナの木1本あたり二酸化炭素が減らせたかな?(減らせた本数の木に色をぬろう。)

ブナの木一本一日当たりの二酸化炭素吸収量は約30gです。\*樹齢100年で、1haあたり500本のブナの森林の場合(森林の条件等により、吸収量は異なります)

参考：埼玉県ホームページ

施策の目的

対 象	市民、企業、市全域
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみの発生抑制に努めるとともに、資源として循環的に利用している</li> <li>●適正な一般廃棄物処理を行っている</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	資源化率（リサイクル推進課）	30.7% (平成 21 年度)	35%
2	ごみ排出量（リサイクル推進課）	801g/1人1日 (平成 21 年度)	780g/1人1日
3	事業系ごみ排出量（リサイクル推進課）	4,370t/ 年 (平成 21 年度)	4,080t/ 年
4	家庭ごみの収集・処理に満足している市民の割合 (市民アンケート)	36.5% (平成 21 年度)	45%

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

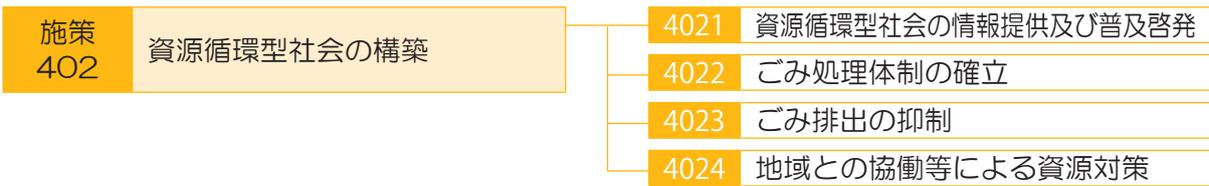
- 国・県は、ごみの減量に関して、積極的に取り組んでおり、特に県は事業所などからの廃棄物の抑制・リサイクルを積極的に進めています。
- 本市は、平成 8 年に「桶川市ゴミ 10 カ条宣言」を行い、4R（リフューズ（ゴミになるものを作らない）・リデュース（減量）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化））の推進と 7 分類によるごみの収集を実施しており、資源化に向けて一定の効果をあげています。

課 題

- 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された『資源循環型社会』への指向から、『天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会』が求められています。
- 事業系廃棄物の受け入れは、法的に限定されていますが、分別の不徹底なども指摘されており、資源としてのリサイクルを図ることにより、更なる減量が可能と考えられます。
- ごみ焼却施設に関しては、広域化による効率的な処理方法への検討を進めていますが、現存施設の適切な維持管理も求められています。また、資源になるごみなどの分別を積極的に進める必要があります。

\* 循環型社会：P.16 参照。

施策展開のために取り組む基本事業



基本事業の主な取組内容

4021 資源循環型社会の情報提供及び普及啓発

資源循環型社会を形成するため、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進などに関する目標設定と達成のための有効な手段・方法などを検討し、取り組みに関する情報の普及啓発に努めます。

主な取組

- 資源循環型社会に向けた目標の設定（リサイクル推進課）
- リサイクル情報提供とその周知（リサイクル推進課）
- 表彰制度等の創設（リサイクル推進課）

4022 ごみ処理体制の確立

ごみ焼却施設の適正な維持管理を行うとともに、効率的なごみ焼却処理及び広域化による処理対応を進めます。

主な取組

- ごみ焼却施設の修繕（リサイクル推進課）
- ごみ処理に関する広域化への推進（リサイクル推進課）
- 燃やせるごみ収集体制の変更（リサイクル推進課）

4023 ごみ排出の抑制

ごみ排出量の抑制については、市民、事業者などと協力しながら、各々の責任と役割を明確にしつつ、継続的に推進します。また、減量化の取り組みの一つとして、レジ袋の削減を推進します。

主な取組

- マイバック運動の推進（リサイクル推進課）
- ごみの分別徹底（リサイクル推進課）
- ごみの4R運動の周知と推進（リサイクル推進課）
- 家庭用生ごみ処理容器等への補助（リサイクル推進課）

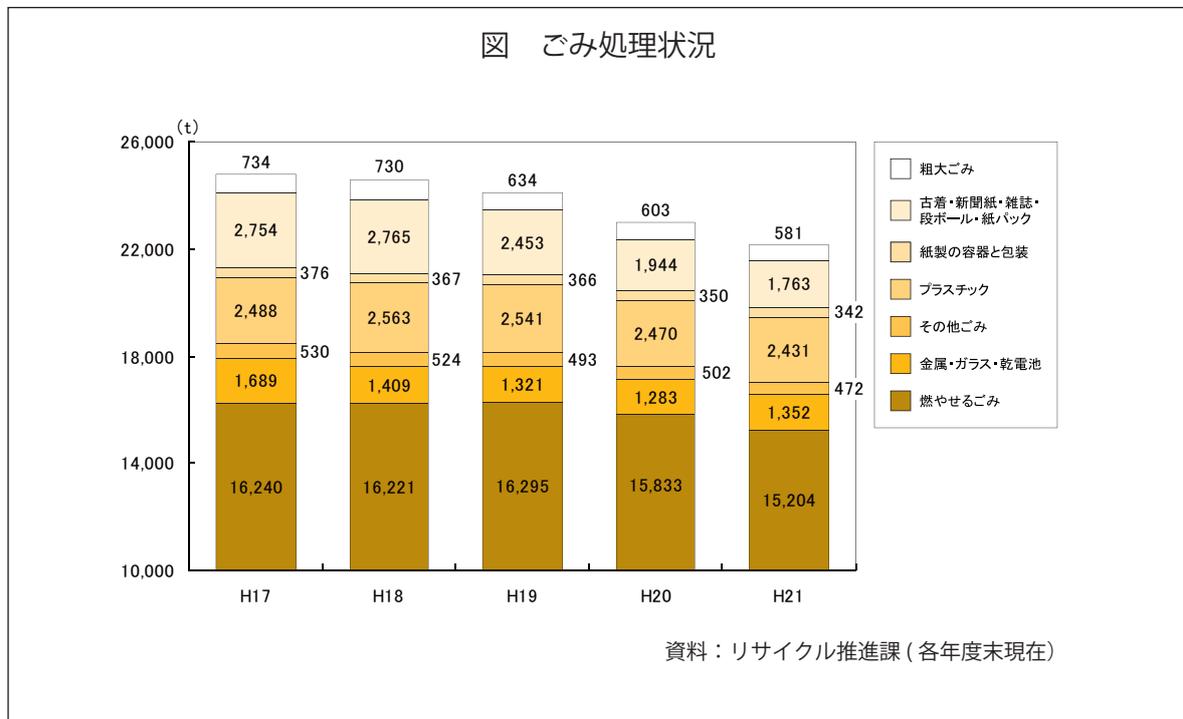
## 4024 地域との協働等による資源対策

\*地域コミュニティ活動を活性化し、\*ゼロ・エミッションを推進するとともに、市民、事業者、行政が一体となって資源の適切な活用を図ります。

### 主な取組

- 地域コミュニティにおけるごみの4R運動の促進（リサイクル推進課、自治文化課）
- 廃棄物減量等推進指導員の導入（リサイクル推進課）
- 資源物持ち去り防止パトロールの実施（リサイクル推進課）

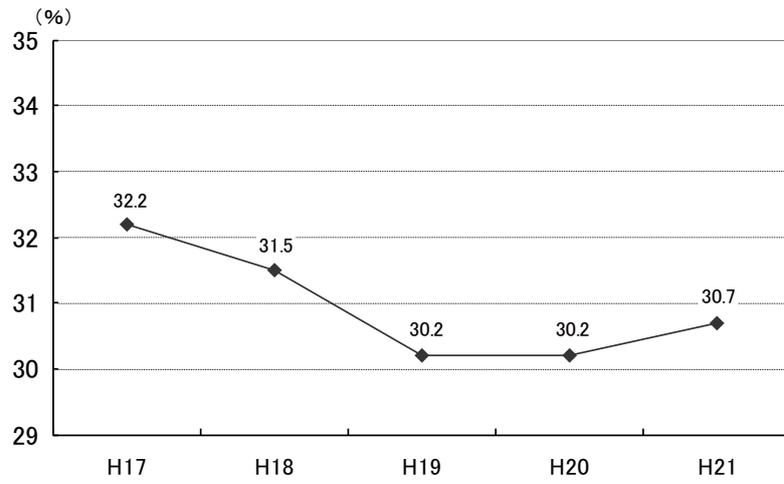
図 ごみ処理状況



\* 地域コミュニティ：P.27 参照。

\* ゼロ・エミッション：ひとつの産業から発生するすべての廃棄物を他の産業分野の再生原料として活用することで、あらゆる廃棄物の環境への排出をなくし、大気や水などの環境への負荷を一切なくしていこうとする考えのこと。

図 資源化率



資料：リサイクル推進課（各年度未現在）



施策の目的

対 象	市民、企業、市全域
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常生活や企業活動のあらゆる場面で、環境に配慮した取り組みを行っている</li> <li>● 生活排水を適正に処理している</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	*合併浄化槽設置補助件数（環境課）	20 基 （平成 21 年度）	100 基
2	合併浄化槽の法定検査の実施率（環境課）	4.1% （平成 20 年度）	30%以上
3	狂犬病予防注射接種率（環境課）	73% （平成 21 年度）	80%以上
4	音や振動などの静けさに満足している市民の割合 （市民アンケート）	25.6% （平成 21 年度）	30%
5	空気のきれいさに満足している市民の割合 （市民アンケート）	27.7% （平成 21 年度）	30%

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 生活排水対策として合併浄化槽の設置や事業活動に伴う水質汚濁防止対策が進んでいます。
- 自動車の排気ガス規制、ディーゼル車の排気ガスに含まれる\*浮遊粒子状物質の規制が強化され、大気環境の改善が進んでいます。また、ハイブリッド車や電気自動車などへの関心も高まり、買い換えや導入への促進対策なども行われています。
- 市民生活では、タバコの受動喫煙による健康被害や歩きタバコの危険性が問題視されていることから、市では平成 20 年に、「路上喫煙防止条例」を策定し、改善に向けて取り組んでいます。

課 題

- 暮らしにおける環境への意識は高まりつつあり、身近な生活環境においては下水道の整備など、更なる環境整備の充実が求められています。
- 市街化調整区域における合併浄化槽への転換促進や合併浄化槽設置世帯における法定検査の受検率向上が課題となっています。

\* 合併浄化槽：生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽のこと。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「みなし浄化槽（単独浄化槽）」という。

\* 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊している粒子状物質のこと。代表的な「大気汚染物質」のひとつであり、環境基本法（1993）に基づいて定められる環境基準では、粒径 10 μm 以下のものと定義している。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。

- ペット飼育世帯が増加しており、散歩や飼育上のモラルなどの徹底や飼い犬の登録、予防注射の接種率の向上が必要となってきています。

### 施策展開のために取り組む基本事業

施策 403	快適で衛生的な地域環境の創出	4031	生活排水処理施設対策の推進
		4032	身近な生活環境の充実とルールの周知
		4033	公害監視体制の充実

### 基本事業の主な取組内容

#### 4031 生活排水処理施設対策の推進

良好な水環境の確保のため、公共下水道事業の推進、合併浄化槽の設置・転換及び適正な維持管理を推進します。

##### 主な取組

- し尿収集運搬業者との協議（環境課）
- 合併浄化槽の法定検査の推進（環境課）
- 合併浄化槽の設置促進（環境課）

#### 4032 身近な生活環境の充実とルールの周知

市民一人ひとりがモラルを持って、身近な生活環境が充実するよう、生活上のルールなどについて周知・支援を図ります。

##### 主な取組

- 空き地の適正な維持管理のための啓発（環境課）
- \*アイドリングストップの周知・徹底（環境課）
- ごみの散乱防止（環境課、リサイクル推進課）
- 路上喫煙防止のためのパトロール及び周知（環境課）
- ペット適正管理意識の啓発（環境課）

#### 4033 公害監視体制の充実

自動車交通騒音及び振動、大気汚染などの環境調査を継続的に実施します。また、工場などからの公害の監視や指導、立入検査の強化に努めます。

##### 主な取組

- 交通騒音・振動測定調査の実施（環境課）
- 大気汚染調査及び河川水質汚濁調査の実施（環境課）
- 公害の監視、指導及び立入の実施（環境課）
- 不法投棄のパトロールの実施（リサイクル推進課）

\* **アイドリングストップ**：自動車が走っていない時にエンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）は、できるだけやめようということ。

## 施策の目的

対 象	市民、地域、企業、市全域
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害等に対して安心して安全な基盤や体制づくりに取り組んでいる</li> <li>● 防災に関する正しい知識を身に付けている</li> <li>● 災害発生時に防災情報を迅速・的確に入手し、的確な行動をとることができる</li> </ul>

## 施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	*自主防災組織率（安心安全課）	88.1% （平成 22 年度）	100%
2	防災関連施設の耐震化率（安心安全課）	72.7% （平成 21 年度）	90%
3	市内の普通救命講習修了者数（安心安全課）	1,777 人 （平成 21 年度）	3,600 人

## 施策を取り巻く状況（現状と課題）

### 現 状

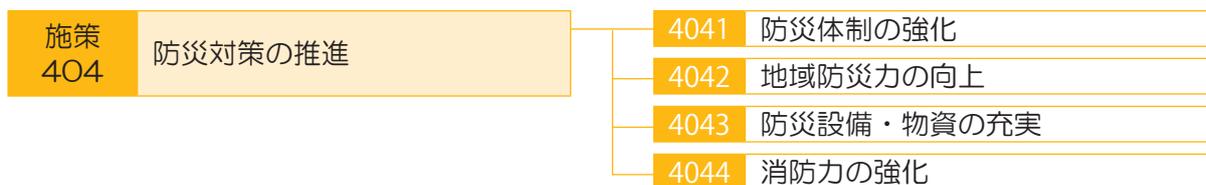
- 「災害対策基本法」の改正や平成 19 年 7 月の新潟中越沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震などの大規模な地震災害の発生によって、地域における防災体制の構築が重要であるという認識が高まっています。
- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定により、建物所有者に建築物の耐震改修の努力義務があることから、市では、「桶川市建築物耐震改修促進計画」を定めました。
- 本市は、平成 19 年 3 月に「桶川市地域防災計画」を見直し、「埼玉県地域防災計画」との整合性を図るとともに、特に自主防災組織の結成・育成・強化と、災害時要援護者の安全確保などを位置づけました。
- 平成 22 年度現在、58 の自主防災組織（88.1%）が結成されています。
- 本市の常備消防は、桶川市、北本市、鴻巣市の 3 市で構成する埼玉県央広域消防本部が平成 8 年に発足し、広域化を図ることにより、多様化する災害、救急・救助に対応しています。また、非常備消防としては、桶川市消防団が市内全域で活動しています。

\* 自主防災組織：地震、風水害、火災などの災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に被害を防止し、もしくは軽減し、又は予防するため、住民が自主的に結成し運営する組織のこと。

## 課題

- 災害による被害を最小限に抑えるためには、自主防災組織の充実による地域防災力の向上及び防災意識の高揚並びに防災知識の普及を図ることが必要です。
- 災害に強いまちづくりを更に進めていくためには、建築物の耐震化、資機材の整備、食糧等の備蓄、地域も含めた防災体制の強化が必要です。
- 防災訓練やハザードマップを通じて、災害への心構えや災害時の行動が適切に行えるよう支援することが必要です。

## 施策展開のために取り組む基本事業



## 基本事業の主な取組内容

### 4041 防災体制の強化

市の防災関連計画の見直し、推進を図ります。また、災害時の対応力を高めるための実践的な防災訓練を実施します。

#### 主な取組

- 地域防災計画の推進（安心安全課）
- 国民保護計画の推進（安心安全課）
- 防災訓練の実施（安心安全課）

### 4042 地域防災力の向上

自主防災組織による防災活動の支援や未結成地域における組織化を働きかけます。また、避難所運営マニュアルの作成により、地域一体となった防災体制と災害時の初動体制を構築します。

#### 主な取組

- 自主防災組織への支援（安心安全課）
- 未結成地域における組織化の推進（安心安全課）
- 避難所運営マニュアルの作成（安心安全課）
- 普通救命講習の普及（安心安全課）

#### 4043 防災設備・物資の充実

地震などの災害時に対応するため、倒壊の危険性のある木造住宅や老朽化した公共建築物などの耐震化を促進します。また、防災機能を供えた新市庁舎建設や\*防災行政無線など、災害対応に必要な設備の適切な配置及び更新に努めます。

##### 主な取組

- 公共建築物の耐震化の推進（建築課）
- 防災施設の整備（安心安全課）
- 食料・資機材等の備蓄及び整備（安心安全課）
- 防災行政無線等の更新（安心安全課）

#### 4044 消防力の強化

桶川市、鴻巣市、北本市で構成する埼玉県央広域消防本部により、消防機能の高度化及び強化を図ります。また、消防水利の整備や桶川市消防団の消防自動車などを更新することにより、消防体制の充実に努めます。

##### 主な取組

- 消防団の充実（安心安全課）
- 消防広域化の推進（安心安全課、企画課）
- 消防水利の整備（安心安全課）
- 消防団消防自動車の更新（安心安全課）
- 消防団機械器具置場の整備（安心安全課）



\* 防災行政無線：国及び地方公共団体が非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的とした無線通信システムのこと。

表 災害時支援協定締結状況

協定内容		
企業名	内容	その他
関東食糧株式会社	食糧などの供給	県外の相互応援協定 ・群馬県安中市 ・栃木県真岡市 ・東京都武蔵村山市  県内の相互応援協定 ・県内の全ての市町村
三国コカ・コーラボトリング株式会社	水などの供給・地域貢献型自動販売機 内在庫製品の無償提供	
本田航空株式会社	物資の搬送・被災状況の調査や市内 広報、救助活動の協力	
社団法人 埼玉県トラック協会鴻巣支部	物資の搬送	
社団法人 埼玉県エルピーガス協会鴻巣支部	LPガスなどの供給	
東京電力株式会社 さいたま支社	電力復旧及び物資の提供	
東京電力株式会社 上尾営業所	広域停電事故発生時の情報提供	
東日本旅客鉄道株式会社	高崎線列車トラブル発生時の情報提供	
新日本瓦斯株式会社	ガス供給停止事故発生時の情報提供	
桶川北本水道企業団	断減水事故発生時の情報提供	
桶川市内各郵便局	協力活動及び情報提供	
郵便事業株式会社 桶川支店	協力活動及び情報提供	
埼玉県電気工事工業組合	電気設備等の復旧活動など	

資料：安心安全課（平成 23 年 1 月現在）



## 施策の目的

対 象	市民、地域、関係機関、市全域
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一人ひとりの防犯意識が高まる</li> <li>● 安心で安全な地域社会実現のため、防犯組織と連携した防犯活動の充実強化を図っている</li> </ul>

## 施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	刑法犯認知件数（安心安全課）	1,156 件 （平成 21 年）	1,000 件
2	*地域防犯推進委員数（安心安全課）	197 人 （平成 21 年度）	209 人
3	防犯協定数（安心安全課）	12 団体 （平成 22 年度）	15 団体
4	防犯灯の設置数（安心安全課）	3,408 基 （平成 21 年度）	3,600 基

## 施策を取り巻く状況（現状と課題）

### 現 状

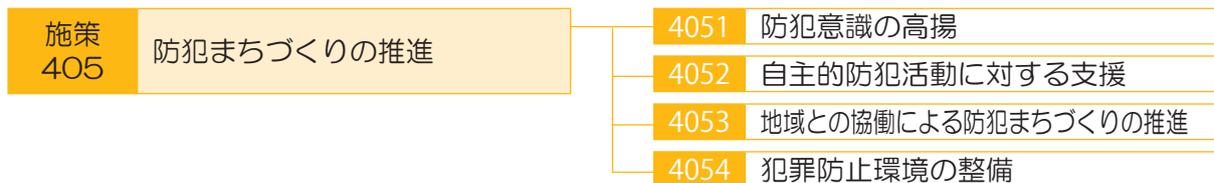
- 市内における刑法犯罪の発生件数は、微増傾向にあります。また、上尾警察署管内の振り込め詐欺被害件数は減少しているものの、特に高齢者を対象にした振り込め詐欺の被害が後を絶たない状況です。
- ひたたくりや痴漢、声かけ事案などについては場所が特定されるため、その現場周辺や通勤・通学で利用する市道を中心に、防犯灯の設置を望む声が増加しています。
- 本市では、詐欺被害防止のため、警察官、地域防犯推進委員が市内の金融機関などへ立ち寄り、振り込め詐欺被害防止活動を実施しています。
- 平成 18 年 3 月に制定された「桶川市防犯のまちづくり推進条例」に基づき、同年 5 月に市・上尾警察署と市内外の事業者で「桶川市防犯のまちづくりに関する協定」が締結されました。
- 犯罪の凶悪化に伴い、防犯意識が高まり、地域防犯推進委員を中心とした\*自主防犯組織が微増傾向にあります。また、現在、\*青色回転灯装備車などによる防犯パトロールや下校時の見守り活動などが実施されています。

- \* **地域防犯推進委員**：警察署長・防犯協会会長から委嘱され、犯罪や事故のない地域社会を目指すため、地域安全活動のリーダーとなっている委員のこと。
- \* **自主防犯組織**：市内で、自主的に防犯パトロールや危険箇所の点検などを行っている団体のこと。警察や防犯協会と連携している団体のほかに自治会や学校の PTA などのボランティア団体で組織される。
- \* **青色回転灯装備車**：警察本部長から証明書・標章・パトロール実施者証を交付され、青色回転灯を自動車に装備し、自主防犯パトロールを行っている自動車のこと。

## 課題

- 更なる犯罪抑止力の向上を図るために、防犯意識の高揚を図ることが重要であり、自己防衛意識・地域社会での防犯協働意識・地域の防犯環境の見直しや整備が必要です。
- 防犯体制の強化を図り、地域と一体となった体制づくりを推進するために、個人（市民）・組織（市・警察・自治会）、団体（地域防犯推進委員が所属する上尾地方防犯協会）・学校（教員や生徒・PTA）・事業所（会社等）など地域社会を形成するすべてが、防犯ネットワークなどの連携・情報伝達といった地域の防犯組織を構築していくことが求められます。

## 施策展開のために取り組む基本事業



## 基本事業の主な取組内容

### 4051 防犯意識の高揚

関係機関との連携のもと、犯罪から身を守る防犯知識の普及及び防犯意識の啓発に努めます。

#### 主な取組

- 防犯用チラシの配布（安心安全課）
- 街頭キャンペーンの実施（安心安全課）

### 4052 自主的防犯活動に対する支援

防犯パトロールや防犯に関する啓発活動を行う自主防犯団体などに対して、活動支援や防犯に関する研修などを行います。

#### 主な取組

- 自治会、PTA 等各々で組織されている自主防犯団体の活動支援（安心安全課）

### 4053 地域との協働による防犯まちづくりの推進

市民、学校、事業者、行政などの連携による地域一体となった防犯活動を推進し、防犯体制の構築を図ります。

#### 主な取組

- 防犯に関する研修・講演会の実施（安心安全課）
- 防犯パトロールの強化（安心安全課）
- 市民・学校・警察・行政等のネットワークの構築（安心安全課）

### 4054 犯罪防止環境の整備

通勤・通学で利用する市道や犯罪多発箇所を対象として、防犯灯の設置などによる防犯環境の整備を行います。

#### 主な取組

- 防犯灯の整備・拡充（安心安全課）

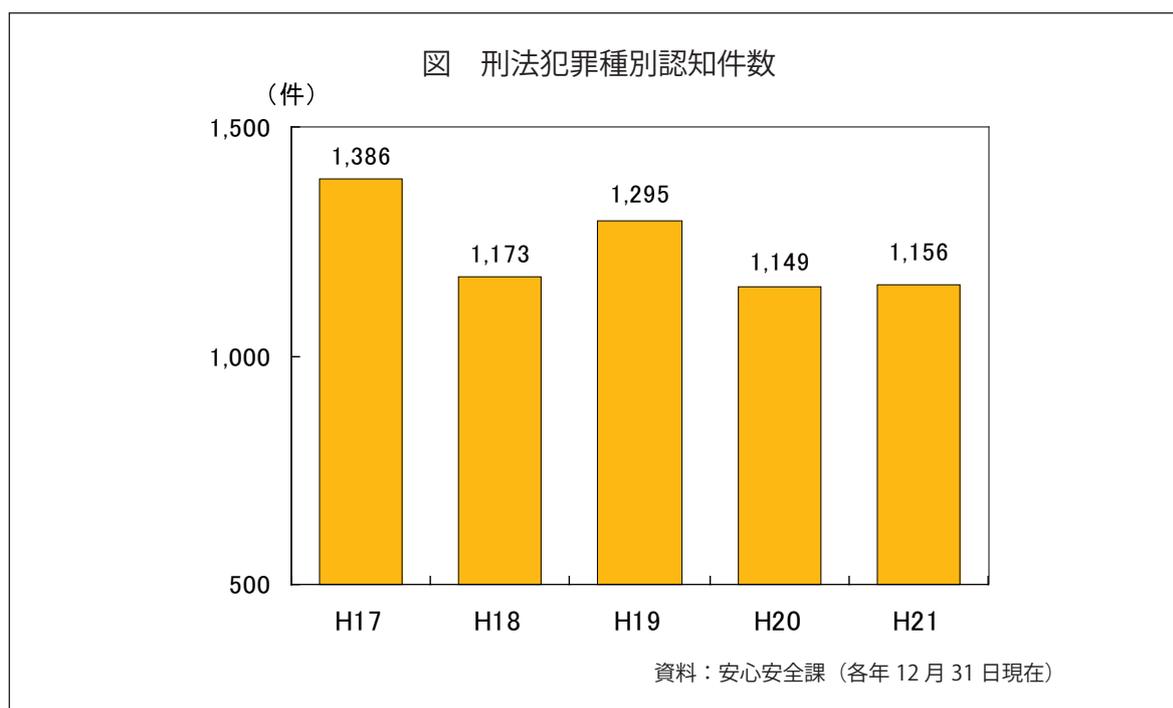
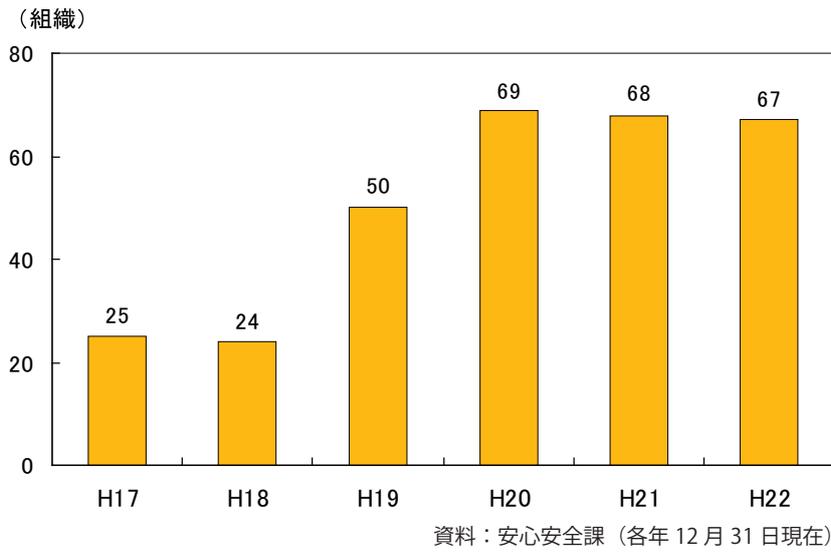


図 自主防犯組織



## 施策の目的

対 象	市民、地域
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通安全意識を高め、安全で安心な交通社会で生活している</li> <li>● 交通安全施設が整備されることによって、安心して通行することができる</li> </ul>

## 施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	交通事故発生件数（安心安全課）	395 件 （平成 21 年）	280 件
2	道路反射鏡整備数（安心安全課）	1,021 基 （平成 21 年度）	1,100 基
3	道路照明灯管理数（安心安全課）	1,505 基 （平成 21 年度）	1,550 基

## 施策を取り巻く状況（現状と課題）

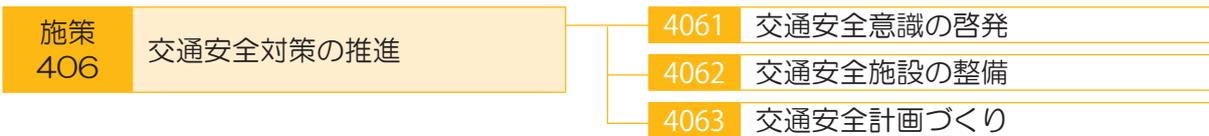
### 現 状

- 県内の交通事故件数・負傷者数は平成 20 年までに 3 年連続で減少したものの、全国における県内の交通事故死者数は依然上位となっています。
- 市内においては交通事故件数・負傷者数は減少していますが、平成 17 年に交通事故死者数ゼロであったのを最後に、翌年以降は死亡事故が発生しています。特に自転車事故や高齢者による事故が多くなっています。
- 高速道路の一部開通に伴い、市道の道路形態が変更となり、道路交通環境が変化しました。これにより交通量が大きく変化し、地域からの交通安全施設などに関する要望が増加しています。
- 放置自転車については、昭和 61 年 4 月の「桶川市自転車放置防止条例」施行以降、駅前を中心に自転車の撤去や放置防止の啓発を促進し、10 年前の約半分に減少しています。

### 課 題

- 市民参加の交通安全運動の実施などによる交通安全意識の向上が求められています。
- 交通事故から市民を守るため、地元警察署に支援を要請しつつ、交通安全施設の整備充実を図る必要があります。特に市民要望の高い『信号機の設置』、『横断歩道の新設』、『一時停止規制』などは、地元警察署と連絡を取り合って調整する必要があります。

施策展開のために取り組む基本事業



基本事業の主な取組内容

4061 交通安全意識の啓発

交通安全キャンペーンや交通安全教室の開催などを通じ、市民一人ひとりの交通安全意識や交通マナーの向上を図ります。これにより、市民、学校、関係団体及び行政との連携による地域一体となった交通安全への取り組みを推進します。

主な取組

- 交通安全教室の開催（安心安全課）

4062 交通安全施設の整備

交通事故から市民を守るため、歩道やガードレール、道路照明灯、区画線、グリーンベルトなど交通安全施設の整備充実を図ります。

主な取組

- ガードレールの整備（道路河川課）
- 道路反射鏡の整備（安心安全課）
- 道路照明灯の整備（安心安全課、街路・大規模道路推進課、区画整理課）
- 区画線の設置、修繕（道路河川課、安心安全課）
- 道路の新設・拡幅改良・維持補修（道路河川課）

4063 交通安全計画づくり

今後、市が優先的に取り組むべき施策や今後の課題などをまとめた「交通安全計画」の改訂を進めます。

主な取組

- 交通安全計画の改訂（安心安全課）

施策の目的

対 象	市民
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立した消費活動を行うための正しい知識、情報を持っている</li> <li>● 被害を回避、または予防している</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	消費生活展来場者数（自治文化課）	250人 （平成20年度）	300人
2	消費生活相談件数（自治文化課）	137件 （平成21年度）	150件

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 平成21年9月に「消費者安全法」の施行により、都道府県及び市町村による消費生活相談などの事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約など、消費者被害の発生又は拡大防止措置が明文化されました。また、同時期に消費者行政の一元化を掲げて、消費者庁が発足しました。
- 本市では、平成22年10月に消費生活相談日を増設し、消費生活センターを設置しました。
- 消費者庁では、当面平成21年度から23年度までを地方消費者行政の集中育成・強化期間と位置づけています。

課 題

- 商品や取引の形態が多様化しており、さまざまな知識が必要となるため、多様な機会を活用した消費者教育の推進が課題となっています。
- 消費生活に関する情報を発信する上で、消費者ニーズを把握するためにも、消費者団体とのより一層の連携が必要になっています。

施策展開のために取り組む基本事業

施策  
407

安全な消費生活の確保

4071 消費者意識の向上

4072 消費生活相談の充実

基本事業の主な取組内容

4071 消費者意識の向上

消費者団体の自主的活動を支援し、連携を図るとともに、意見や情報を収集し、消費者ニーズの把握に努めます。また、市民が消費生活に関する必要な知識を身に付け、適切な判断ができるよう、消費生活展や消費生活セミナーなどを活用して、消費者意識の向上を図ります。

主な取組

- 消費者団体との連携及び活動支援（自治文化課）
- 消費生活展の実施（自治文化課）
- 消費生活に関する情報の提供（自治文化課）

4072 消費生活相談の充実

複雑、多様化する消費者被害などに適切に対応するため、消費生活センターの周知及び相談機能の充実を図ります。

主な取組

- 消費生活センターの周知（自治文化課）
- 相談機能の充実（自治文化課）





施策の大綱 5

みどりと調和した  
暮らしやすい桶川をつくる  
【みどり・都市基盤】



施策の目的

対 象	市全域
目指す姿	● 住環境に配慮され、かつ、災害に強く、安心して住み続けられるよう計画的に整備が進められている

施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	*土地区画整理事業施行地区の使用収益開始率 (区画整理課)	68% (平成 21 年度)	86%
2	木造住宅・市有建築物の耐震化率 (上段：木造住宅、下段：市有建築物) (建築課)	79% 80% (平成 20 年度)	90% 100%
3	下水道普及率 (下水道課)	72.4% (平成 21 年度)	75.3%
4	住み続けたいと思う市民の割合 (市民アンケート)	44.7% (平成 21 年度)	50%

施策を取り巻く状況 (現状と課題)

現 状

- 平成 18 年には、「住生活基本法及び住生活基本計画 (全国計画)」が定められ、良好な住宅ストックの有効活用などを目指し、住宅の性能や居住環境などについて今後の水準が示されました。
- 県では、平成 20 年 3 月に、これからの都市計画の指針となる「まちづくり埼玉プラン」を策定し、埼玉らしさをいかすまちづくりの 3 つの目標として、①コンパクトなまちの実現、②地域の個性ある発展、③都市と自然・田園との共生、を掲げています。
- 本市では、土地区画整理事業を推進し、良好な住環境の創出・保全に努めるとともに、災害に対して強いまちづくりを目指しています。
- 本市の上水道は、桶川北本水道企業団で市民生活に不可欠な飲料水を安定供給しており、平成 20 年度末現在、水道普及率は 99.5% となっています。
- 公共下水道については、平成 21 年度末現在、処理開始面積は 673ha、普及率は 72.4% となっています。平成 21 年度末で、事業認可面積は 818ha であり、毎年着実に整備が進んでいます。

\* 土地区画整理事業施行地区：都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更、及び公共施設の新設又は変更に関する事業が行われている地区のこと。

課題

- 既成市街地においては、現在の交通事情や住環境などに配慮した都市基盤などの整備改善やまち並みづくりを住民参加によって進めていく必要があります。
- 長期化している土地区画整理事業においては、早期の事業完了を目指して引き続き推進していくことが求められています。
- 市街化調整区域では、農地と既存の住環境を保全し、生活道路や河川改修を進め、水辺と農が調和するまちづくりが求められています。
- 安定的な上水の供給を行うため、施設の耐震化と管網の整備を図るとともに、老朽化した石綿セメント管の更新を進める必要があります。
- 良質な都市環境を支えるため、既成市街地の公共下水道未整備地域などの整備促進が求められています。

施策展開のために取り組む基本事業



基本事業の主な取組内容

5011 計画的な土地利用の推進

まちづくりに関わる各種計画や公共事業の進捗状況、土地利用・開発事業の動向、市民ニーズを把握・整理し、「都市計画マスタープラン」の目標や方針に沿ったまちづくりの実現を図ります。また、社会経済情勢や市民ニーズなどの変化に柔軟に対応するため、適切な\*進行管理を実施します。

主な取組

- 都市計画マスタープランの推進と進行管理（都市計画課）
- 地区計画制度の推進（都市計画課）

\* 進行管理：P.4 参照。

### 5012 既成市街地におけるまちづくりの推進

既成市街地においては、交通上、安全上、衛生上及び防火上の観点で住環境を再点検し、\*用途地域の見直し、\*防火地域・準防火地域や\*高度地区の指定、地区計画の導入などにより、良好な住環境の創出・保全を図ります。

#### 主な取組

- 用途地域の見直し（都市計画課）
- 防火地域・準防火地域や高度地区の指定（都市計画課）

### 5013 新市街地整備の推進

事業計画の見直しを行った土地区画整理事業については、今後もそれぞれの地区の特性に応じた柔軟な対応を図りながら事業を推進します。

#### 主な取組

- 土地区画整理事業の推進（区画整理課）

### 5014 良好な住宅・住宅地の誘導

住宅ストックの有効活用のため、省エネルギー、\*バリアフリー、耐震化などのリフォーム促進や地域にふさわしい長寿命な住宅建設促進を通じて、良質な住宅・住宅地の誘導を図ります。

#### 主な取組

- 耐震リフォーム支援の充実（建築課）
- 開発指導の遂行（建築課）

### 5015 田園地域の保全

市街化調整区域は、優良農地を保全することによって、農業を活性化するとともに、中小河川の源流地点や水辺、公園・みどりの拠点などをめぐる散歩ルートを整備します。田園地域として豊かな屋敷林、農家集落など、農業風景の保全に努めます。

#### 主な取組

- \*耕作放棄地対策の推進（農業委員会、産業観光課）
- （仮称）農業振興マスタープランの策定（産業観光課）
- ふるさと歩道の整備及び充実（環境課）

- \* **用途地域**：市街地における適正な土地利用を図るため、その目標に応じて12種類に分け、建築基準法と連動して、建築物の用途、容積率、構造等に関し一定の制限を加える制度のこと。
- \* **防火地域・準防火地域**：防火地域とは、市街地から火災の危険性を防ぐために、建物を構造の面から規制する地域のこと。商業業務地など、市街地の中心部で、建物の密集度が特に高く、火災の危険度が高い地域に定める。それに対して、準防火地域とは、防火地域に準じる区域であり、市街地の中心に近く、建物の密集度が高く、建物を耐火又は防火構造とする必要がある地域などにおいて定める。
- \* **高度地区**：都市計画法によって建築物の高さの最高限度または最低限度が定められている地区のこと。
- \* **バリアフリー**：P.47 参照。
- \* **耕作放棄地**：P.37 参照。

## 5016 災害に強い建物づくりの推進

「桶川市建築物耐震改修促進計画」に基づき、すべての小・中学校の校舎・屋内運動場を耐震化するとともに、\*「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条に規定する市有建築物の耐震化率100%を目指します。また、2階建て以下の木造住宅などの耐震診断・耐震補強を進めます。その他の民間建築物については、県と連携し、耐震化を推進します。

### 主な取組

- 公共建築物の耐震化推進（建築課）〔再掲〕
- 木造住宅の耐震化促進（建築課）

## 5017 上水道の安定供給

本市の上水道については、桶川北本水道企業団が良好な水質を確保し、安定的な上水供給を図るため、管理・運営を行っています。市においては、節水社会を目指した市民意識の向上に努めます。

### 主な取組

- 安心・安全な上水供給のための施設更新への支援（企画課）
- 節水社会、水道水の安全性の啓発（企画課）

## 5018 公共下水道の整備と維持管理

快適な生活環境づくりと公共用水域の水質保全のため、汚水管の整備を進め、下水道の普及率向上に努めます。また、浸水対策を図るため、土地区画整理事業の進捗に合わせて雨水管の整備を進めます。

長期的な視野に立ち、下水道施設を予防保全的に管理することによって、適正に維持していきます。

### 主な取組

- 公共下水道の整備（下水道課）
- 下水道施設の長寿命化計画の策定（下水道課）

\*「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条に規定する市有建築物：階数3階以上かつ床面積合計1,000㎡以上の建物のこと。本市では平成22年現在、老人福祉センターの1か所のみ。

## 施策の目的

対 象	中心市街地、新市街地、田園地域
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● まちの顔としてにぎわっている</li> <li>● 生活に必要な機能が備わり、暮らしやすいまちになっている</li> <li>● 安全で利便性の高い交通網が整備され、円滑に移動できる</li> </ul>

## 施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	桶川駅東口駅前広場、駅東口通り線整備事業のための用地買収率（駅東口整備推進課）	0% (平成 21 年度)	60%
2	下日出谷東地区の*用途地域の変更及び地区計画の策定率（都市計画課、区画整理課）	94% (平成 21 年度)	100%
3	桶川駅の 1 日平均乗車人員（企画課）	27,459 人 (平成 21 年度)	28,000 人
4	バス路線数（安心安全課）	11 路線 (平成 22 年度)	13 路線

## 施策を取り巻く状況（現状と課題）

### 現 状

- 国は、人口減少に対応したまちづくりの基本方針として、都市の拡散を促す郊外開発を抑制し、集約型都市構造への転換を進める施策を行っています。
- 近隣自治体では、人口が減少している市町もある中で、本市では土地区画整理事業による宅地の供給が効果を上げ、人口増加が続いています。その一方で、消費が周辺都市に流出する傾向が拡大しています。
- 交通空白地域を解消するため、市内循環バスを平成 13 年 4 月から 4 ルート、4 台で運行しています。

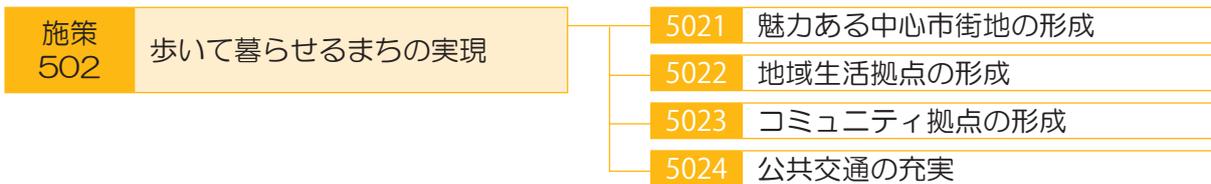
### 課 題

- 本市では、高齢化率が進むことが予測されるため、高齢社会に対応するまちづくりが必要とされています。
- 今後、少子高齢社会が進むことから、本市では生活圈ごとにそれぞれの地域特性を活かした拠点を形成する集約型都市構造へと転換することにより、歩いて暮らせるまちづくりを実現することが課題です。拠点においては、日常生活に必要な公共機能、医療・福祉、商業などの利便性の向上に努めます。

\* 用途地域：P.134 参照。

- 市街化区域では、歩ける距離として中学校区域程度を目安とした生活圏の中心に「地域生活拠点」(区域)を、特に中心市街地では「都市拠点」を位置づけており、それぞれこれに沿った施設の整備や魅力の創出が必要です。
- 市街化調整区域では、加納・川田谷小学校区域を生活圏として、その中心に「コミュニティ拠点」(区域)を位置づけており、生活圏内の日常生活の利便性の向上が課題です。
- 生活圏は、移動に不安のない範囲としていますが、拠点間を結ぶ公共交通機関を充実するなど、生活圏相互の補完が課題です。

### 施策展開のために取り組む基本事業



### 基本事業の主な取組内容

#### 5021 魅力ある中心市街地の形成

桶川駅周辺の中心市街地は、文化、業務、商業、観光などが最も集積した都市拠点として活性化を目指します。

駅東西の商業環境の向上と合わせて、中山道の歴史をいかしたまちづくりやまち並みの創出を図るとともに、施設の充実や\*バリアフリー化などによる環境整備を進めます。

駅東口周辺地域においては、旧桶川南小学校跡地を有効に活用するとともに、バスなどのターミナルとなる東口駅前広場と駅東口通り線の整備を進めます。このため、地権者との懇談会を通じて意見交換や必要な調査を進め、事業の方針を定めます。この方針に基づき、桶川駅東口駅前広場の都市計画決定や駅東口通り線などの\*都市基盤施設整備を進めるとともに、地区計画などを活用した地域のまちづくりについて、地権者との協議を進めます。

駅の東西地域のまちづくりにおいては、周辺環境とのつながりについても検討するとともに、西口駅前広場においては、交通事情に合わせた改善を行います。

#### 主な取組

- 中心市街地活性化基本計画の見直し及び推進 (産業観光課、都市計画課)
- 桶川駅東口駅前広場及び駅東口通り線の整備 (駅東口整備推進課)
- 西口駅前広場の改善 (道路河川課)
- 中央図書館建設構想の策定 (図書館)〔再掲〕

\* バリアフリー：P.47 参照。

\* 都市基盤施設：P.29 参照。

## 5022 地域生活拠点の形成

市東西の坂田地区、日出谷地区の利便性の良い中心区域に新たなる施設の整備と、既存の施設や公園などを活用した地域生活拠点を形成し、行政、医療・福祉、教育・文化などのサービスの充実を図ります。

坂田地区における\*土地区画整理事業施行地区の公共公益施設用地は、幹線道路や\*都市公園と接することから、防災機能を併せ持った地域生活拠点としての整備活用を図ります。

下日出谷東特定土地区画整理事業施行地区の集合保留地は、広域的交通網をいかした商業施設が整備できる用途地域に変更するとともに、地区計画を策定し、周辺環境と調和した土地利用を図ります。

### 主な取組

- 土地区画整理事業施行地区における用途地域の変更及び地区計画の策定（都市計画課、区画整理課）
- 土地区画整理事業施行地区における防災機能の整備（安心安全課、区画整理課）

## 5023 コミュニティ拠点の形成

地域福祉のための施設や公民館、集会施設、診療所などが立地する既存集落の中心的な区域をコミュニティ拠点として形成します。

コミュニティ拠点では、\*地域コミュニティの維持・活性化、伝統文化の継承、日常生活に必要な機能や行政窓口サービスの充実に努めます。

### 主な取組

- 窓口サービスの提供（企画課、市民課）
- \*地域活動情報コーナーの設置と活用（自治文化課）〔再掲〕
- 加納公民館の機能の更新（公民館）〔再掲〕
- 「道の駅」など農産物・物産直売所設置に向けた支援（産業観光課）

## 5024 公共交通の充実

広域な新規バス路線の参入促進や拠点同士を結ぶ市内循環バスの充実、さらに、デマンド交通なども視野にいれながら、交通空白地域の解消などネットワークとして地域の利便性の一層の向上を図ります。

また、整備が遅れている駅東口では JR やバス・タクシー事業者との協議を進め、東口駅前広場などの都市計画決定を行い、駅周辺における交通機能の整備に努めます。

### 主な取組

- 路線バス及び市内循環バス路線の充実（安心安全課、企画課）
- 駅及び駅周辺の交通機能の改善・整備（道路河川課、都市計画課、駅東口整備推進課）

\* 土地区画整理事業施行地区：P.132 参照。  
\* 都市公園：P.104 参照。  
\* 地域コミュニティ：P.27 参照。  
\* 地域活動情報コーナー：P.56 参照。

表 土地区画整理事業概要

地区名	面積 (ha)	許可年月日	事業年度	施行主体
鴨川	7.6	昭和 48 年 7 月 17 日	昭和 48 ~ 昭和 62 年	組合
朝日	38.9	昭和 50 年 8 月 12 日	昭和 50 ~ 昭和 60 年	組合
東部	57.2	昭和 61 年 10 月 27 日	昭和 61 ~ 平成 3 年	市
若宮	11.1	昭和 57 年 7 月 1 日	昭和 57 ~ 平成 19 年	市
下日出谷西	33.4	昭和 61 年 7 月 15 日	昭和 61 ~ 平成 21 年	組合
上日出谷南	64.6	昭和 62 年 7 月 14 日	昭和 62 ~ 平成 31 年	組合
坂田東	41.3	昭和 63 年 2 月 12 日	昭和 62 ~ 平成 24 年	組合
神明	6.9	平成 3 年 1 月 18 日	平成 2 ~ 平成 12 年	組合
坂田西	51.1	平成 5 年 1 月 5 日	平成 4 ~ 平成 33 年	組合
下日出谷東	36.8	平成 5 年 3 月 9 日	平成 4 ~ 平成 33 年	組合

資料：区画整理課（平成 22 年 11 月現在）

施策の目的

対 象	市全域
目指す姿	● 市街地では統一感のあるまち並みについて、郊外では豊かな田園の景観について、保全・活用するための取り組みがなされている

施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	乱開発抑止のためのパトロールの実施回数 (都市計画課、農業委員会、建築課、環境課、 リサイクル推進課)	1回 (平成21年度)	2回
2	市内に優れた景観があると思う市民の割合 (市民アンケート)	6.6% (平成21年度)	12%

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 平成16年には、良好な景観形成を促進するため、「\*景観法」が制定されました。県では、これを受けて、平成19年に「埼玉県景観条例」を改正して、「埼玉県景観計画」を策定しており、本市も、平成20年から景観計画区域に位置づけられています。

課 題

- 近年、美しいまち並みなど良好な景観に関する市民の関心が高まっています。魅力あるまちづくりを目指し、各地域の景観特性を『市民が共有できる価値観』として保全していくために、本市独自の『景観によるまちづくり』の新たな取り組みが求められています。
- 首都圏中央連絡自動車道インターチェンジ周辺地域の乱開発の抑止、中山道の歴史をいかしたまち並みの保存や中高層建築物建設に係る高さの制限などのルールづくりが課題となっています。

\* 景観法：平成16年に美しく風格ある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造、個性的で活力ある地域社会の実現を目指して定められた法律のこと。

施策展開のために取り組む基本事業

施策 503	魅力あるまちづくりへの新たな 取り組み	5031	景観形成のしくみづくり
		5032	インターチェンジ周辺地域の開発誘導
		5033	乱開発の抑止

基本事業の主な取組内容

5031 景観形成のしくみづくり

地域特性に応じて、きめ細かく桶川らしい景観を創出するために、建築物や付属する看板などの意匠や色彩などの基準づくりと合わせて、「景観法」に基づく\*景観行政団体を目指します。

さらに、多くの市民が愛着と誇りを感じるような、魅力ある桶川の景観を形成していくため、中山道宿場町の景観をどのように保全・修景するかなど、景観に対する市民の理解と関心を高めるとともに、市民と行政が協働で取り組みを展開していきます。

主な取組

- 景観基本計画及び景観計画の策定（都市計画課）
- 市民による景観活動の推進（都市計画課）
- 桶川景観百選の選定（都市計画課）
- 中山道宿場の景観に係る勉強会実施（都市計画課）

5032 インターチェンジ周辺地域の開発誘導

首都圏中央連絡自動車道インターチェンジ周辺地域については、無秩序な個別開発が進まないよう、計画的な土地利用を誘導します。

（仮称）桶川インターチェンジ南側の加納笹原南部地区及び加納原地区、桶川・北本インターチェンジ周辺の候補地については、県の「\*田園都市産業ゾーン基本方針」に即した、周辺の田園環境と調和した工業系土地利用を進めます。

（仮称）桶川インターチェンジ北西の加納北部地区（A地区）については、周辺の田園環境と調和のとれたゆとりある生活空間を形成する農住調和地区とします。

首都圏中央連絡自動車道と市道 5070 号線に囲まれた地区（B地区）については、既存林の優れた自然環境の保全を基本に、その環境を損ねない範囲での利活用を図っていくものとし、市民と行政の協働により有効な施策・事業を展開していく区域とします。

主な取組

- インターチェンジ周辺地域における計画的な土地利用の誘導（都市計画課）

\* 景観行政団体：景観法に基づく良好な景観形成を推進するための具体的な施策（建築物や工作物の高さ、デザイン・色彩などの基準の設定や行為の制限など）を自ら行うことができる地方公共団体のこと。

\* 田園都市産業ゾーン基本方針：P.37 参照。

### 5033 乱開発の抑止

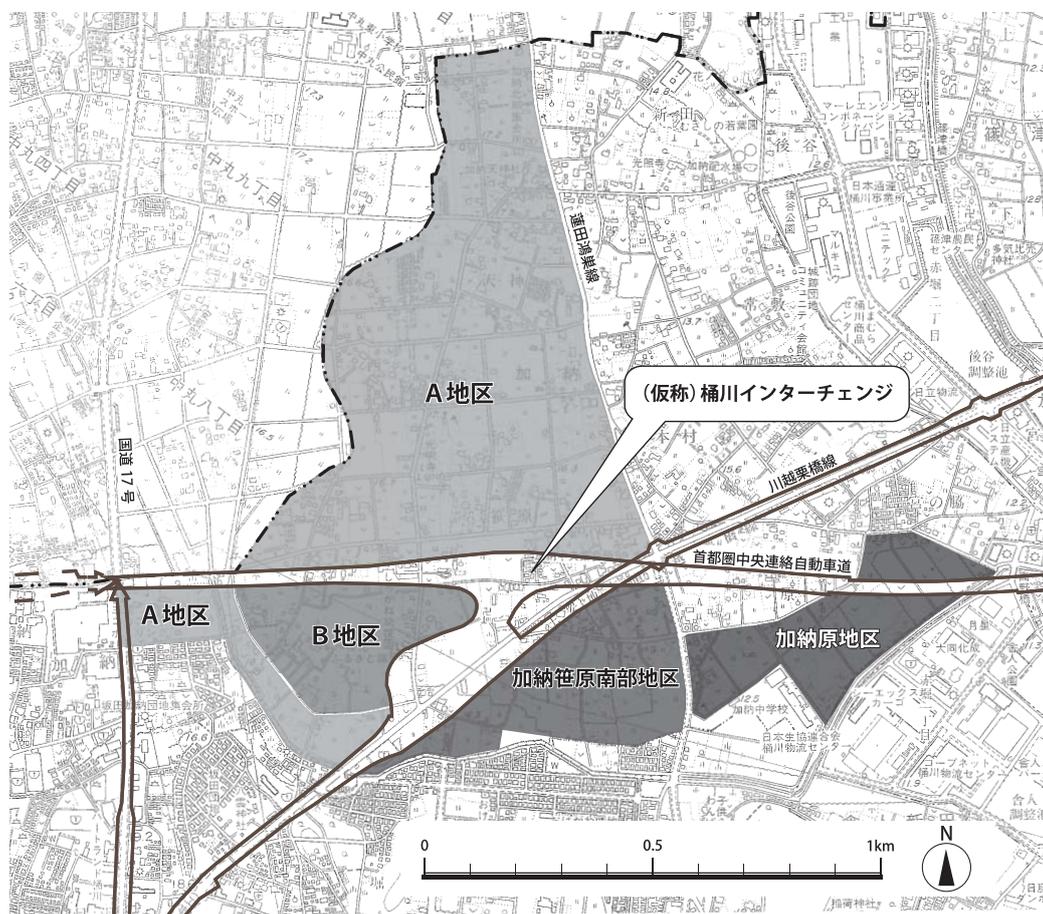
首都圏中央連絡自動車道インターチェンジ整備に伴う利便性の向上から、資材置場や残土置場、廃棄物などの堆積や屋外広告物の掲出など、無秩序な開発が懸念されるため、乱開発防止に向けた啓発活動やパトロールの強化を通じて市民の意識向上に努めます。

#### 主な取組

- 乱開発抑止の啓発活動及びパトロールの実施

(都市計画課、農業委員会、建築課、環境課、リサイクル推進課)

図 インターチェンジ周辺の開発誘導



資料：都市計画課



前期基本計画



みどり・都市基盤

(仮称) 桶川インターチェンジ完成イメージ

## 施策の目的

対 象	道路を利用する人
目指す姿	● 市内外とのアクセスが向上し、安全かつ快適に道路を利用することができる

## 施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	都市計画道路の整備率（街路・大規模道路推進課）	48.8% （平成 21 年度）	73%
2	道路の整備状況に満足している市民の割合 （市民アンケート）	12.0% （平成 21 年度）	18%

## 施策を取り巻く状況（現状と課題）

### 現 状

- 本市の都市計画道路は、平成 23 年 1 月 1 日現在、国道 4 路線、県道 6 路線、市道 29 路線で構成されています。主な幹線道路体系は、国道 17 号（東側大通り線）、中山道（仲仙道線）、県道蓮田鴻巣線（坂田東通り線）、若宮泉線・川田谷泉線が南北軸を形成し、県道川越栗橋線（滝の宮線・加納線）が東西軸を形成しています。
- 首都圏中央連絡自動車道は、平成 21 年度に川島インターチェンジから桶川北本インターチェンジ間の 5.7 km が開通しました。今後、桶川北本インターチェンジ以东の（仮称）桶川インターチェンジを経由し白岡菖蒲インターチェンジまでの早期開通が期待されています。
- 上尾道路は、平成 21 年度に県道川越栗橋線から桶川北本インターチェンジ間 2.1 km の区間が開通しました。今後は、上尾市小敷谷から県道川越栗橋線間の江川周辺の事業推進や桶川北本インターチェンジ以北の延伸が待たれる状況です。

### 課 題

- 都市計画道路の整備は、周辺の住環境に配慮した道路づくりが求められていますが、今後、整備を行う路線については、優先度を考慮し、関係地権者の理解を得ながら、重点的・計画的に進めていくことが必要です。
- 西側大通り線は、首都圏中央連絡自動車道整備に合わせて、交差部を含めた整備を行うことが、地域分断の回避などの観点から重要です。坂田西通り線、坂田寿線及び坂田中央通り線は、坂田地区の土地区画整理事業の進展に伴い、区画整理事業地内道路を有効的に連結させることや交通環境の改善からも整備が重要です。中山道については、上尾市や北本市をつなぐ意味からも、地域経済の活性化や歩行者など交通安全上の観点から整備が必要です。

施策展開のために取り組む基本事業

施策  
504

都市計画道路の整備

5041 計画的な整備の促進

5042 広域幹線道路の充実

5043 地域幹線道路の充実

基本事業の主な取組内容

5041 計画的な整備の促進

市内の主な都市計画道路には、都市間をつなぐ広域幹線道路とこれらを補完する地域幹線道路があります。広域幹線道路である首都圏中央連絡自動車道や上尾道路、県道川越栗橋線は早期の全面的な供用開始を目指し、関係機関への働きかけを行います。地域幹線道路は、地域間移動の円滑化を図るとともに、歩行者や自転車が安心かつ安全に通行できるよう計画的に整備していきます。

なお、長期間未着手の都市計画道路については、路線、幅員などの見直しを行うとともに、早期の整備実現を図ります。

主な取組

- 整備目標時期の設定（都市計画課、街路・大規模道路推進課、区画整理課）

5042 広域幹線道路の充実

首都圏中央連絡自動車道と上尾道路の早期開通を関係自治体とともに、各建設促進協議会を通じ働きかけていきます。

桶川北本インターチェンジが平成21年度に開通したことにより、県道川越栗橋線（滝の宮線及び加納線）の交通量が増加しているため、早期に全線4車線化供用開始になるように県に働きかけていきます。

また、倉田五丁台線（第二産業道路）についても計画区間の早期事業化を関係自治体とともに県に働きかけていきます。

主な取組

- 未事業化区間における事業促進要望の強化（街路・大規模道路推進課）
- 事業化区間の早期開通に向けた課題解消の調整（街路・大規模道路推進課）

5043 地域幹線道路の充実

地域幹線道路には、県が整備する中山道や駅東口通り線があり、これらの路線は駅東口の整備方針に沿って、計画的に進められるよう県に働きかけます。

坂田寿線は、交通渋滞の緩和のみならず、自転車や歩行者が安心かつ安全に利用できるよう、早期完成を目指します。坂田西通り線は、(仮称)桶川インターチェンジの開通、県道川越栗橋線の4車線化に合わせて整備します。西側大通り線は、市内外のアクセス向上を図るため整備を推進します。坂田中央通り線は、土地区画整理事業の進捗に合わせて整備します。

主な取組

- 坂田寿線の整備推進（街路・大規模道路推進課）
- 西側大通り線の整備推進（街路・大規模道路推進課、区画整理課）
- 坂田西通り線の整備推進（街路・大規模道路推進課、区画整理課）
- 坂田中央通り線の整備推進（街路・大規模道路推進課、区画整理課）
- 中山道の整備促進（街路・大規模道路推進課、駅東口整備推進課）

施策の目的

対 象	道路を利用する人
目指す姿	● いつでも安全で快適に道路を利用することができる

施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	通学路の計画路線における新規歩道整備延長 (道路河川課)	400m (平成 21 年度)	1,350m
2	首都圏中央連絡自動車道・上尾道路関連による計画道 路整備延長 (道路河川課)	188m (平成 21 年度)	825m
3	身近な生活道路の整備に満足している市民の割合 (市民アンケート)	11.4% (平成 21 年度)	20%

施策を取り巻く状況 (現状と課題)

現 状

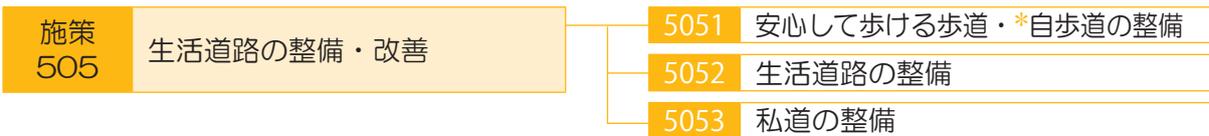
- 本市の市街化区域における市道の延長は約 240km で、このうち幅員 4.5m 以上の道路が約 42%、幅員 4.5m 未満の道路が約 58%となっています。一方、市街化調整区域における市道の延長は約 200km で、このうち幅員 4.5m 以上の道路が約 27%、幅員 4.5m 未満の道路が約 73%となっています。
- 本市では、歩行者にやさしい道づくりの観点から、学校周辺を中心に歩道整備を行っています。
- 生活道路は、日常生活に密着した道路ですが、近年、幹線道路における交通量が増加し、生活道路への車両の進入が見られます。
- 近年、異常気象などの原因によりゲリラ豪雨が多く発生しているほか、さまざまな道路・交通環境への要求が増加しており、必要な対応に努めています。

課 題

- 生活道路については、歩行者のニーズにあったより質の高い歩行空間の形成を図っていくことが求められています。その際、\*アセットマネジメントを考慮した計画的な道路の整備・改善を進めていくことが必要です。
- 幹線道路の抜け道として使われている箇所については、幅員確保及び道路施設の充実を図ることによって、車両流入による危険性を回避することが求められています。
- 生活道路は、住宅地へのアクセス機能だけでなく、災害時の避難路や緊急車両の進入路としての役割を担っているため、特に狭あい道路においては、近隣にお住まいの方の理解及び協力を得ながら、早期に整備することが求められています。

\* アセットマネジメント：道路管理において、橋梁、トンネル、舗装などを道路資産ととらえ、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより最も費用対効果の高い維持管理を行う概念のこと。

施策展開のために取り組む基本事業



基本事業の主な取組内容

5051 安心して歩ける歩道・自歩道の整備

幹線道路において、歩行者・自転車と車両の分離による安全確保や災害時の避難路の確保のために必要な路線について、歩道・自歩道の設置、交差点改良、安全施設などの整備・改善を推進します。

また、道路橋の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を推進します。

主な取組

- 安心歩行エリアの整備（道路河川課）
- 歩道・自歩道の整備（道路河川課）
- 道路橋長寿命化計画の策定（道路河川課）

5052 生活道路の整備

歩行者にとって危険性が高く、緊急車両の進入が困難な地区においては、生活道路の拡幅・整備を行います。道路後退用地報償金制度を活用し、4m未満の生活道路は幅員4mへの拡幅を推進するとともに、道路用地の管理や道路施設の管理を進めます。また、そのために道路台帳の整備も進めます。

主な取組

- 道路の新設・拡幅改良・維持補修（道路河川課）〔再掲〕
- 道路台帳の整備（道路河川課）

5053 私道の整備

「桶川市コミュニティ推進事業補助金」や「桶川市狭あい道路改善事業制度」などにより、狭あいな私有道路の拡幅や私道整備の促進を図ります。

主な取組

- 私道整備に対する支援（自治文化課、建築課）

\* 自歩道：自転車歩行者道の略語。道路法令道路構造令で定められており、自転車の交通を前提とした幅の広い歩道のこと。

施策の目的

対 象	樹林地・雑木林、耕作地（田畑、河川、水路）
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保全・再生され、身近に触れあう機会がある</li> <li>● 活用されることによって、日常生活に潤いを与えている</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	市民緑地等の契約面積（環境課）	14,227m <sup>2</sup> （平成 21 年度）	50,000m <sup>2</sup>
2	緑化ボランティア人数（保険加入者数）（環境課）	71 人 （平成 21 年度）	100 人
3	保存樹木の指定数（環境課）	79 本 （平成 21 年度）	90 本
4	みどりの豊かさなどの自然環境に満足している市民の割合（市民アンケート）	33.0% （平成 21 年度）	40%
5	川などの水辺と親しめる環境に満足している市民の割合（市民アンケート）	8.8% （平成 21 年度）	13%

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 平成 14 年に制定された「\*自然再生推進法」、平成 20 年の「生物多様性基本法の成立及び生物多様性保全県戦略」の策定などに見られるように、『緑の保全・創出』の重要性が高まっています。
- 荒川近郊緑地保全区域は、おおむね太郎右衛門橋の下流側から定められています。同地内の旧流路を中心とする『太郎右衛門自然再生地』においては、行政、住民などによる協議会が自然再生事業を行っています。また、江川については、洪水被害の頻発、河川環境の悪化などの問題が生じています。さらに、下流域については、サクラソウをはじめとした多くの湿地性動植物が生息・生育し豊かな自然環境が残っている一方、湿地の乾燥化といった問題が生じています。
- 本市の「緑のまちづくり基本計画」は、住民との協働という観点から『まちづくり』を意識した計画として策定されました。策定時に行った市民アンケートでは、親水性の確保や生き物の保全が望まれています。また、身近な緑の喪失や管理不足の危機意識からか、緑化ボランティアの数が増えてきています。

課 題

- 近年、健康志向が高まり、サイクリングなどが手軽なスポーツとして楽しまれています。サイクリングロードの沿道草刈など維持管理に関する要望も増加しています。

\* 自然再生推進法：P.37 参照。

- 今後は、「緑のまちづくり基本計画」の普及、啓発及び推進に努めながら、荒川や江川の流域における環境の保全や、河川改修の取り組みを計画的に進めていくことが求められています。また、サイクリングロード整備においては、広域的な連携を図りながら取り組むことが必要です。
- 江川流域においては、自然環境保全の取り組みを計画的に進めていくことが求められています。
- 江川下流域については、「江川流域づくり推進行政会議」や「江川流域づくり支援会議」が組織され、現況地盤を活用する河川改修方法などが示されました。今後、県で策定される「変更河川整備計画」により、河川改修事業を進めていきます。

### 施策展開のために取り組む基本事業

施策 506	憩いの自然空間の保全と活用	5061 緑のまちづくり基本計画の推進
		5062 生態系の保全・再生
		5063 河川風景の保全・再生

### 基本事業の主な取組内容

#### 5061 緑のまちづくり基本計画の推進

「緑のまちづくり基本計画」の普及・啓発に取り組めます。また、実施計画を作成するとともに、計画の見直しを定期的に行いながら事業を推進していきます。市民緑地については、更に増やしていきます。

サイクリングロード整備については、県の「ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想」に合わせ整備を進めます。また、本市の東側を縦断する元荒川沿いサイクリングロード計画については、関係市町との連携を図りながら、広域的に推進していきます。

#### 主な取組

- 市民緑地の拡充（環境課）
- 緑化ボランティアの育成（環境課）
- 緑化重点地区の整備（環境課）
- ふるさと歩道の整備及び充実（環境課）〔再掲〕
- サイクリングロード整備計画の推進（道路河川課）

#### 5062 生態系の保全・再生

生態系に係る基礎調査を実施し、計画的な保存樹木などの指定、外来生物の駆除、在来種を使用した緑化の推進、貴重種の保存などを行いながら、生態系の保全・再生に努めます。

#### 主な取組

- 生態系基礎調査の実施（環境課）
- 保存樹木等の指定（環境課）
- 外来生物の駆除（環境課）

#### 5063 河川風景の保全・再生

荒川近郊緑地保全区域における自然再生事業については、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会による実施計画に基づく事業を実施していきます。

江川下流域については、周辺の治水対策及び環境を守るため、河川風景の保全に努め、整備していきます。

また、赤堀川については桜堤の保全を図ります。

#### 主な取組

- 荒川太郎右衛門地区の自然再生実施計画に基づく活動の推進（環境課）
- 江川流域の河川風景の保全（道路河川課、環境課）

施策の目的

対 象	まちなかのみどり、公園など
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民活動などによって守られ、育まれている</li> <li>● 市民の憩いの場になるとともに、防災拠点としての機能も備えている</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	人口1人当たりの*都市公園面積（都市計画課）	2.67m <sup>2</sup> （平成 21 年度）	2.82m <sup>2</sup>
2	桶川市ハート&ハンド道路サポート制度登録者数（道路河川課）	6 人 （平成 22 年度）	20 人
3	子どもの遊び場や公園などに満足している市民の割合（市民アンケート）	10.9% （平成 21 年度）	15%

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

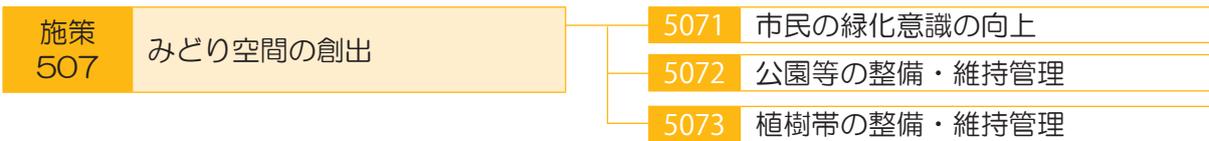
- 県では、平成 17 年に「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」を施行し、3,000 m<sup>2</sup>以上の敷地における建築行為について「緑化計画届出制度」を義務づけています。本市においても、これに準ずるとともに、3,000 m<sup>2</sup>以下の開発行為について「桶川市開発行為に関する指導要綱」、「緑地指導基準」を設け指導を行っています。
- 市域の都市公園面積は、県の平均 6.46 m<sup>2</sup> / 人に対して、本市の現状は 2.67 m<sup>2</sup> / 人となっています。
- 植樹帯の草刈・花植などを地区住民及び企業が、市と協働して行う桶川市ハート&ハンド道路サポート制度を平成 21 年 2 月 1 日から実施しており、現在 2 団体（6 名）が登録されています。

課 題

- より多くの市民に公園を利用してもらうため、公園の整備面積を増やしていくとともに、安全性の向上や市民ニーズに対応した既設公園施設の維持・保全及び改善に取り組むことが求められています。
- 桶川市ハート&ハンド道路サポート制度については、広報紙などにより周知を図り、協力団体を増やしていくことが課題です。

\* 都市公園：P.104 参照。

施策展開のために取り組む基本事業



基本事業の主な取組内容

5071 市民の緑化意識の向上

樹林などの維持管理などを地域住民が主体となって行っていくために、市民に対する啓発活動に引き続き取り組みます。また、生涯学習による講座や、多様なPR手段を活用し、緑化ボランティアなどを含めた参加の機会を増やし、緑化意識の向上を図ります。

主な取組

- 市民への啓発活動の推進（環境課）
- 緑化ボランティアの育成（環境課）〔再掲〕
- 緑化講習会、緑化相談、出前講座などの実施（環境課）

5072 公園等の整備・維持管理

公園施設長寿命化計画を策定し、適切な維持・管理を推進します。  
 既存の公園については、施設の改善や修繕を行い、園内の\*バリアフリー化も実施していきます。また、市民ニーズを踏まえて城山公園の多目的グラウンド拡張整備などを進めます。  
 土地区画整理事業地区内の公園は、事業の進捗に合わせて整備します。  
 児童遊園地については、管理のあり方や手法の見直しを行います。

主な取組

- 公園施設長寿命化計画の策定（都市計画課）
- 公園の改善及び修繕（都市計画課）
- 城山公園の多目的グラウンドの拡張整備（都市計画課）
- 土地区画整理事業地区内の公園整備の推進（都市計画課）

5073 植樹帯の整備・維持管理

都市計画道路を中心とした街路樹などは、生育環境に配慮し、路線ごとに統一性を持って植栽します。  
 また、植樹帯の草刈・花植などを地区住民及び企業が市と協働して行う桶川市ハート＆ハンド道路サポート制度が地域で普及されるように働きかけるとともに、適切な維持管理により、道路環境の向上を図ります。

主な取組

- 桶川市ハート＆ハンド道路サポート制度の推進（道路河川課）

\* バリアフリー：P.47 参照

施策の目的

対 象	市全域
目指す姿	● 冠水などによる被害から守られている

施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	市道冠水路線数（道路河川課）	10 路線 （平成 21 年度）	8 路線
2	水路の臭い、ユスリカ発生などに関する要望件数 （道路河川課）	11 件 （平成 21 年度）	6 件

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 本市の東には元荒川、西には荒川が流れ、貴重な緑の空間が広がっており、中小河川の源流地があります。
- 近年、農地の宅地化や道路整備など都市化に伴い、コンクリートに覆われた面積が増大したことにより雨水浸透量が減少しています。また、土地利用の変化により、保水遊水機能を持つ土地が減少しつつあります。一方、地球温暖化の影響により、最大日降水量、夏季豪雨（短時間に降る激しい雨）回数が増大し、豪雨災害などの災害リスクが高まっています。

課 題

- 住宅地などの浸水や畑地の冠水を防止し、治水機能と親水機能の向上を図るため、治水計画の策定を進め、河川・水路の改修、雨水貯留及び浸透施設の配置などの各種治水対策の充実が求められています。
- 特に江川については、早期の河川改修が必要です。

施策展開のために取り組む基本事業

施策  
508

治水対策の推進

5081 河川・水路の改修及び維持管理

5082 雨水貯留浸透施設の維持管理

基本事業の主な取組内容

5081 河川・水路の改修及び維持管理

平成 21 年より、県で進められている治水対策の制度化の検討状況を踏まえ、治水計画の策定を図っていきます。また、治水効果を発揮できるような、水路用地の買収・付替え・交換などを検討することにより、改修の早期実現を図るとともに、水路の維持管理に努めます。

主な取組

- 治水計画の策定（道路河川課）
- 河川改修事業の推進（道路河川課）
- 水路の適切な維持管理（道路河川課）

5082 雨水貯留浸透施設の維持管理

雨水の流出による住宅地への浸水被害を軽減するため、公共施設・道路などを活用した雨水貯留浸透施設の設置や一定規模の開発において、雨水の流出抑制を指導していきます。

主な取組

- 調整池の整備（道路河川課）
- 開発行為に伴う雨水抑制指導（道路河川課）



施策の大綱 6

にぎわいと活力ある桶川をつくる

【産 業】



施策の目的

対 象	農業者、消費者
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 効率的で安定的な経営を行っている</li> <li>● 安定した生産基盤が整っている</li> <li>● 安心・安全な食べものを手に入れることができる</li> <li>● 地産の農畜産物を積極的に購入している</li> <li>● 農業を理解し、親しんでいる</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	*認定農業者数（産業観光課）	55人 (平成22年度)	60人
2	*耕作放棄地の面積（産業観光課）	39ha (平成22年度)	20ha
3	農産物直売所数（産業観光課）	3か所 (平成22年度)	4か所

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- わが国の農業は、生産額の減少、農業所得の低下、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加など厳しい状況にあります。一方で、農産物については、食の品質や安心・安全に対する消費者ニーズが高いことや食料自給率を50%に高める国の目標が定められるなど関心が高まっています。
- 本市の農家数、農業就業人口、耕作面積、農業生産額は年々減少しており、農業従事者の高齢化や農業後継者の不足、耕作放棄地の増加などは深刻な問題となっています。
- 本市では、農業生産拡大のための農業基盤の整備や認定農業者などの担い手の育成・確保の推進に努めてきました。

課 題

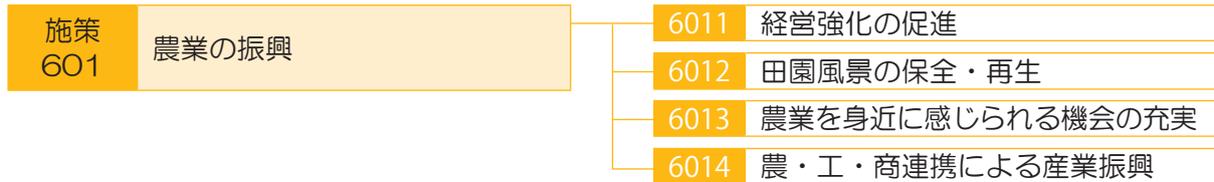
- 農業経営の安定と基盤強化を図るため、計画的に農業従事者の育成や更なる農地の集約化などの支援を進める必要があります。

\* 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき効率的かつ安定した農業経営体を目指すため、桶川市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想に基づき、経営改善のための計画書を市に提出し、認定を受けた農業者のこと。

\* 耕作放棄地：P.37 参照。

- 農産物直売所設置などにより地場農産物の普及に取り組んできましたが、更なる拡大が課題です。
- 本市の農業が、活力ある産業として維持されるためには、地産地消を柱としながら、交通の利便性をいかした新たな販売ルートを確立していく必要があります。また、そのためには農業者のみならず、食品加工業者、小売業者など、農・工・商の連携が必要です。

### 施策展開のために取り組む基本事業



### 基本事業の主な取組内容

#### 6011 経営強化の促進

今後、消費者ニーズの多様化が予想される中、生産拡大と流通経路の拡充強化を図るため、インターネット販売による直販、庭先販売や新たな民間流通販売などの多様な販売ルートの開拓支援に努めます。

また、環境や健康に対する消費者ニーズの高まりに対応し、減農薬・有機栽培など、人と環境にやさしい農業への取り組みを促進します。

さらに、農業生産法人などの組織化を促進するとともに、認定農業者制度などを活用し、農業近代化に対する支援や若い農業後継者の育成を推進します。

#### 主な取組

- 農地利用集積円滑化事業等による経営規模の拡大（産業観光課）
- 減農薬・有機野菜栽培など消費ニーズに沿った生産体制への転換（産業観光課）
- 農業者や団体の育成（産業観光課）

## 6012 田園風景の保全・再生

耕作放棄地に対する施策を推進します。

べに花畑の拡大や特色のある花き・園芸植物の普及、これを担う援農サポーターの育成に努め、田園風景の再生やガーデニングによる地域づくりに取り組みます。

水質汚濁、土壌汚染及び農業用廃プラスチック類の処理などの問題に取り組み、環境への負荷を及ぼさない農業を促進します。

### 主な取組

- 耕作放棄地対策の推進（農業委員会、産業観光課）〔再掲〕
- 景観形成作物の作付拡大（産業観光課）
- 援農サポーター育成のための研修会等の開催（産業観光課）

## 6013 農業を身近に感じられる機会の充実

日常生活において農業を身近に感じられるためには、情報発信や多様な機会が必要なことから、\*学校ファームの普及と食育、園芸への理解を深める『花育』を促進するとともに、農業を学ぶ機会や農業関連イベントの開催、市民農園、農産物直売所を充実させます。

さらに、農業活動に対する市民の理解を促進し、農あるまちづくりを推進します。

### 主な取組

- 農産物直売所の充実（産業観光課）
- 体験農園の普及（産業観光課）
- 学校給食等を通じた地産地消の推進（産業観光課）

## 6014 農・工・商連携による産業振興

農業者及び畜産農家が、果樹や乳製品などの加工（第2次産業）や販売（第3次産業）に主体的に取り組むとともに、加工・販売部門の事業者が農業に参入する機会を設けることによって、地域ビジネスの展開や新産業の創出に取り組む\*6次産業化を推進します。

各種産業の連携により、ブランド化を目指した産業振興を総括的に進めるため、農業振興のための総合的計画を策定します。

### 主な取組

- 「道の駅」など農産物・物産直売所設置に向けた支援（産業観光課）〔再掲〕
- 農産物活用によるブランドの開発支援（産業観光課）
- 関係者間の交流会の開催（産業観光課）
- （仮称）農業振興マスタープランの策定（産業観光課）〔再掲〕
- 農業振興地域土地利用計画の見直し（産業観光課）

\* 学校ファーム：学校単位に農園を設置し、心身共に発育段階にある児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした取り組みのこと。

\* 6次産業化：農林水産物の生産をベースとした食品加工、販売、流通サービスの提供などへの事業展開のこと。



前期基本計画

産業

施策の目的

対 象	企業、起業家
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業活動の維持・発展に必要な経営基盤を確保・確立している</li> <li>● 企業が進出しやすい環境が整っている</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	工場数（産業観光課）	105 か所 （平成 21 年）	110 か所
2	製造品出荷額等（産業観光課）	1,062 億円 （平成 21 年）	1,200 億円
3	誘致企業の立地件数（産業観光課、都市計画課）	—	2 件
4	工業系用地面積（都市計画課）	121.8ha （平成 22 年度）	135.8ha

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 工業の振興は、雇用機会の確保や市の財源確保につながり、地域活力をもたらします。日本の世界市場に占めるシェアは縮小傾向にありますが、製造業は環境負荷の少ない新製品の開発・生産に挑戦するなど新たな可能性が期待されています。
- 本市の工業は、平成 21 年度現在、工場数が 105 か所、従業員数が 3,966 人、製造品出荷額等が約 1,062 億円となっています。工場数や従業員数は年々減少傾向にありますが、食品・出版などの流通加工型の事業所が増加しており、製造品出荷額等は近年横ばいとなっています。製造品の業種を見ると、食料品や非鉄金属などの占める割合が高くなっています。
- 市内には、桶川東部工業団地を中心に企業が立地していますが、市民アンケートの結果によると、工業用地の望ましいあり方として『住宅と工場が混在している地域を解消するため、市内中小企業用の工業用地の造成を推進する』と回答した人が最も多くなっています。

課 題

- 今後、市内には 2 つ目のインターチェンジができることから、交通の利便性をいかした企業立地の適切な誘導と既存産業の振興が課題です。特に（仮称）桶川インターチェンジ周辺地域では開発可能性が高いため、計画的な土地利用への誘導が必要です。
- 中小企業の経営と振興を図るため、経営指導や融資制度などの支援とともに、活力を生み出す新たな企業誘致が求められています。

施策展開のために取り組む基本事業

施策  
602

工業の振興

6021 経営の支援と円滑な企業活動の促進

6022 新たな工業用地の確保と企業誘致の推進

基本事業の主な取組内容

6021 経営の支援と円滑な企業活動の促進

企業の販路開拓や技術力の向上を支援することにより、体質強化と経営能力の向上を図ります。また、中小企業者の経営安定などを図るため、従来の融資制度を充実させます。

加えて、急速な技術革新や高度情報化など環境変化に対応できるよう、既存企業が競争力を高めるための支援を行うとともに、工業団体などの関係機関と連携を促進します。

さらに、企業が新たな技術応用・商品開発など起業活動を支援するための情報提供、相談、支援体制の充実を図ります。

主な取組

- 中小企業融資制度の充実（産業観光課）
- 経営診断事業の実施（産業観光課）
- 経営に係る情報提供の強化（産業観光課）

6022 新たな工業用地の確保と企業誘致の推進

交通利便性をいかした製造、流通、加工業などの企業立地を推進し、本市への進出企業や既存事業所の事業所拡大の受け皿として、工業用地の確保を図ります。

特に、（仮称）桶川インターチェンジ南側の加納笹原南部地区及び加納原地区については、県の「\*田園都市産業ゾーン基本方針」に即した、周辺の田園環境と調和した工業系土地利用を進めます。

主な取組

- 企業誘致の推進（産業観光課、都市計画課）
- 企業誘致のための相談体制の確立（産業観光課）
- 桶川北本インターチェンジ周辺土地利用計画の策定（都市計画課）
- 加納笹原南部地区及び加納原地区の開発整備（都市計画課）

\* 田園都市産業ゾーン基本方針：P.37 参照。

施策の目的

対 象	事業者、消費者、起業家
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切な経営支援を受けることによって、消費者のニーズに合った商業活動を行っている</li> <li>● 市内で多様な買い物サービスが提供され、買い物客で賑わっている</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	小売業商店数（産業観光課）	510 店舗 （平成 19 年度）	530 店舗
2	小売業年間商品販売額（産業観光課）	528 億円 （平成 19 年度）	550 億円
3	商店会会員数（産業観光課）	204 名 （平成 22 年度）	210 名

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 平成 18 年に\*まちづくり三法が改正され、中心市街地における都市機能の増進を図ることとなりました。
- 本市の平成 19 年の小売業年間商品販売額は 528 億円ですが、平成 9 年をピークに減少傾向にあります。潜在購買力は近隣市町における大型商業施設の進出などに伴う顧客の流出のため、平成 17 年時点で市外へ 4 割以上も流出しています。

課 題

- 市民アンケート結果によると、これから市政において特に力を入れるべき項目として最も多かった回答が、『桶川駅周辺の中心市街地の活性化』であり、魅力的な『まちの再生』が求められています。
- 魅力ある商業地を形成するため、桶川駅を中心とする都市拠点においては、東口駅前広場などの基盤整備と合わせて総合的な中心市街地活性化に取り組むことが必要です。
- 日出谷地区の地域生活拠点においては、広域幹線道路である県道川越栗橋線と西側大通り線が交差するという地理的条件をいかして、消費者ニーズに応じた商業地の形成を進める必要があります。

\* まちづくり三法：「都市計画法」「中心市街地活性化法」「大規模小売店舗立地法」の総称。

施策展開のために取り組む基本事業

施策  
603

商業の振興

6031 意欲ある事業者への支援

6032 魅力ある商業地の形成

基本事業の主な取組内容

6031 意欲ある事業者への支援

商業の振興を図るため、各種商業団体と連携するとともに、これらの団体の活動を支援します。また、中小企業者の経営安定を図るため、融資制度の充実などに取り組みます。さらに、商業環境や立地の変化に対応した営業活動を支援する制度を充実します。

主な取組

- 中小企業融資制度の充実（産業観光課）〔再掲〕
- 経営診断事業の実施（産業観光課）〔再掲〕
- 空き店舗対策等商店街の環境整備（産業観光課）
- 商工振興計画の見直し（産業観光課）

6032 魅力ある商業地の形成

桶川駅東口周辺地域については、東口駅前広場、駅東口通り線などの基盤整備を進め、商業・サービス業及び新たな住宅の集積を図り、西口の形態とは異なる、個店の魅力を打ち出す商業地を形成します。特に中山道沿道については、まち並みの再生など歴史文化をいかした魅力づくりに取り組み、さらに桶川駅西口との回遊性を高めることによって、中心市街地としての活性化に努めます。

日出谷地区の地域生活拠点においては、広域的交通網をいかし、広域な商圈を対象とする専門的な\*買回り品の購入、多様なサービス提供など、\*時間消費型の新たな商業地の形成を目指します。

主な取組

- 桶川駅東口駅前広場、駅東口通り線の整備（駅東口整備推進課）〔再掲〕
- 中心市街地活性化基本計画の見直し及び推進（産業観光課、都市計画課）〔再掲〕

\* 買回り品：P.41 参照。

\* 時間消費型：商業、業務、娯楽などの集積・充実を図り、楽しい時間を過ごせること。

施策の目的

対 象	市内の観光地、市内外の人
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域資源を発掘・活用することによって、多くの人を訪れ、楽しむ事ができる</li> <li>● 観光情報が市内外に発信されることによって、多くの人に関心が集まっている</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	観光入込客数（祭りなど）（産業観光課）	112万6千人 （平成21年）	120万人
2	べに花ふるさと館来場者数（自治文化課）	150,600人 （平成20年度）	180,000人
3	ガイドボランティア数（産業観光課）	24人 （平成22年度）	28人

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 国は、平成19年に「観光立国推進基本法」を施行、平成20年には観光庁が発足し、観光を日本の重要な政策の柱として明確に位置づけています。県は、平成22年に「埼玉『超（ちょ〜）』観光立県宣言」の中でキャラクターを全自治体でつくるなどして日本一の日帰り観光県を目指すことを宣言しました。
- 本市では、べに花ふるさと館を整備し、イベントなどを開催していますが、来客数は平成14年度以降、伸び悩む状況にあります。なお、市民アンケート結果によると、観光振興のために市が特に取り組むべきは、『中山道桶川宿の街並み・景観づくりの推進』と回答した人が最も多く、既存の地域資源をいかして魅力ある観光資源を育てていくことが求められています。

課 題

- 観光客の誘導による地域活性化を図るためには、地域資源の掘り起こしを行うとともに、観光まちづくり拠点を中心に、農・工・商との連携を図ることによって、本市独自の取り組みを行うことが課題となっています。



施策展開のために取り組む基本事業

施策  
604

観光の振興

6041 魅力ある観光地づくり

6042 観光推進体制の充実

基本事業の主な取組内容

6041 魅力ある観光地づくり

観光まちづくり拠点として位置づけている中山道沿道、べに花ふるさと館などを中心に、地域で伝承されている芸能、文化、イベントや既存の地域資源を保存・有効活用することによって、魅力ある観光まちづくりを推進します。

地域の特性をいかした新たな観光資源を発掘・活用することにより、観光エリアの拡大を図り、リピーターによる\*体験型・目的型観光を推進します。地域の特産品などを販売する『道の駅』は新たな観光エリアの中心的な役割に位置づけられます。

また、気軽に参加できるウォークイベントの充実を図ることによって、本市のPRを行うとともに、市内外の人々が交流できる機会の提供を支援します。

主な取組

- 観光資源の発掘活用（産業観光課）
- 「道の駅」など農産物・物産直売所設置に向けた支援（産業観光課）〔再掲〕
- 観光施設整備（産業観光課）
- 特産品の推奨・販売促進（産業観光課）

6042 観光推進体制の充実

観光事業の中心となる桶川市観光協会を中心とした観光推進体制の強化を図り、ガイドボランティアなど観光を支える人材の育成に取り組めます。

周辺各地からの観光客の増加を図るため、パンフレットの作成などによる各種イベントのPRや\*フィルムコミッション事業による本市のPRなど、さまざまな媒体を通じた観光情報の発信を推進します。

主な取組

- ガイドボランティア育成支援など観光推進体制の充実（産業観光課）
- フィルムコミッション事業の推進（産業観光課）
- マスコットキャラクターなどを利用した観光宣伝（産業観光課）

\* **体験型・目的型**: その場所で行う、もしくは提供される「行為」を目的とする観光形態のこと。それに対して、「訪れる」ことを目的としたものを周遊型観光という。

\* **フィルムコミッション事業**: 映画などの撮影場所誘致や撮影支援をすることにより、地域活性化、文化振興、観光振興を目的とした事業のこと。

施策の目的

対 象	働く意欲のある人、勤労者
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労に関する情報提供や相談を受ける体制が整っている</li> <li>● 健康で安心して働ける体制が整っている</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	市内就業者数（産業観光課）	36,000人 （平成17年度）	39,000人
2	就職相談開催回数（産業観光課）	1回 （平成21年度）	4回

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 国は、平成19年に「仕事と生活の調和（\*ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しましたが、平成20年の米国発の金融危機を受けて、国内でも消費の減少、企業の倒産、そして雇用の削減など厳しい経済環境となっています。雇用をめぐる環境としては、派遣労働者の解雇や非正規労働者の離職などが社会問題化し、平成21年4月以降、失業率が5%を超えている状態です。
- 県内の失業率は、平成21年平均で4.9%であり、全国平均を下回っているものの、対前年比較では1.1ポイント上昇しています。

課 題

- 本市では、求職者を対象としたハローワーク大宮、桶川市社会福祉協議会、市役所関係課が連携し相談会を開催していますが、長引く不況において、若者、高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭などをはじめとして、個別事情を配慮した就労支援と雇用の拡大が求められています。
- 平成19年「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、仕事上の責任を果たす一方、健康で豊かな生活の実現が課題となっています。このことから、近年、利用者数が横ばい状況にある勤労者福祉会館や桶川市勤労者青少年ホーム（さくらフレンド）の有効活用を図り、教養文化活動の契機となる環境づくりを支援する必要があります。

\* ワーク・ライフ・バランス：P.63 参照。

施策展開のために取り組む基本事業

施策  
605

就労支援と勤労者福利厚生の充実

6051 就労支援の充実

6052 勤労者福利厚生 of 充実

基本事業の主な取組内容

6051 就労支援の充実

上尾・桶川・伊奈地域雇用対策協議会による若者就労体験や講座などを通じて、人材養成・職業能力の向上を支援するとともに、ハローワーク大宮などの労働関係機関との連携を図ることにより、就労支援環境の充実と雇用の拡大に努めます。

また、就業に関する相談会を増設するとともに、高齢者や障がいのある人の雇用機会を増やすため、研修機会の充実や各雇用促進団体の実施する各種施策の情報を提供するなどの支援を行います。

主な取組

- 職業能力開発のための研修の実施（産業観光課）
- インターンシップの促進（産業観光課）
- 求職活動における支援（産業観光課）

6052 勤労者福利厚生 of 充実

中高年や青少年の勤労者を支援するため、ワーク・ライフ・バランスを企業に推進していくとともに、勤労者福祉会館や桶川市勤労者青少年ホーム（さくらフレンド）などの福利厚生施設の活用促進を図ります。

主な取組

- 勤労者福祉施設の活用の増進（産業観光課）
- 勤労者住宅資金貸付制度の利便性の向上（産業観光課）
- 桶川市技能功労者表彰制度の推進（産業観光課）



施策の大綱 7

みす  
計画的で将来を見据えた桶川をつくる

【行財政運営】



施策の目的

対 象	行政、職員
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画に基づき的確に推進されている</li> <li>● 効果的・効率的な組織を構築している</li> <li>● 質の高い行政サービスを提供している</li> </ul>

施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	総合振興計画（前期基本計画）の取組実施件数の割合（企画課）	—	100%
2	職員 1 人当たりの市民の数（総務課）	172 人 （平成 21 年度）	180 人
3	職員研修延べ参加者数（総務課）	333 人 （平成 21 年度）	450 人
4	窓口・電話口での職員対応に不満である市民の割合（市民アンケート）	14.9% （平成 21 年度）	7%
5	住民票等、各種証明書発行サービスの利便性に不満である市民の割合（市民アンケート）	12.4% （平成 21 年度）	6%

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 地方分権の進展に伴う自己決定権の拡大は、同時に自己責任の増大も意味するため、行政運営の透明性やコスト意識の向上などに即した構造改革が、これまで以上に求められます。
- 本市では、県から市町村への一層の分権を進めるために策定された「埼玉県分権推進計画」（平成 11 年）、「埼玉県権限移譲方針」（平成 16 年）、「第二次埼玉県権限移譲方針」（平成 19 年）に基づき、権限移譲の推進を図り、行政サービスの向上に努めています。
- 行政評価や\*NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）などの新しい経営手法の導入、NPO やボランティアをはじめとする市民との協働など、自治体独自の施策の展開に向けた新たな取り組みが全国的に進められています。

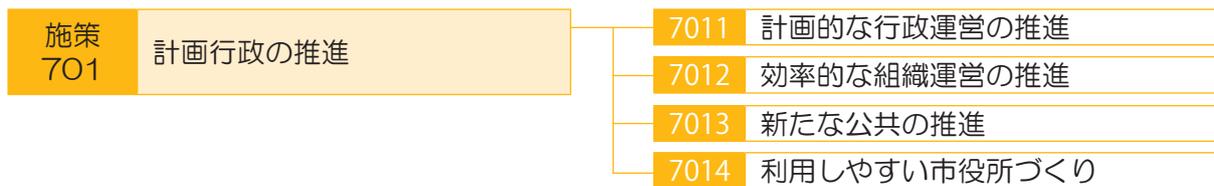
\* NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）：民間企業における経営理念、手法、成功事例などを公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め、効率的で質の高い行政サービスの提供を目指すという考え方のこと。

- 本市では、「定員適正化計画」に沿って必要な人員を適正に配置する定員管理を行ってきました。また、地方分権の流れに対応した効率的な事務処理を推進していくため、不断の行財政改革に取り組み、時代に適合した効果的・効率的な行政運営、市民サービスの向上に努めています。

### 課題

- 多様化する市民ニーズをはじめ、少子高齢化、情報化、国際化などを背景に複雑化する行政課題に的確に対応できる柔軟な行政運営体制を確立することが求められています。
- 限られた財源の中、低コストで質の高いサービスの提供が求められており、従来の公共サービスの枠組みを越えて、新たな公共の担い手による行政サービスを提供していく必要があります。
- 新市庁舎には、防災・災害復旧の中心としての機能が必要であり、老朽化・狭あい・分散化した現市庁舎の早急な建て替えが求められています。
- 職員一人ひとりが、市民の目線に立って業務の改善を図るとともに、迅速かつ的確に対応することが求められています。

### 施策展開のために取り組む基本事業



### 基本事業の主な取組内容

#### 7011 計画的な行政運営の推進

「桶川市第五次総合振興計画」をはじめ、本市の諸施策の実施にあたっては、\*PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる指標の活用及び\*進行管理に努め、計画的かつ効率的な行政運営を行います。

#### 主な取組

- 総合振興計画（前期基本計画）の推進（企画課）
- 行財政改革大綱に基づく行動計画の推進（企画課）

\* PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクル：個人や組織のあらゆる活動を「Plan：計画」「Do：実行」「Check：評価」「Act：改善」の順に実施し、その4活動全体を繰り返し反復させる手法や考え方のこと。

\* 進行管理：P.4 参照。

## 7012 効率的な組織運営の推進

時代に即して柔軟に行政組織の見直しを行うとともに、「桶川市人材育成基本方針」（平成15年）に基づき、職員研修の充実を図り、行政課題に的確に対応できる人材を育成します。

効果的・効率的に事務事業を遂行するため、事務の見直しを行い、計画的に必要な人員を適正に配置する定員管理に努めます。

### 主な取組

- 職員の適正配置の推進（総務課）
- 人事研修の充実（総務課）
- 入札制度の見直し（契約管財課）

## 7013 新たな公共の推進

市民ニーズの多様化に対応した行政サービスを提供するためには、行政と民間やNPO、市民との役割分担の見直しを行うとともに、協働のまちづくり、行政サービスの外部への委託を図る必要があります。

そのため、指定管理者制度の充実や、更に民間活力の積極的な導入を図り、公共施設の整備・管理運営の効率化及び行政サービスの向上に努めます。

### 主な取組

- 外部委託の推進（全庁）
- 民間活力の導入（全庁）

## 7014 利用しやすい市役所づくり

身近で利用しやすい市役所を目指して、窓口対応に対する市民の満足度の向上のため、職員の対応力向上や体制づくりを図るとともに、行政サービスの電子化を推進します。

だれもが気軽に利用することができ、かつ災害時には災害対策本部の機能を有する新市庁舎建設を目指します。

### 主な取組

- 窓口サービスの充実（総務課、企画課、全庁）
- 新市庁舎建設の推進（契約管財課）



前期基本計画



行財政運営

施策の目的

対 象	財政
目指す姿	● 計画に沿って、持続可能な財政運営が行われている

施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	実質公債費比率（財政課）	9.7% （平成 21 年度）	9.7%
2	財政調整基金残高比率（財政課）	3.4% （平成 21 年度）	5.0%
3	市税の納税率（現年）（収税課）	98.7% （平成 21 年度）	99.0%

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 全国的な長引く景気の低迷により税収も減少するなど、厳しい財政状況が続いています。一方、少子高齢化の本格的な到来に伴う医療費や扶助費などの\*社会保障関係費用や公債費などの義務的経費が、今後更に増加していくものと想定されます。
- 本市の平成 21 年度決算では、歳入が 224 億円、歳出が 217 億円となっており、\*財政力指数は 0.90 となっています。歳入のうち市税収入は 104 億円と歳入の約半分を占めています。
- 財政の弾力性を示す\*経常収支比率は、平成 21 年度決算で 95.5%、実質公債費比率は 9.7% と、\*起債の償還額の割合は少ないものの、経常収支比率の上昇により、財政の硬直化が進んでいます。

課 題

- 歳出面では、景気の悪化や少子高齢化の進行により、扶助費をはじめとする社会保障関係費用が増加しており、財政を圧迫しています。そのため、更なるコストの削減と長期的な計画に基づいた持続可能な財政運営が求められています。

\* **社会保障関係費用**：国民の生活を保障する社会保障に関連する歳出のこと。一般会計における社会保障関係費は社会保険費、社会福祉費、生活保護費、保健衛生対策費、失業対策費に分類されている。

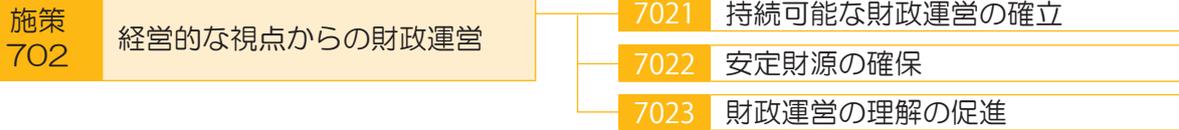
\* **財政力指数**：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値のこと。財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、1 を超える団体は、国から地方公共団体へ普通地方交付税が交付されない。

\* **経常収支比率**：地方交付税など使い道が自由で毎年きちんと入ってくる財源のうち、人件費や扶助費など固定的な経費が占める割合のこと。100% に近いほど新たな投資に回す資金がないことを意味し、70～80% が適正な水準とされる。

\* **起債の償還額**：借入金の返済額のこと。

- 歳入面では、持続可能な財政運営を行っていくため、経費の節減とともに歳入の安定した確保が課題です。歳入の根幹である市税収入を確保するため、より一層の\*収税対策の強化や企業の誘致による税収増が求められています。また、各種使用料、手数料、負担金などの\*受益者負担の適正化を図る必要があります。
- 新たな市民ニーズに対応していくためには、民間の経営手法を参考にするなど引き続き経常的経費の節減に努めるとともに、事務事業の見直しなどを行い財政構造の弾力性を確保していくことが求められています。

### 施策展開のために取り組む基本事業



### 基本事業の主な取組内容

#### 7021 持続可能な財政運営の確立

限られた財源を有効に活用して行政サービス水準の維持向上を図るため、事業の実施にあたっては、選択と集中の視点から事業を取捨選択する取り組みを進めるとともに、国、県等の補助制度の更なる活用などにより財源の確保を目指します。

また、公共施設の管理運営経費などの経費全般については、民間委託などを有効に活用し、引き続き事務の見直し・改善を図ることにより削減に努めます。

##### 主な取組

- 効果的な補助制度の活用（財政課）
- 経常的な経費の節減（財政課、全庁）
- 外部委託の推進（全庁）〔再掲〕

#### 7022 安定財源の確保

安定財源の確保を図るため、引き続き収税対策の強化や受益者負担の適正化、市有財産の活用、優良企業などの誘致に努めます。

##### 主な取組

- 収納率の向上（収税課）
- 企業誘致の推進（都市計画課、産業観光課）〔再掲〕

#### 7023 財政運営の理解の促進

本市の財政状況については、わかりやすさに配慮しながら広報紙やホームページなどにより公開・提供し、財政運営の理解の促進に努めます。

##### 主な取組

- 財政状況の公開・提供（財政課）

\* **収税対策**：納税の公平・公正を維持するため、自主納付の推進を図る対策のこと（例：納税相談、口座振替の勧奨、滞納処分の実施など）  
 \* **受益者負担**：特定の公共事業に必要な経費にあてるため、その事業によって特別の利益を受ける者に経費の一部を負担させること。

施策の目的

対 象	市民、行政
目指す姿	● 市政に関するさまざまな情報が共有されている

施策の目的達成度を測るための指標

	指 標	現状値	目標値
1	市ホームページアクセス数（秘書広報課）	14,650 件/月 （平成 22 年度）	16,200 件/月
2	市政情報を十分に得られていると感じている市民の割合 （市民アンケート）	56.3% （平成 21 年度）	65%

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 本市に対する市民のニーズについては、様々な機会で見られる意見からその把握に努めています。頂いた意見については、担当する課と調整を行い、対応をしています。
- 市民相談では、弁護士や司法書士による法律相談などの機会を設け、相談内容に適した専門家に引き継ぎ、問題解決のための支援を行っています。
- 広報紙の発行及びホームページ、携帯用サイトにより、行政情報の提供を行っています。
- 情報公開制度に基づく公文書公開請求、個人情報保護制度に基づく個人情報開示請求については、年々増加傾向にあります。

課 題

- 本市に寄せられた意見や複雑化・多様化する相談内容については、庁内における情報の共有化の体制を構築し、関係する部・課と連携を図りながら対応することが必要です。
- ホームページについては、利用者のニーズをとらえ、システムの更新を図り、使いやすさ・見やすさに配慮した運用が必要です。

施策展開のために取り組む基本事業

施策  
703

情報共有の推進

7031 広聴・市民相談の充実

7032 情報が開かれた市政の実現

7033 個人情報の適正管理

基本事業の主な取組内容

7031 広聴・市民相談の充実

多様化する市民ニーズを把握するため、市長への提案箱やホームページの充実などにより、広く市民の意見聴取に努め、広聴活動の一層の充実を図ります。

また、近年の社会経済情勢の変化から、多様化する市民からの相談に的確に対応するため、弁護士等専門家による法律相談などの充実や関係機関との連携を図ります。

主な取組

- 多様な広聴活動の実施（秘書広報課）
- 市民からの意見への適切な対応を図るための各課連携の推進（秘書広報課）
- 市民相談の充実（秘書広報課）

7032 情報が開かれた市政の実現

開かれた市政を実現するため、広報紙やホームページの更なる内容の充実を図ります。

また、\*ファイリングシステムの効率的な活用及び文書管理システムの導入を図るなど、情報公開請求に際し、請求者が文書を特定しやすい方法を採用していきます。

主な取組

- 情報公開制度の促進（情報推進課）
- 読みやすい広報紙づくり（秘書広報課）
- 市ホームページの充実（秘書広報課）

7033 個人情報の適正管理

情報セキュリティ対策の一層の強化を図り、個人情報の安全かつ適正な管理に努めます。

主な取組

- 情報セキュリティ対策の強化（情報推進課）

\* ファイリングシステム：文書を必要に応じて即座に利用できるようにするため、文書の発生から廃棄までのルールを標準化し、組織的・体系的に整理保管する制度のこと。

施策の目的

対 象	桶川市及び近隣自治体
目指す姿	● 広域的な課題に取り組み、市民サービスの拡充や行政サービスの効率化・安定化が図られている

施策の目的達成度を測るための指標

指 標		現状値	目標値
1	公共施設の相互利用の対象施設数（企画課）	80 施設 （平成 22 年度）	100 施設
2	近隣自治体との共同事業の実施回数（企画課）	—	3回

施策を取り巻く状況（現状と課題）

現 状

- 交通環境の整備とともに、人々の行動範囲は、市町村の行政区域を越えて広域化しています。
- 本市では近隣自治体と連携を図りながら、水道、環境衛生、医療、消防、斎場などの共同事業を行うとともに、図書館などの公共施設の相互利用などによる利便性の向上に取り組んでいます。

課 題

- 文化、保健、医療、福祉、消防、防災、交通、環境などの各分野における行政課題は、年々高度化・多様化しているため、市域を越えた広域的連携により、一層、行政運営の効率化を図ることが必要です。
- ごみ処理については、環境負荷の低減や処理経費の削減のため、環境へ配慮した施設の更新や効果的な処理方法の採用が課題となっており、本市においては、近隣市町との広域連携による取り組みが不可欠です。
- 市民サービスの充実を図るためには、合併という選択肢も含め、多様な視点から施策の検討が必要です。

施策展開のために取り組む基本事業

施策  
704

広域行政の推進

7041 広域的な課題に対する地域連携の強化

7042 近隣自治体との交流の促進

基本事業の主な取組内容

7041 広域的な課題に対する地域連携の強化

広域的な行政課題について、調査研究や公共施設の相互利用などのさまざまな行政分野における課題の解決に向けた取り組みを推進します。特に、ごみ処理については、広域事務組合などと連携を図ることにより、体制の確立を目指します。

主な取組

- 施設の相互利用協定の拡充（企画課）

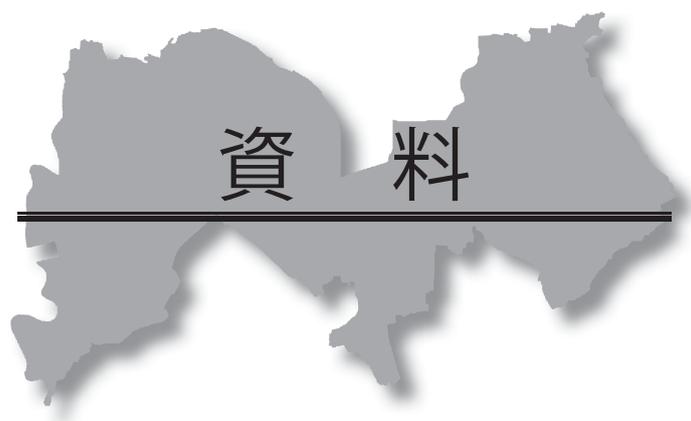
7042 近隣自治体との交流の促進

効果的な行政運営を行うため、近隣自治体との協力関係の推進を図ります。また、合併も含め、引き続き多様な行政形態の研究を実施します。

主な取組

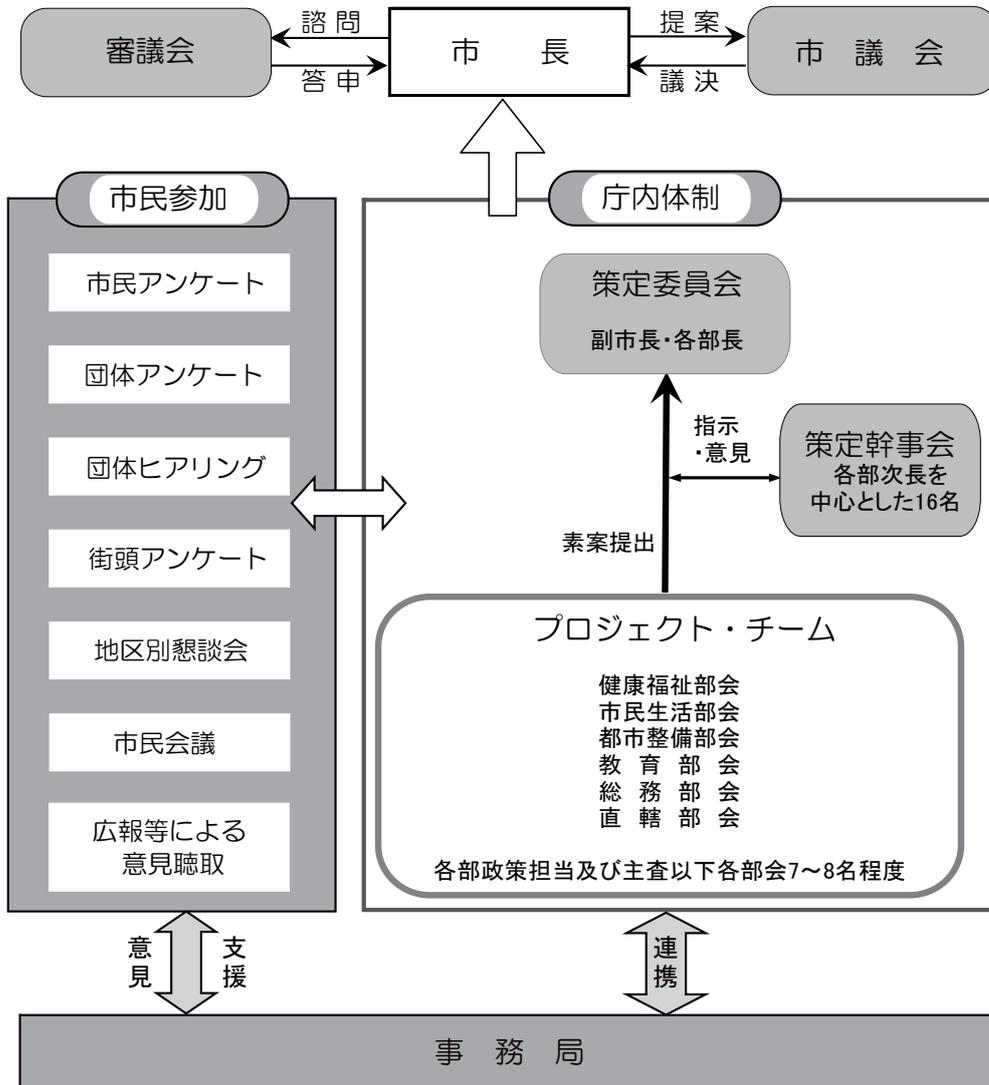
- 埼玉県央地域まちづくり協議会構成市町と連携した計画の実現（企画課）





資料

# 1 策定体制



## 2 桶川市振興計画審議会

### (1) 桶川市振興計画審議会条例

昭和 42 年 3 月 22 日  
条 例 第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、桶川市振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(昭和 61 条例 16・一部改正)

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、市振興計画の策定その他の実施に関し必要な調査及び審議を行うため桶川市振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(昭和 55 条例 1・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから必要の都度市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 市民
- (3) 市の教育委員会の委員
- (4) 市の農業委員会の委員
- (5) 市内の公共的団体等の役員及び職員
- (6) 学識経験を有する者

(昭和 55 条例 1・平成 12 条例 6・平成 17 条例 10・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(昭和 55 条例 1・全改)

(部会)

第 6 条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

第 7 条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 8 条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(昭和 44 条例 19・昭和 45 条例 53・昭和 53 条例 4・昭和 57 条例 22・昭和 60 条例 20・平成 2 条例 3・平成 5 条例 32・平成 9 条例 15・平成 13 条例 12・平成 21 条例 21・一部改正)

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(昭和55条例1・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 桶川市新町建設審議会条例(昭和33年条例第5号)は、廃止する。

## (2) 桶川市振興計画審議会委員 (◎は会長、○は副会長)

氏 名 (敬称略)	選出団体名等	条例第3条第2項の区分
佐 藤 洋	市 議 会 議 員	1号委員 市の議会の議員
島 村 美 貴 子	市 議 会 議 員	
関 根 隆 夫	市 議 会 議 員	
野 口 日 出 夫	市 議 会 議 員	
貝 森 則 子	市 民	2号委員 市民
野 澤 静 子	市 民	
千 代 間 陽 子	教 育 委 員 会	3号委員 市の教育委員会の委員
◎ 野 口 高 明	農 業 委 員 会	4号委員 市の農業委員会の委員
臼 田 満	商 工 会	5号委員 市内の公共的団体等の 役員及び職員
○ 猪 鼻 日 出 男	区 長 会	
岩 崎 彰	学 識 経 験 者	6号委員 学識経験を有するもの
吉 川 は る 奈	学 識 経 験 者	

## (3) 諮問及び答申

### ①諮問

	桶 政 第 2 2 1 - 2 号
	平成 2 2 年 1 月 1 9 日
桶川市振興計画審議会 会長 野 口 高 明 様	桶川市長 岩 崎 正 男
桶川市第五次総合振興計画基本構想(案)について(諮問)	
桶川市振興計画審議会条例(昭和42年条例第4号)第2条の規定に基づき、 桶川市第五次総合振興計画基本構想(案)について、貴審議会の意見を求めます。	

## ②答申

平成22年11月11日

桶川市長  
岩崎正男様桶川市振興計画審議会  
会長 野口高明

桶川市第五次総合振興計画基本構想（案）について（答申）

平成22年1月19日付桶政第221-2号をもって諮問のあった標記の件については、当審議会で慎重に審議を行った結果、その内容を妥当とする結論を得ましたので、ここにその旨を答申いたします。

なお、桶川市第五次総合振興計画の早期実現に向けて努力されるよう要望いたします。



### 3 桶川市第五次総合振興計画（基本構想・前期基本計画）策定要綱

平成21年3月25日

市長 決 裁

（設置）

第1条 桶川市第五次総合振興計画（基本構想・前期基本計画）案（以下「計画案」という。）を策定し、もって市政の総合的かつ計画的な運営に寄与するため、桶川市第五次総合振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）、桶川市第五次総合振興計画策定幹事会（以下「策定幹事会」という。）及び桶川市第五次総合振興計画プロジェクト・チーム（以下「プロジェクト・チーム」という。）を置く。

（策定委員会の所掌事務）

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画案を策定すること。
- (2) 計画案の策定について、市長に報告すること。
- (3) 策定幹事会を指導し、及び助言すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

（策定委員会の構成）

第3条 策定委員会は、桶川市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和54年桶川市規則第6号）第4条に定める市長を除く庁議構成員をもって構成し、策定委員会の委員は、市長が任命する。

2 策定委員会の委員長は、副市長とし、副委員長は、政策審議室長とする。

（策定委員会の会議）

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（策定幹事会の所掌事務）

第5条 策定幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) プロジェクト・チームで作成した総合振興計画の原案について調査・審議すること。
- (2) 計画案の策定に必要な事項について調査・研究し、総合調整を図ること。
- (3) 前2号に定める事項についての結果を策定委員会に報告すること。
- (4) プロジェクト・チームを指導し、及び助言すること。
- (5) その他必要と認められる事項に関すること。

（策定幹事会の構成）

第6条 策定幹事会は、市長が任命した16人の委員をもって構成し、委員長及び副委員長は、委員の互選により定めるものとする。

（策定幹事会の会議）

第7条 第4条の規定は、策定幹事会の会議について準用する。

（プロジェクト・チームの所掌事務）

第8条 プロジェクト・チームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画案の策定に必要な資料を収集するとともに、必要な事項を調

査・研究すること。

(2) 計画案の原案を作成すること。

(3) 第1号及び第2号に定める事項についての結果を策定幹事会に報告すること。

(4) その他必要と認められる事項に関すること。

(プロジェクト・チームの構成等)

第9条 プロジェクト・チームは、市長が任命した45名以内の委員をもって構成する。

2 プロジェクト・チームのリーダーは、政策審議室主幹の職にある者を充てる。

3 サブリーダーは、各部政策担当者にある者をもって充てる。

4 メンバーは、職員のうちから、市長が認めた者とする。

5 リーダーは、委員のうちからその職務代理者を指名することができる。

(プロジェクト・チームの会議)

第10条 プロジェクト・チームの会議は、リーダーが召集し、その議長となる。

2 メンバーは、やむを得ない理由があるときは、議長の承認を得て他の職員を代理人として出席させることができる。

(プロジェクト・チームの協力要請)

第11条 プロジェクト・チームは、職務遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提供その他必要な協力を要請することができ、又は関係職員を会議に出席させることができる。

(部会)

第12条 プロジェクト・チームに、次の部会を置く。

(1) 健康福祉部会

(2) 市民生活部会

(3) 都市整備部会

(4) 教育部会

(5) 総務部会

(6) 直轄部会

2 部会の所掌事務は、プロジェクト・チームにおいて定める。

3 部会に会長を1名置き、部会の委員の互選により定めるものとする。

4 各部会の調整を図るため、部会長による連絡会議及びプロジェクト・チーム全員による全体会議を開くことができる。

(庶務)

第13条 策定委員会、策定幹事会及びプロジェクト・チームの庶務は、政策審議室において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、計画案の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、計画案が策定された日の翌日に、その効力を失う。

附 則 (平成21年9月25日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

## 策定委員会、策定幹事会、プロジェクト・チーム名簿

## ①策定委員会 (◎は委員長、○は副委員長)

平成 21 年度		
氏名	職名	
◎ 興津 吉彦	副市長	
真尾 正博	教育長	
河合 正次	会計管理者	
長島 豊治	総務部長	
大金 孝夫	市民生活部長	
榎本 千足	健康福祉部長	
川辺 隆浩	都市整備部長	
小沢 利夫	教育部長	
○ 本木 実	総務部参事兼 政策審議室長	

平成 22 年度		
氏名	職名	
◎ 興津 吉彦	副市長	
真尾 正博	教育長	
河合 正次	会計管理者	
長島 豊治	総務部長	
大金 孝夫	市民生活部長	
林 一晃	健康福祉部長	
川辺 隆浩	都市整備部長	
栗原 安雄	教育部長	
○ 本木 実	総合政策部長	

## ②策定幹事会 (◎は委員長、○は副委員長)

平成 21 年度		
氏名	職名	
小川 みさ子	直轄部門	男女共同参画室長
栗原 安雄	総務部	次長
柴 栄		税務課長
大郷 伸雄		副参事兼 人権推進室長
大木 博	市民生活部	次長
加藤 恒夫		環境課長
和泉 安夫		産業観光課長
◎ 中島 茂	健康福祉部	次長
蛭名 正彦		保険年金課長
鈴木 義宏		副参事兼 保育課長
島崎 正	都市整備部	次長
○ 町田 次男		都市計画課長
辻本 博行		建築課長
新井 祝寧	教育委員会	参事兼次長
田代 孝治		副参事兼 学務課長
鈴木 明夫		歴史民俗資料館長兼 川田谷公民館長兼 橘川市立図書館川田谷分室長

平成 22 年度		
氏名	職名	
関根 昌美	総合政策部	次長
大郷 伸雄		副参事兼 人権・男女共同 参画課長
小此木 雅男	総務部	次長兼情報推進課長
高塚 義徳		税務課長
金井 秀明	市民生活部	次長兼農業委員会事務局長
加藤 恒夫		環境課長
甘楽 和彦		産業観光課長
◎ 中島 茂	健康福祉部	参事兼次長
蛭名 正彦		保険年金課長
鈴木 義宏		副参事兼 保育課長
大木 博	都市整備部	参事兼次長
○ 町田 次男		都市計画課長
辻本 博行		副参事兼 建築課長
岩田 泉	教育委員会	参事兼次長
橋本 雄一		学務課長
鈴木 明夫		歴史民俗資料館長兼 川田谷公民館長兼 橘川市立図書館川田谷分室長

## ③プロジェクト・チーム

部 会 名	氏 名	所 属	
		平成 21 年度	平成 22 年度
健康福祉部会	桐 生 典 広	高齢介護課	福祉課
	本 庄 英 樹	高齢介護課	高齢介護課
	加 納 秀 一	福祉課	福祉課
	安 田 智 一	保険年金課	収税課
	田 口 幸 男	保育課	保育課
	青 木 敬 一	こども支援課	こども支援課
	田 中 ま み	健康増進課	坂田保育所
市民生活部会	野 口 賢 一	自治文化課	(H22.3.31 まで)
	野 口 誠 一	(H22.4.1 から)	安心安全課
	宮 崎 大 地	自治文化課	自治文化課
	飯 島 敬 子	市民課	市民課
	江 原 雅 浩	環境課	環境課
	初 田 和 樹	安心安全課	生涯学習スポーツ課
	武 藤 晋	リサイクル推進課	リサイクル推進課
	大 川 隆 二	産業観光課	いずみの学園
都市整備部会	栗 原 茂	都市計画課	都市計画課
	向 井 一 哲	都市計画課	都市計画課
	郷 久 博	道路管理課	区画整理課
	角 谷 哲 規	大規模道路推進室	道路河川課兼大規模道路推進課
	谷 島 貴	街路整備課	街路整備課
	山 田 知 広	河川課	道路河川課
	中 野 栄 司	建築課	建築課
	酒 井 知 樹	区画整理課	区画整理課
	須 藤 博 士	下水道課	下水道課
教育部会	杉 田 勝 弘	学務課	学務課
	横 田 宏 美	教育総務課	会計課
	吉 田 泰 宏	学校支援課	学校支援課
	横 山 泰 子	生涯学習課	生涯学習スポーツ課
	大 郷 博 之	公民館	公民館
	小 島 輝 夫	スポーツ振興課	生涯学習スポーツ課
	岡 野 正 美	図書館	図書館
総務部会	武 藤 聡	総務課	総務課
	野 田 智 子	総務課	総務課
	藤 井 健 介	財務課	契約管財課
	小 高 稔	税務課	税務課
	岡 田 健 太 郎	収税課	収税課
	山 岸 敦 博	IT推進室	情報推進課
	椎 橋 康 弘	秘書室	区画整理課
直轄部会	植 木 明 伸	秘書室	教育総務課
	島 田 正 弘	政策審議室	企画課
	齋 藤 正 人	男女共同参画室	人権・男女共同参画課
	井 立 知 巳	会計課	会計課
	田 村 英 与	議会事務局	議会事務局

## 4 桶川市総合振興計画策定経過

年	月	日	経過内容	概要等	
21	3	25	桶川市第五次総合振興計画（基本構想・前期基本計画）策定基本方針決定		
		7～8	団体アンケート		
		8～9	市民アンケート		
	9	29	団体ヒアリング	商工会、PTA 連合会	
		30	団体ヒアリング	民生・児童委員、まちづくり期成会	
	10	1	団体ヒアリング	男女共同参画桶川市民の会、区長会	
		2	団体ヒアリング	青年会議所	
		3	地区別懇談会	本庁舎、分庁舎、農業センター	
		4	地区別懇談会	地域福祉活動センター・加納公民館	
		6	団体ヒアリング	大規模道路対策協議会	
		15～30	小中学生によるキャッチフレーズ募集		
		27	第1回策定委員会	策定方法について	
		29	第1回策定幹事会	策定方法について	
	11	3	市民まつりにて街頭アンケート		
		8	第1回市民会議	オリエンテーション、まちあるき	
		29	第2回市民会議	宝モノ・問題モノの抽出、まちづくりの課題の整理	
	12	3	第1回プロジェクト・チーム会議	まちづくりの方向性について	
		13	第3回市民会議	まちづくりの基本理念の検討	
		21	第2回プロジェクト・チーム会議	施策の体系について	
	22	1	19	第1回振興計画審議会	策定方法について
			29	第3回プロジェクト・チーム会議	施策の体系について
31			第4回市民会議	桶川市の将来像の検討	
2		10	第2回策定幹事会	桶川市の活性化策について	
		12	第4回プロジェクト・チーム会議	施策の体系について	
		16	第2回策定委員会	土地利用に関する現状と課題、将来フレーム、桶川市の将来都市像、将来に向けた基本的な考え方	
		19	第2回振興計画審議会	基礎調査報告及び意見交換	
		28	第5回市民会議	第1回～第4回の振り返り	
3		15	第5回プロジェクト・チーム会議	施策の体系について	

年	月	日	経過内容	概要等	
22	4	7	第3回策定幹事会	序論及び基本構想たたき台について	
		9	臨時プロジェクト・チーム会議	施策の体系について	
		13	第3回策定委員会	序論及び基本構想たたき台について	
		20	第3回振興計画審議会	序論及び基本構想たたき台について	
	5	10	第4回策定幹事会	序論及び基本構想たたき台、施策の体系について	
		12	第4回策定委員会	序論及び基本構想たたき台、施策の体系について	
		20	第4回振興計画審議会	序論案、基本構想案、施策の体系案について	
	6	24	第5回振興計画審議会	序論案、基本構想案について	
	7	2、5	第6回プロジェクト・チーム会議	基本計画たたき台について	
	8	1～31		基本構想素案及び前期基本計画骨子案に対する市民意見募集	
			5	第5回策定幹事会	基本計画たたき台について
			10	第5回策定委員会	基本計画たたき台について
			23	第6回振興計画審議会	基本計画たたき台について
	10	6	第6回策定幹事会	基本計画たたき台について	
		12	第6回策定委員会	基本計画たたき台について	
		27	第7回振興計画審議会	基本計画たたき台について	
	11	8	第8回振興計画審議会	基本構想案に対する答申について	
		11	基本構想案に対する答申		
	12	13	桶川市第五次総合振興計画 基本構想議決		
23	1	27	第9回振興計画審議会	議決内容の報告	

## 5 指標一覧

目標値については、特に記載がない限り、前期基本計画最終年度の平成27年度までに達成すべき数値を示しています。

### 施策の大綱1 だれもが主役の桶川をつくる 【参画・協働】

施策 101 協働の推進	担当課	現状値	目標値
① 協働事業実施件数	自治文化課	12件 (H21年度)	40件
② 協働のまちづくりが進んでいると思う市民の割合	(市民アンケート)	20.6% (H21年度)	40%
施策 102 自主的活動の推進と交流促進	担当課	現状値	目標値
① 市民活動団体・NPO法人の数	自治文化課	72団体 (H22年度)	85団体
② 市ホームページにおける市民活動団体(サークルを含む)紹介コーナー登録団体数	自治文化課	—	100団体
③ 国際交流イベントの参加者数	自治文化課	300人 (H21年度)	360人
④ 自治会・町内会等の地域活動に満足している市民の割合	(市民アンケート)	15.7% (H21年度)	20%
施策 103 男女共同参画社会の推進	担当課	現状値	目標値
① 審議会等における女性委員の割合	人権・男女共同参画課	27.7% (H20年度)	40%
② セミナー・講演会等の実施回数	人権・男女共同参画課	3回 (H21年度)	6回
③ 社会全体において男女が平等だと思う市民の割合	(市民アンケート)	22.9% (H21年度)	40%

### 施策の大綱2 生きる力を育み<sup>はぐく</sup>次代に繋げる桶川をつくる 【教育・文化】

施策 201 就学前教育の支援・充実	担当課	現状値	目標値
① 小・中学校入学前における「親の学習」講座への参加率	生涯学習スポーツ課	67% (H21年度)	80%
② 幼児家庭教育セミナー参加者数	公民館	172人 (H21年度)	200人
施策 202 学校教育の充実	担当課	現状値	目標値
① 教育に関する3つの達成目標に係る効果の検証結果の「学力(読む・書く)(計算)」に関する達成率(上段:小学生、下段:中学生)	学校支援課	93.8% 86.9% (H21年度)	95% 90%
② 学校応援団立ち上げ数	学校支援課	9/11校 (H21年度)	11/11校 (H23年度)
③ 小・中学校の校舎・屋内運動場の耐震化率	教育総務課	80.9% (H21年度)	100% (H24年度)
施策 203 青少年の健全な育成	担当課	現状値	目標値
① 成人式典の出席率	生涯学習スポーツ課	79.9% (H21年度)	82%
② 青少年健全育成市民大会の参加者数	生涯学習スポーツ課	210人 (H21年度)	230人
③ 巡回指導の延べ人数	生涯学習スポーツ課	185人 (H21年度)	210人

施策 204 生涯学習・生涯スポーツの充実	担当課	現状値	目標値
① 公民館講座数	公民館	36 講座 (H21 年度)	45 講座
② 公民館利用率（年間公民館利用者数 / 市人口）	公民館	156% (H21 年度)	195%
③ 図書館利用者数	図書館	124,085 人 (H21 年度)	135,000 人
④ 歴史民俗資料館入館者数	歴史民俗資料館	9,348 人 (H21 年度)	12,000 人
⑤ スポーツ・レクリエーション団体会員数	生涯学習スポーツ課	11,641 人 (H21 年度)	13,000 人
施策 205 人権教育・啓発と平和の推進	担当課	現状値	目標値
① 人権教育担当者研修会の参加者数	学校支援課	11 人 (H22 年度)	22 人
② 集会所成人学級講座の参加者数	生涯学習スポーツ課	340 人 (H21 年度)	370 人
③ 憲法・人権市民のつどいの参加者数	自治文化課 人権・男女共同参画課 生涯学習スポーツ課	200 人 (H20 年度)	300 人
④ 平和を考える 10 日間事業のイベント参加者数	自治文化課	80 人 (H21 年度)	200 人
施策 206 文化・芸術の振興・保存・継承	担当課	現状値	目標値
① 市民芸術文化祭参加者数（発表者及び観客の合計）	自治文化課	3,590 人 (H22 年度)	4,200 人
② 市民ホール利用者数	自治文化課	98,432 人 (H21 年度)	99,000 人
③ 文化財の解説板の新設及び改修件数	生涯学習スポーツ課	3 件 (H21 年度)	15 件
④ 文化財の指定件数	生涯学習スポーツ課	47 件 (H21 年度)	50 件
⑤ 文化・芸術活動に満足している市民の割合	（市民アンケート）	12.4% (H21 年度)	17%

### 施策の大綱 3 共に支え合いいきいきと暮らせる桶川をつくる 【健康・福祉】

施策 301 健康づくりの推進・医療の充実	担当課	現状値	目標値
① 健康づくりサポーターの養成人数	健康増進課	186 人 (H21 年度)	300 人
② 肺がん検診受診率	健康増進課	2.4% (H21 年度)	15%
③ 高齢者インフルエンザ予防接種率	健康増進課	51.5% (H21 年度)	60%
④ 献血者数	健康増進課	647 人 (H21 年度)	1,000 人
⑤ 国民健康保険特定保健指導実施率	保険年金課	11.0% (H21 年度)	45%
施策 302 子育て支援の充実	担当課	現状値	目標値
① 地域子育て支援拠点の事業か所数	保育課	5 か所 (H22 年度)	6 か所
② 児童館数	保育課	1 か所 (H22 年度)	2 か所 (H26 年度)
③ 通常保育の認可保育所総定員	保育課	560 人 (H22 年度)	611 人 (H26 年度)
④ 延長保育実施の認可保育所数	保育課	8 か所 (H22 年度)	9 か所 (H26 年度)
⑤ 放課後児童クラブ総定員	保育課	375 人 (H22 年度)	390 人

施策 303 高齢者施策の充実	担当課	現状値	目標値
① 老人福祉センターの利用者数	高齢介護課	59,531 人 (H21 年度)	71,400 人
② 地域包括支援センターの支援件数	高齢介護課	6,092 件 (H21 年度)	7,000 件
③ 介護予防教室の延べ参加者数	高齢介護課	798 人 (H21 年度)	1,600 人
④ 地域包括支援センターの設置数	高齢介護課	2 か所 (H22 年度)	4 か所
施策 304 障がい者（児）支援の充実	担当課	現状値	目標値
① 日常生活用具給付事業利用件数	障害福祉課 こども支援課	89 件 / 月 (H21 年度)	100 件 / 月
② 移動支援事業利用時間数	障害福祉課 こども支援課	670 時間 / 月 (H21 年度)	730 時間 / 月
③ 地域活動支援センター利用者数	障害福祉課	51 人 / 月 (H21 年度)	60 人 / 月
④ 障がい者就労者数	障害福祉課	40 人 (H21 年度)	45 人
施策 305 地域福祉の推進	担当課	現状値	目標値
① 民生委員における地域福祉活動件数	社会福祉課	2,584 件 (H21 年)	3,000 件
施策 306 自立した生活への支援体制の充実	担当課	現状値	目標値
① 就労支援プログラム実施者数	社会福祉課	8 人 (H21 年度)	30 人
施策 307 ノーマライゼーションの推進	担当課	現状値	目標値
① 公園のバリアフリー化率	都市計画課	57% (H21 年度)	65%
② 桶川市が住みよい所と思う市民の割合	(市民アンケート)	42.7% (H21 年度)	50%

#### 施策の大綱 4 環境にやさしく 安心・安全に住み続けられる桶川をつくる 【市民生活】

施策 401 地球温暖化対策の推進	担当課	現状値	目標値
① 市役所等から発生する温室効果ガスの総排出量の年間削減率（平成 18 年度比）	環境課	2.3% (H21 年度)	3% (H24 年度)
② 高効率給湯器設置費補助件数	環境課	—	120 基
③ 住宅用太陽光発電システム設置費補助件数	環境課	30 基 (H22 年度)	150 基
④ 環境リーダー数	環境課	—	5 人
⑤ 日常生活の中で、地球温暖化への取り組みをしている市民の割合	(市民アンケート)	69.3% (H21 年度)	75%
施策 402 資源循環型社会の構築	担当課	現状値	目標値
① 資源化率	リサイクル推進課	30.7% (H21 年度)	35%
② ごみ排出量	リサイクル推進課	801g/1 人 1 日 (H21 年度)	780g/1 人 1 日
③ 事業系ごみ排出量	リサイクル推進課	4,370t/ 年 (H21 年度)	4,080t/ 年
④ 家庭ごみの収集・処理に満足している市民の割合	(市民アンケート)	36.5% (H21 年度)	45%

施策 403 快適で衛生的な地域環境の創出	担当課	現状値	目標値
① 合併浄化槽設置補助件数	環境課	20基 (H21年度)	100基
② 合併浄化槽の法定検査の実施率	環境課	4.1% (H20年度)	30%以上
③ 狂犬病予防注射接種率	環境課	73% (H21年度)	80%以上
④ 音や振動などの静けさに満足している市民の割合	(市民アンケート)	25.6% (H21年度)	30%
⑤ 空気のきれいさに満足している市民の割合	(市民アンケート)	27.7% (H21年度)	30%
施策 404 防災対策の推進	担当課	現状値	目標値
① 自主防災組織率	安心安全課	88.1% (H22年度)	100%
② 防災関連施設の耐震化率	安心安全課	72.7% (H21年度)	90%
③ 市内の普通救命講習修了者数	安心安全課	1,777人 (H21年度)	3,600人
施策 405 防犯まちづくりの推進	担当課	現状値	目標値
① 刑法犯認知件数	安心安全課	1,156件 (H21年)	1,000件
② 地域防犯推進委員数	安心安全課	197人 (H21年度)	209人
③ 防犯協定数	安心安全課	12団体 (H22年度)	15団体
④ 防犯灯の設置数	安心安全課	3,408基 (H21年度)	3,600基
施策 406 交通安全対策の推進	担当課	現状値	目標値
① 交通事故発生件数	安心安全課	395件 (H21年)	280件
② 道路反射鏡整備数	安心安全課	1,021基 (H21年度)	1,100基
③ 道路照明灯管理数	安心安全課	1,505基 (H21年度)	1,550基
施策 407 安全な消費生活の確保	担当課	現状値	目標値
① 消費生活展来場者数	自治文化課	250人 (H20年度)	300人
② 消費生活相談件数	自治文化課	137件 (H21年度)	150件

### 施策の大綱 5 みどりと調和した 暮らしやすい桶川をつくる 【みどり・都市基盤】

施策 501 良好な住環境の創出と保全	担当課	現状値	目標値
① 土地区画整理事業施行地区の使用収益開始率	区画整理課	68% (H21年度)	86%
② 木造住宅・市有建築物の耐震化率 (上段：木造住宅、下段：市有建築物)	建築課	79% 80% (H20年度)	90% 100%
③ 下水道普及率	下水道課	72.4% (H21年度)	75.3%
④ 住み続けたいと思う市民の割合	(市民アンケート)	44.7% (H21年度)	50%

施策 502 歩いて暮らせるまちの実現	担当課	現状値	目標値
① 桶川駅東口駅前広場、駅東口通り線整備事業のための用地買収率	駅東口整備推進課	0% (H21 年度)	60%
② 下日出谷東地区の用途地域の変更及び地区計画の策定率	都市計画課 区画整理課	94% (H21 年度)	100%
③ 桶川駅の1日平均乗車人員	企画課	27,459人 (H21 年度)	28,000人
④ バス路線数	安心安全課	11路線 (H22 年度)	13路線
施策 503 魅力あるまちづくりへの新たな取り組み	担当課	現状値	目標値
① 乱開発抑止のためのパトロールの実施回数	都市計画課 農業委員会 建築課 環境課 リサイクル推進課	1回 (H21 年度)	2回
② 市内に優れた景観があると思う市民の割合	(市民アンケート)	6.6% (H21 年度)	12%
施策 504 都市計画道路の整備	担当課	現状値	目標値
① 都市計画道路の整備率	街路・大規模道路推進課	48.8% (H21 年度)	73%
② 道路の整備状況に満足している市民の割合	(市民アンケート)	12.0% (H21 年度)	18%
施策 505 生活道路の整備・改善	担当課	現状値	目標値
① 通学路の計画路線における新規歩道整備延長	道路河川課	400m (H21 年度)	1,350m
② 首都圏中央連絡自動車道・上尾道路関連による計画道路整備延長	道路河川課	188m (H21 年度)	825m
③ 身近な生活道路の整備に満足している市民の割合	(市民アンケート)	11.4% (H21 年度)	20%
施策 506 憩いの自然空間の保全と活用	担当課	現状値	目標値
① 市民緑地等の契約面積	環境課	14,227㎡ (H21 年度)	50,000㎡
② 緑化ボランティア人数(保険加入者数)	環境課	71人 (H21 年度)	100人
③ 保存樹木の指定数	環境課	79本 (H21 年度)	90本
④ みどりの豊かさなどの自然環境に満足している市民の割合	(市民アンケート)	33.0% (H21 年度)	40%
⑤ 川などの水辺と親しめる環境に満足している市民の割合	(市民アンケート)	8.8% (H21 年度)	13%
施策 507 みどり空間の創出	担当課	現状値	目標値
① 人口1人当たりの都市公園面積	都市計画課	2.67㎡ (H21 年度)	2.82㎡
② 桶川市ハート&ハンド道路サポート制度登録者数	道路河川課	6人 (H22 年度)	20人
③ 子どもの遊び場や公園などに満足している市民の割合	(市民アンケート)	10.9% (H21 年度)	15%
施策 508 治水対策の推進	担当課	現状値	目標値
① 市道冠水路線数	道路河川課	10路線 (H21 年度)	8路線
② 水路の臭い、ユスリカ発生などに関する要望件数	道路河川課	11件 (H21 年度)	6件

## 施策の大綱6 にぎわいと活力ある桶川をつくる 【産業】

施策 601 農業の振興	担当課	現状値	目標値
① 認定農業者数	産業観光課	55人 (H22年度)	60人
② 耕作放棄地の面積	産業観光課	39ha (H22年度)	20ha
③ 農産物直売所数	産業観光課	3か所 (H22年度)	4か所
施策 602 工業の振興	担当課	現状値	目標値
① 工場数	産業観光課	105か所 (H21年)	110か所
② 製造品出荷額等	産業観光課	1,062億円 (H21年)	1,200億円
③ 誘致企業の立地件数	産業観光課 都市計画課	—	2件
④ 工業系用地面積	都市計画課	121.8ha (H22年度)	135.8ha
施策 603 商業の振興	担当課	現状値	目標値
① 小売業商店数	産業観光課	510店舗 (H19年度)	530店舗
② 小売業年間商品販売額	産業観光課	528億円 (H19年度)	550億円
③ 商店会会員数	産業観光課	204名 (H22年度)	210名
施策 604 観光の振興	担当課	現状値	目標値
① 観光入込客数（祭りなど）	産業観光課	112万6千人 (H21年)	120万人
② べに花ふるさと館来場者数	自治文化課	150,600人 (H20年度)	180,000人
③ ガイドボランティア数	産業観光課	24人 (H22年度)	28人
施策 605 就労支援と勤労者福利厚生 <sup>みす</sup> の充実	担当課	現状値	目標値
① 市内就業者数	産業観光課	36,000人 (H17年度)	39,000人
② 就職相談開催回数	産業観光課	1回 (H21年度)	4回

## 施策の大綱7 計画的で将来を見据えた桶川をつくる 【行財政運営】

施策 701 計画行政の推進	担当課	現状値	目標値
① 総合振興計画（前期基本計画）の取組実施件数の割合	企画課	—	100%
② 職員1人当たりの市民の数	総務課	172人 (H21年度)	180人
③ 職員研修延べ参加者数	総務課	333人 (H21年度)	450人
④ 窓口・電話口での職員対応に不満である市民の割合	(市民アンケート)	14.9% (H21年度)	7%
⑤ 住民票等、各種証明書発行サービスの利便性に不満である市民の割合	(市民アンケート)	12.4% (H21年度)	6%

施策 702 経営的な視点からの財政運営	担当課	現状値	目標値
① 実質公債費比率	財政課	9.7% (H21 年度)	9.7%
② 財政調整基金残高比率	財政課	3.4% (H21 年度)	5.0%
③ 市税の納税率（現年）	収税課	98.7% (H21 年度)	99.0%
施策 703 情報共有の推進	担当課	現状値	目標値
① 市ホームページアクセス数	秘書広報課	14,650 件 / 月 (H22 年度)	16,200 件 / 月
② 市政情報を十分に得られていると感じている市民の割合	(市民アンケート)	56.3% (H21 年度)	65%
施策 704 広域行政の推進	担当課	現状値	目標値
① 公共施設の相互利用の対象施設数	企画課	80 施設 (H22 年度)	100 施設
② 近隣自治体との共同事業の実施回数	企画課	—	3回

## 6 第五次総合振興計画 前期基本計画

### 基本事業における主な取組 担当課一覧

#### 施策の大綱 1 だれもが主役の桶川をつくる 【参画・協働】

##### 施策 101 協働の推進

基本事業	主な取組	担当課
1011 市民の意識啓発	10111 協働に関する講演会・シンポジウムの開催	自治文化課
	10112 市民活動体験研修、講座の実施	自治文化課
1012 協働のしくみづくり	10121 協働推進計画の推進	自治文化課
	10122 協働事業提案制度の構築	自治文化課
	10123 (仮称)「協働の手引き」の作成・活用	自治文化課
	10124 (仮称) 市民協働活動センターの設置・活用	自治文化課
1013 市民活動の支援	10131 地域活動情報コーナーの設置と活用	自治文化課
	10132 市民ファンドに関する情報提供	自治文化課
	10133 団体間交流の機会の提供	自治文化課
1014 協働推進体制の構築	10134 NPO 活動への支援	自治文化課
	10141 協働事業の拡充	自治文化課 全庁
	10142 NPO 研修の実施	自治文化課

##### 施策 102 自主的活動の推進と交流促進

基本事業	主な取組	担当課
1021 まちづくりの担い手への支援	10211 コミュニティ活動への情報提供	自治文化課
	10212 「市民活動実践講座」の開催	自治文化課
	10221 コミュニティ施設建設等の財政支援	自治文化課
1022 自主的活動を支援するしくみの確立	10222 市民公益活動団体の活動に関する情報提供の充実	自治文化課
	10223 活動におけるコーディネーターの充実	自治文化課 生涯学習スポーツ課
	10224 社会福祉協議会との連携の強化	自治文化課 生涯学習スポーツ課
	10225 市民公益活動団体が行う事業への助成金制度の構築	自治文化課
	10226 サポーター(賛同者)制度の導入	自治文化課
1023 国際交流活動の推進	10231 日本語教室の運営支援	自治文化課
	10232 市内在住の外国人によるイベント開催	自治文化課
	10233 市ホームページの多言語化	秘書広報課
	10234 外国人世帯向けの生活支援推進	自治文化課

##### 施策 103 男女共同参画社会の推進

基本事業	主な取組	担当課
1031 男女共同参画推進のための環境づくり	10311 男女共同参画センターの設置に向けたアソシエの活用	人権・男女共同参画課
	10312 政策・方針決定過程への女性の参画	人権・男女共同参画課
	10313 ワーク・ライフ・バランスの推進	人権・男女共同参画課
1032 男女平等を基本にした教育・啓発の推進	10321 男女共同参画社会の形成に向けた啓発の推進	人権・男女共同参画課
	10322 セミナーや講演会等の開催	人権・男女共同参画課
	10323 学校におけるジェンダーにとらわれない教育活動・性教育の実施	人権・男女共同参画課

### 施策 103 男女共同参画社会の推進

基本事業	主な取組	担当課
1033 男女共同参画を推進する支援策の充実	10331 女性の自立支援	人権・男女共同参画課
	10332 地域活動における男女共同参画の推進	人権・男女共同参画課
	10333 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成	人権・男女共同参画課
	10334 カウンセラーなどによる女性相談事業の充実	人権・男女共同参画課

## 施策の大綱 2 生きる力を<sup>はぐく</sup>育み 次代に繋げる桶川をつくる【教育・文化】

### 施策 201 就学前教育の支援・充実

基本事業	主な取組	担当課
2011 家庭の教育力の向上	20111 親の学習事業の実施	生涯学習スポーツ課
	20112 幼児家庭教育セミナーの開催	公民館
2012 幼・保・小の連携を支援するための環境整備	20121 幼・保・小連携の推進	学校支援課
2013 幼稚園就園奨励費の拡充	20131 幼稚園就園費用助成の充実	教育総務課

### 施策 202 学校教育の充実

基本事業	主な取組	担当課
2021 知・徳・体の教育の充実	20211 学校課題研究の推進	学校支援課
	20212 英語指導助手の配置	学校支援課
	20213 部活動外部指導者の配置	学校支援課
	20214 教育相談の推進	学校支援課
	20215 不登校児童生徒への支援	学校支援課
	20216 特別支援教育の充実	学校支援課
2022 学校教育への支援の充実	20221 学校応援団の推進	学校支援課
	20222 学校図書の充足率の向上	教育総務課
	20223 食育の推進	学校支援課
	20224 就学援助費の支給	学校支援課 学務課
2023 学校施設の整備	20231 小・中学校耐震化の推進	教育総務課
	20232 学校施設老朽化の改善	教育総務課

### 施策 203 青少年の健全な育成

基本事業	主な取組	担当課
2031 生きる力を育む活動の充実	20311 成人式典の開催	生涯学習スポーツ課
	20312 青少年相談員協議会への支援	生涯学習スポーツ課
2032 青少年育成活動の支援と推進	20321 青少年健全育成市民会議への支援	生涯学習スポーツ課
	20322 スポーツ少年団・子ども会・各種団体への支援	生涯学習スポーツ課
2033 非行防止の推進	20331 青少年見守り体制の充実	生涯学習スポーツ課

### 施策 204 生涯学習・生涯スポーツの充実

基本事業	主な取組	担当課
2041 多様な学習機会の提供	20411 生涯学習の情報提供の充実	生涯学習スポーツ課
	20412 平成市民大学の開催	生涯学習スポーツ課
	20413 公民館活動の充実	公民館
	20414 図書館サービスの充実	図書館
	20415 歴史民俗資料館を利用した学習の充実	歴史民俗資料館
2042 地域スポーツ活動の推進	20421 総合型地域スポーツクラブの設立	生涯学習スポーツ課
2043 人材の育成と活用	20431 生涯学習人材情報（桶川み・ら・い塾人財バンク）の活用	生涯学習スポーツ課
	20432 ボランティア養成講座の開催	生涯学習スポーツ課
	20433 読書活動を推進するボランティア養成講座の開催	図書館
	20434 スポーツ指導者の育成支援	生涯学習スポーツ課
2044 活動団体支援の充実	20441 各種活動団体への支援の充実	生涯学習スポーツ課
2045 施設の充実	20451 社会教育施設・体育施設の充実	生涯学習スポーツ課
	20452 加納公民館の機能の更新	公民館
	20453 中央図書館建設構想の策定	図書館

### 施策 205 人権教育・啓発と平和の推進

基本事業	主な取組	担当課
2051 人権教育の推進	20511 学校における人権教育の推進	学校支援課
	20512 職員に対する人権研修の充実	人権・男女共同参画課 生涯学習スポーツ課
2052 人権意識の啓発	20521 人権啓発の推進	人権・男女共同参画課 生涯学習スポーツ課
	20522 憲法・人権市民のつどいの開催	自治文化課 人権・男女共同参画課 生涯学習スポーツ課
2053 平和意識の啓発	20531 平和を考える 10 日間事業の実施	自治文化課

### 施策 206 文化・芸術の振興・保存・継承

基本事業	主な取組	担当課
2061 文化芸術活動の支援	20611 体験型文化事業への支援	自治文化課
	20612 市民芸術文化祭の充実	自治文化課
2062 活動内容の充実	20621 各施設と連携した事業の充実	自治文化課
2063 個性的な地域文化の活用	20631 文化財の情報提供	生涯学習スポーツ課
	20632 市民参加型事業への支援	産業観光課
2064 文化財の保存と継承	20641 指定文化財や民俗芸能に対する支援	生涯学習スポーツ課
	20642 文化財の保存・活用の充実	生涯学習スポーツ課 歴史民俗資料館

### 施策の大綱 3 共に支え合い いきいきと暮らせる桶川をつくる【健康・福祉】

#### 施策 301 健康づくりの推進・医療の充実

基本事業	主な取組	担当課
3011 地域保健活動の推進	30111 健康づくりプランの策定	健康増進課
	30112 健康づくり事業の推進	健康増進課
	30113 各種がん検診の推進	健康増進課
	30114 健康教育や健康相談の充実	健康増進課
	30115 母子保健事業の推進	健康増進課
	30116 感染症等の予防対策の充実	健康増進課
3012 地域医療体制等の充実	30121 救急医療体制の充実	健康増進課
	30122 献血事業の推進	健康増進課
3013 保険制度の適正な運営	30131 特定健康診査事業・特定保健指導事業の推進	保険年金課

#### 施策 302 子育て支援の充実

基本事業	主な取組	担当課
3021 子育てに魅力を感じる環境の整備	30211 地域子育て支援拠点の整備	保育課
	30212 ファミリー・サポート事業の充実	保育課
	30213 児童館の整備	保育課
	30214 相談事業の充実	保育課 こども支援課 こども発達支援センター
	30215 乳児の健全な育成環境の確保（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	健康増進課
	30216 こども医療費助成事業の実施	こども支援課
	30217 妊婦健診の充実	健康増進課
	30218 小児医療体制の充実	健康増進課
	30219 食育の充実（子ども料理教室の開催、保育所食育公開講座など）	健康増進課 保育課
	302110 子ども手当制度の実施	こども支援課
3022 働きながら子育てするための施設・制度の充実と意識啓発	30221 多様な保育サービスの充実（延長保育・病後児保育など）	保育課
	30222 放課後児童クラブの充実	保育課
	30223 ワーク・ライフ・バランス（仕事と子育て・家庭生活との調和）の普及・啓発	保育課
3023 どの子ども健やかに育ち、育てられる環境の整備	30231 児童虐待防止対策の推進（要保護児童対策地域協議会の運営など）	こども支援課
	30232 発達に遅れがある子どもに対する早期支援の充実（健診による早期発見、発達相談・療育・訓練等）	健康増進課 こども発達支援センター いずみの学園 こども支援課
	30233 母子家庭等自立支援の充実	こども支援課
	30234 ひとり親家庭等医療費助成事業の充実	こども支援課
	30235 ひとり親家庭への相談・情報提供の充実	こども支援課

### 施策 303 高齢者施策の充実

基本事業	主な取組	担当課
3031 生きがい活動の推進	30311 老人福祉センターの施設整備の推進及び活動の充実	高齢介護課
	30312 シルバー人材センターの就労活動の支援	高齢介護課
	30313 中山道ふれあい館の充実	高齢介護課
3032 介護サービスの充実	30321 介護給付適正化事業の推進	高齢介護課
	30322 高齢者総合相談・支援体制の強化	高齢介護課
	30323 介護予防教室の拡充	高齢介護課
3033 地域包括ケアの推進	30331 見守り・配食などの在宅福祉サービスの推進	高齢介護課
	30332 地域包括支援センターの増設	高齢介護課
	30333 住み続けることができる住まいの確保に対する支援	高齢介護課

### 施策 304 障がい者（児）支援の充実

基本事業	主な取組	担当課
3041 障がい者（児）の生活・社会参加支援	30411 桶川市障害者計画・桶川市障害福祉計画の策定・実施	障害福祉課 こども支援課
	30412 地域生活支援事業の実施	障害福祉課 こども支援課
3042 就労の促進	30421 就労支援事業の実施	障害福祉課
3043 障がい者（児）医療の充実	30431 重度心身障害者医療費扶助の充実	障害福祉課
	30432 自立支援医療（更正医療・精神通院）の充実	障害福祉課

### 施策 305 地域福祉の推進

基本事業	主な取組	担当課
3051 地域支援体制の整備	30511 桶川市地域福祉計画の策定・推進	社会福祉課
3052 地区社協活動の支援	30521 地域福祉活動の充実	社会福祉課
3053 福祉サービスの情報提供体制の整備	30531 相談及び情報提供機会の拡大	社会福祉課

### 施策 306 自立した生活への支援体制の充実

基本事業	主な取組	担当課
3061 自立へ向けての支援	30611 自立支援事業の実施	社会福祉課

### 施策 307 ノーマライゼーションの推進

基本事業	主な取組	担当課
3071 ノーマライゼーションへの理解と啓発	30711 桶川市地域自立支援協議会及び広報を通しての啓発	障害福祉課
	30712 人権啓発の推進（再掲）	人権・男女共同参画課 生涯学習スポーツ課
	30713 障害者団体へのイベント支援	障害福祉課
	30721 交通バリアフリー基本構想の策定	企画課
3072 バリアフリーのまちづくり	30722 安全に移動できる道づくり	安心安全課 街路・大規模道路推進課 道路河川課 区画整理課
	30723 利用しやすい施設の整備	建築課 都市計画課 契約管財課 教育総務課 企画課

## 施策の大綱 4 環境にやさしく安心・安全に住み続けられる桶川をつくる【市民生活】

### 施策 401 地球温暖化対策の推進

基本事業	主な取組	担当課
4011 環境施策の推進	40111 地球温暖化防止計画の策定	環境課
	40112 環境基本計画の改訂・推進	環境課
	40113 環境にやさしい庁内率先実行計画の推進	環境課
4012 市民、事業所等との啓発及び協働による環境対策の充実	40121 市民、事業者等への啓発活動の推進	環境課
	40122 温暖化対策に関する講座の開催	環境課
	40123 市職員を対象とした環境問題研修の実施	環境課
	40124 環境省が実施するクールアースデーへの参加	環境課
4013 環境に負荷の少ないクリーンエネルギー普及促進	40131 グリーン購入調達方針の推進	環境課
	40132 住宅用新・省エネルギー機器設置費の補助制度の推進	環境課
	40133 低公害車の普及促進	環境課 契約管財課
4014 環境学習の充実	40141 こどもエコクラブ、エコライフDAYなどの推進	環境課
	40142 環境に関する出前講座の実施	環境課
	40143 環境リーダーの育成	環境課

### 施策 402 資源循環型社会の構築

基本事業	主な取組	担当課
4021 資源循環型社会の情報提供及び普及啓発	40211 資源循環型社会に向けた目標の設定	リサイクル推進課
	40212 リサイクル情報提供とその周知	リサイクル推進課
	40213 表彰制度等の創設	リサイクル推進課
4022 ごみ処理体制の確立	40221 ごみ焼却施設の修繕	リサイクル推進課
	40222 ごみ処理に関する広域化への推進	リサイクル推進課
	40223 燃やせるごみ収集体制の変更	リサイクル推進課
4023 ごみ排出の抑制	40231 マイバック運動の推進	リサイクル推進課
	40232 ごみの分別徹底	リサイクル推進課
	40233 ごみの4R運動の周知と推進	リサイクル推進課
	40234 家庭用生ごみ処理容器等への補助	リサイクル推進課
4024 地域との協働等による資源対策	40241 地域コミュニティにおけるごみの4R運動の促進	リサイクル推進課 自治文化課
	40242 廃棄物減量等推進指導員の導入	リサイクル推進課
	40243 資源物持ち去り防止パトロールの実施	リサイクル推進課

### 施策 403 快適で衛生的な地域環境の創出

基本事業	主な取組	担当課
4031 生活排水処理施設対策の推進	40311 し尿収集運搬業者との協議	環境課
	40312 合併浄化槽の設置促進	環境課
	40313 合併浄化槽の法定検査の推進	環境課
4032 身近な生活環境の充実とルールの周知	40321 空き地の適正な維持管理のための啓発	環境課
	40322 アイドリングストップの周知・徹底	環境課
	40323 ごみの散乱防止	環境課 リサイクル推進課
	40324 路上喫煙防止のためのパトロール及び周知	環境課
	40325 ペット適正管理意識の啓発	環境課
4033 公害監視体制の充実	40331 交通騒音・振動測定調査の実施	環境課
	40332 大気汚染調査及び河川水質汚濁調査の実施	環境課
	40333 公害の監視、指導及び立入の実施	環境課
	40334 不法投棄のパトロールの実施	リサイクル推進課

### 施策 404 防災対策の推進

基本事業	主な取組	担当課
4041 防災体制の強化	40411 地域防災計画の推進	安心安全課
	40412 国民保護計画の推進	安心安全課
	40413 防災訓練の実施	安心安全課
4042 地域防災力の向上	40421 自主防災組織への支援	安心安全課
	40422 未結成地域における組織化の推進	安心安全課
	40423 避難所運営マニュアルの作成	安心安全課
	40424 普通救命講習の普及	安心安全課
4043 防災設備・物資の充実	40431 公共建築物の耐震化の推進	建築課
	40432 防災施設の整備	安心安全課
	40433 食料・資機材等の備蓄及び整備	安心安全課
	40434 防災行政無線等の更新	安心安全課
4044 消防力の強化	40441 消防団の充実	安心安全課
	40442 消防広域化の推進	安心安全課 企画課
	40443 消防水利の整備	安心安全課
	40444 消防団消防自動車の更新	安心安全課
	40445 消防団機械器具置場の整備	安心安全課

### 施策 405 防犯まちづくりの推進

基本事業	主な取組	担当課
4051 防犯意識の高揚	40511 防犯用チラシの配布	安心安全課
	40512 街頭キャンペーンの実施	安心安全課
4052 自主的防犯活動に対する支援	40521 自治会、PTA 等各々で組織されている自主防犯団体の活動支援	安心安全課
4053 地域との協働による防犯まちづくりの推進	40531 防犯に関する研修・講演会の実施	安心安全課
	40532 防犯パトロールの強化	安心安全課
	40533 市民・学校・警察・行政等のネットワークの構築	安心安全課
4054 犯罪防止環境の整備	40541 防犯灯の整備・拡充	安心安全課

### 施策 406 交通安全対策の推進

基本事業	主な取組	担当課
4061 交通安全意識の啓発	40611 交通安全教室の開催	安心安全課
	40621 ガードレールの整備	道路河川課
	40622 道路反射鏡の整備	安心安全課
4062 交通安全施設の整備	40623 道路照明灯の整備	安心安全課 街路・大規模道路推進課
	40624 区画線の設置、修繕	区画整理課 道路河川課
	40625 道路の新設・拡幅改良・維持補修	安心安全課 道路河川課
4063 交通安全計画づくり	40631 交通安全計画の改訂	安心安全課

### 施策 407 安全な消費生活の確保

基本事業	主な取組	担当課
4071 消費者意識の向上	40711 消費者団体との連携及び活動支援	自治文化課
	40712 消費生活展の実施	自治文化課
	40713 消費生活に関する情報の提供	自治文化課
4072 消費生活相談の充実	40721 消費生活センターの周知	自治文化課
	40722 相談機能の充実	自治文化課

## 施策の大綱 5 みどりと調和した暮らしやすい桶川をつくる【みどり・都市基盤】

### 施策 501 良好な住環境の創出と保全

基本事業	主な取組	担当課
5011 計画的な土地利用の推進	50111 都市計画マスタープランの推進と進行管理	都市計画課
	50112 地区計画制度の推進	都市計画課
5012 既成市街地におけるまちづくりの推進	50121 用途地域の見直し	都市計画課
	50122 防火地域・準防火地域や高度地区の指定	都市計画課
5013 新市街地整備の推進	50131 土地区画整理事業の推進	区画整理課
5014 良好な住宅・住宅地の誘導	50141 耐震リフォーム支援の充実	建築課
	50142 開発指導の遂行	建築課
5015 田園地域の保全	50151 耕作放棄地対策の推進	農業委員会 産業観光課
	50152 (仮称) 農業振興マスタープランの策定	産業観光課
	50153 ふるさと歩道の整備及び充実	環境課
5016 災害に強い建物づくりの推進	50161 公共建築物の耐震化推進(再掲)	建築課
	50162 木造住宅の耐震化促進	建築課
5017 上水道の安定供給	50171 安心・安全な上水供給のための施設更新への支援	企画課
	50172 節水社会、水道水の安全性の啓発	企画課
5018 公共下水道の整備と維持管理	50181 公共下水道の整備	下水道課
	50182 下水道施設の長寿命化計画の策定	下水道課

### 施策 502 歩いて暮らせるまちの実現

基本事業	主な取組	担当課
5021 魅力ある中心市街地の形成	50211 中心市街地活性化基本計画の見直し及び推進	産業観光課 都市計画課
	50212 桶川駅東口駅前広場及び駅東口通り線の整備	駅東口整備推進課
	50213 西口駅前広場の改善	道路河川課
	50214 中央図書館建設構想の策定（再掲）	図書館
5022 地域生活拠点の形成	50221 土地区画整理事業施行地区における用途地域の変更及び地区計画の策定	都市計画課 区画整理課
	50222 土地区画整理事業施行地区における防災機能の整備	安心安全課 区画整理課
5023 コミュニティ拠点の形成	50231 窓口サービスの提供	企画課 市民課
	50232 地域活動情報コーナーの設置と活用（再掲）	自治文化課
	50233 加納公民館の機能の更新（再掲）	公民館
	50234 「道の駅」など農産物・物産直売所設置に向けた支援	産業観光課
5024 公共交通の充実	50241 路線バス及び市内循環バス路線の充実	安心安全課 企画課
	50242 駅及び駅周辺の交通機能の改善・整備	道路河川課 都市計画課 駅東口整備推進課

### 施策 503 魅力あるまちづくりへの新たな取り組み

基本事業	主な取組	担当課
5031 景観形成のしくみづくり	50311 景観基本計画及び景観計画の策定	都市計画課
	50312 市民による景観活動の推進	都市計画課
	50313 桶川景観百選の選定	都市計画課
	50314 中山道宿場の景観に係る勉強会実施	都市計画課
5032 インターチェンジ周辺地域の開発誘導	50321 インターチェンジ周辺地域における計画的な土地利用の誘導	都市計画課
5033 乱開発の抑止	50331 乱開発抑止の啓発活動及びパトロールの実施	都市計画課 農業委員会 建築課 環境課 リサイクル推進課

### 施策 504 都市計画道路の整備

基本事業	主な取組	担当課
5041 計画的な整備の促進	50411 整備目標時期の設定	都市計画課 街路・大規模道路推進課 区画整理課
5042 広域幹線道路の充実	50421 未事業化区間における事業促進要望の強化	街路・大規模道路推進課
	50422 事業化区間の早期開通に向けた課題解消の調整	街路・大規模道路推進課
5043 地域幹線道路の充実	50431 坂田寿線の整備推進	街路・大規模道路推進課
	50432 西側大通り線の整備推進	街路・大規模道路推進課 区画整理課
	50433 坂田西通り線の整備推進	街路・大規模道路推進課 区画整理課
	50434 坂田中央通り線の整備推進	街路・大規模道路推進課 区画整理課
	50435 中山道の整備促進	街路・大規模道路推進課 駅東口整備推進課

### 施策 505 生活道路の整備・改善

基本事業	主な取組	担当課
5051 安心して歩ける歩道・自歩道の整備	50511 安心歩行エリアの整備	道路河川課
	50512 歩道・自歩道の整備	道路河川課
	50513 道路橋長寿命化計画の策定	道路河川課
5052 生活道路の整備	50521 道路の新設・拡幅改良・維持補修（再掲）	道路河川課
	50522 道路台帳の整備	道路河川課
5053 私道の整備	50531 私道整備に対する支援	自治文化課 建築課

### 施策 506 憩いの自然空間の保全と活用

基本事業	主な取組	担当課
5061 緑のまちづくり基本計画の推進	50611 市民緑地の拡充	環境課
	50612 緑化ボランティアの育成	環境課
	50613 緑化重点地区の整備	環境課
	50614 ふるさと歩道の整備及び充実（再掲）	環境課
	50615 サイクリングロード整備計画の推進	道路河川課
5062 生態系の保全・再生	50621 生態系基礎調査の実施	環境課
	50622 保存樹木等の指定	環境課
	50623 外来生物の駆除	環境課
5063 河川風景の保全・再生	50631 荒川太郎右衛門地区の自然再生実施計画に基づく活動の推進	環境課
	50632 江川流域の河川風景の保全	道路河川課 環境課

### 施策 507 みどり空間の創出

基本事業	主な取組	担当課
5071 市民の緑化意識の向上	50711 市民への啓発活動の推進	環境課
	50712 緑化ボランティアの育成（再掲）	環境課
	50713 緑化講習会、緑化相談、出前講座などの実施	環境課
5072 公園等の整備・維持管理	50721 公園施設長寿命化計画の策定	都市計画課
	50722 公園の改善及び修繕	都市計画課
	50723 城山公園の多目的グラウンドの拡張整備	都市計画課
	50724 土地区画整理事業地区内の公園整備の推進	都市計画課
5073 植樹帯の整備・維持管理	50731 桶川市ハート&ハンド道路サポート制度の推進	道路河川課

### 施策 508 治水対策の推進

基本事業	主な取組	担当課
5081 河川・水路の改修及び維持管理	50811 治水計画の策定	道路河川課
	50812 河川改修事業の推進	道路河川課
	50813 水路の適切な維持管理	道路河川課
5082 雨水貯留浸透施設の維持管理	50821 調整池の整備	道路河川課
	50822 開発行為に伴う雨水抑制指導	道路河川課

## 施策の大綱6 にぎわいと活力ある桶川をつくる【産業】

施策 601 農業の振興		
基本事業	主な取組	担当課
6011 経営強化の促進	60111 農地利用集積円滑化事業等による経営規模の拡大	産業観光課
	60112 減農薬・有機野菜栽培など消費ニーズに沿った生産体制への転換	産業観光課
	60113 農業者や団体の育成	産業観光課
6012 田園風景の保全・再生	60121 耕作放棄地対策の推進（再掲）	農業委員会 産業観光課
	60122 景観形成作物の作付拡大	産業観光課
	60123 援農サポーター育成のための研修会等の開催	産業観光課
6013 農業を身近に感じられる機会の充実	60131 農産物直売所の充実	産業観光課
	60132 体験農園の普及	産業観光課
	60133 学校給食等を通じた地産地消の推進	産業観光課
6014 農・工・商連携による産業振興	60141 「道の駅」など農産物・物産直売所設置に向けた支援（再掲）	産業観光課
	60142 農産物活用によるブランドの開発支援	産業観光課
	60143 関係者間の交流会の開催	産業観光課
	60144 （仮称）農業振興マスタープランの策定（再掲）	産業観光課
	60145 農業振興地域土地利用計画の見直し	産業観光課
施策 602 工業の振興		
基本事業	主な取組	担当課
6021 経営の支援と円滑な企業活動の促進	60211 中小企業融資制度の充実	産業観光課
	60212 経営診断事業の実施	産業観光課
	60213 経営に係る情報提供の強化	産業観光課
6022 新たな工業用地の確保と企業誘致の推進	60221 企業誘致の推進	産業観光課 都市計画課
	60222 企業誘致のための相談体制の確立	産業観光課
	60223 桶川北本インターチェンジ周辺土地利用計画の策定	都市計画課
	60224 加納笹原南部地区及び加納原地区の開発整備	都市計画課
施策 603 商業の振興		
基本事業	主な取組	担当課
6031 意欲ある事業者への支援	60311 中小企業融資制度の充実（再掲）	産業観光課
	60312 経営診断事業の実施（再掲）	産業観光課
	60313 空き店舗対策等商店街の環境整備	産業観光課
	60314 商工振興計画の見直し	産業観光課
6032 魅力ある商業地の形成	60321 桶川駅東口駅前広場、駅東口通り線の整備（再掲）	駅東口整備推進課
	60322 中心市街地活性化基本計画の見直し及び推進（再掲）	産業観光課 都市計画課

### 施策 604 観光の振興

基本事業	主な取組	担当課
6041 魅力ある観光地づくり	60411 観光資源の発掘活用	産業観光課
	60412 「道の駅」など農産物・物産直売所設置に向けた支援（再掲）	産業観光課
	60413 観光施設整備	産業観光課
	60414 特産品の推奨・販売促進	産業観光課
6042 観光推進体制の充実	60421 ガイドボランティア育成支援など観光推進体制の充実	産業観光課
	60422 フィルムコミッション事業の推進	産業観光課
	60423 マスコットキャラクターなどを利用した観光宣伝	産業観光課

### 施策 605 就労支援と勤労者福利厚生 of 充実

基本事業	主な取組	担当課
6051 就労支援の充実	60511 職業能力開発のための研修の実施	産業観光課
	60512 インターンシップの促進	産業観光課
	60513 求職活動における支援	産業観光課
6052 勤労者福利厚生の充実	60521 勤労者福祉施設の活用 of 増進	産業観光課
	60522 勤労者住宅資金貸付制度 of 利便性 of 向上	産業観光課
	60523 桶川市技能功労者表彰制度 of 推進	産業観光課

## 施策の大綱 7 計画的で将来を見据えた桶川をつくる【行財政運営】

### 施策 701 計画行政 of 推進

基本事業	主な取組	担当課
7011 計画的な行政運営 of 推進	70111 総合振興計画（前期基本計画） of 推進	企画課
	70112 行財政改革大綱に基づく行動計画 of 推進	企画課
7012 効率的な組織運営 of 推進	70121 職員 of 適正配置 of 推進	総務課
	70122 人事研修 of 充実	総務課
	70123 入札制度 of 見直し	契約管財課
7013 新たな公共 of 推進	70131 外部委託 of 推進	全庁
	70132 民間活力 of 導入	全庁
7014 利用しやすい市役所づくり	70141 窓口サービス of 充実	総務課 企画課
	70142 新市庁舎建設 of 推進	全庁 契約管財課

### 施策 702 経営的な視点からの財政運営

基本事業	主な取組	担当課
7021 持続可能な財政運営 of 確立	70211 効果的な補助制度 of 活用	財政課
	70212 経常的な経費 of 節減	財政課 全庁
	70213 外部委託 of 推進（再掲）	全庁
7022 安定財源 of 確保	70221 収納率 of 向上	収税課
	70222 企業誘致 of 推進（再掲）	都市計画課 産業観光課
7023 財政運営 of 理解の促進	70231 財政状況 of 公開・提供	財政課

### 施策 703 情報共有の推進

基本事業	主な取組	担当課
7031 広聴・市民相談の充実	70311 多様な広聴活動の実施	秘書広報課
	70312 市民からの意見への適切な対応を図るための各課連携の推進	秘書広報課
	70313 市民相談の充実	秘書広報課
7032 情報が開かれた市政の実現	70321 情報公開制度の促進	情報推進課
	70322 読みやすい広報紙づくり	秘書広報課
	70323 市ホームページの充実	秘書広報課
7033 個人情報 の適正管理	70331 情報セキュリティ対策の強化	情報推進課

### 施策 704 広域行政の推進

基本事業	主な取組	担当課
7041 広域的な課題に対する地域連携の強化	70411 施設の相互利用協定の拡充	企画課
7042 近隣自治体との交流の促進	70421 埼玉県央地域まちづくり協議会構成市町と連携した計画の実現	企画課





市の木（ケヤキ）



市の花（ツツジ）

## 桶川市第五次総合振興計画

発行日 平成 23 年 3 月  
発 行 桶川市  
企画・編集 桶川市総合政策部企画課  
〒 363-8501 桶川市泉一丁目 3 番 28 号  
電話：048-786-3211（代表）  
E-mail：seisaku@city.okegawa.lg.jp  
<http://www.city.okegawa.lg.jp>



桶川市マスコットキャラクター  
「オケちゃん」